



新たな仏独関係の構築でよみがえるEU

2018年3月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

はじめに

2017年の欧州は選挙の年といわれていた。オランダの総選挙、フランスの大統領選挙および下院選挙、ドイツの連邦議会選挙、オーストリアの総選挙などが予定されており、イギリスのEU離脱の決定、アメリカでのトランプ大統領の誕生などに見られる自国優先主義、ポピュリズムの流れが、これらの欧州での選挙でも続くのか、あるいは歯止めがかかるのか注目されていた。

イギリスのEU離脱交渉も本格化しつつあり、景気回復を受けて、リーマンショックをきっかけとして発生した債務・金融危機もほぼ脱したと判断され、統合の進化に向けての議論も見られるようになった。

こうした情勢を受け、2017年度の欧州経済研究会では、フランスの大統領選挙、イギリスのEU離脱交渉および離脱に伴う影響、EU市場におけるサービス産業の問題点、東欧におけるポピュリズム、政権発足前のドイツの連邦議会選挙結果、中国の欧州進出などについて議論を行った。

本報告書は、研究会における各委員の報告書を取りまとめたものである。欧州に関心をもたれる方の参考になれば幸いである。

要 旨

第 1 章 新たな独仏関係の構築でよみがえる EU

2017 年 5 月、徒手空拳で中道新党、「共和国前進」を立ち上げ、親 EU とプロビジネスとを掲げた 39 歳の新人、エマニュエル・マクロンが大差で大統領選に勝利し、6 月の総選挙でも 6 割を抑えた。極右のマリーヌ・ルペンが勝利をもぎ取る勢いだったが、ユーロ離脱でぶれまくって惨めな敗北を喫し、ヨーロッパの反 EU ポピュリズム跋扈に歯止めがかかった。マクロンはメルケルと連携し、金融危機で麻痺した EU 統合を再始動させたい。国内では夏にオルドナンス(特別政令)での画期的な労働市場改革を実現し、全面的な構造改革を開始する。全能神ジュピターに比肩され、難民危機で危機に瀕したヨーロッパを救出し、ポピュリズムの抑え込みに成功できるだろう。

第 1 章の付録 2 マクロン政権の展開—2018 年 3 月半ばまで

マクロン勝利で、既存の 2 大政党、社会党と共和国党は根底から揺さぶられ、戦後続いた政治地図は完全に塗り替えられた。決選投票で惨めな敗北を喫した国民戦線 (FN) のマリーヌ・ルペンは、支持者の分裂、脱退が相次ぎ、解体の危機に見舞われたが、国民連合 (RN) に改称して起死回生を図る。マクロンは早くも 9 月には労働法改正を実現したのち、職業訓練、失業保険、教育、国鉄、憲法改正など、猛スピードで全方位改革に乗り出した。労使の「社会的パートナー」による福祉制度の自主管理、という戦後レガシーの誇大フィクションに切り込み、労働組合を抑えこみ、30 年続いてきた既得権にメスを振るう。3 月初め、独連立政権が成立し、マクロンはメルケルと連携してヨーロッパ・プロジェクトの展開を目指す。

第 2 章 英 EU 離脱交渉の行方—第 2 段階の争点—

英国と EU (欧州連合) は 2018 年 1 月から、離脱交渉の第 2 段階として、移行期間や将来の関係の協議が本格化させる。英国が EU からの秩序ある離脱を 2019 年 3 月 29 日に果たすには、これ以上時間を無駄に使うことはできない。交渉を加速化し、明確な離脱後の道筋を可能な限り早期に示さなければならない。実質的な交渉期間は、欧州議会や EU 加盟国議会および英国議会の承認手続きに必要な期間を考慮すると、本年 10 月末までで、きわめて短く、時間との戦いとなろう。

第3章 EU 離脱が英国の研究および高等教育に及ぼす影響

英国と EU との間では離脱交渉が続けられており、「清算金」、アイルランド共和国と北アイルランドの国境問題、さらには離脱後の通商関係などが主たるテーマと伝えられている。このこともあって、離脱後、エラスムス・プラスをはじめする高等教育、及び Horizon2020 など研究計画で、英国と EU がどのような関係を構築するかについては、十分に協議されているとはいえない。

高等教育及び研究という面で英国は EU にかなり依存している。一方、EU 側からみても科学技術面で輝かしい成果を誇っている英国の重要性は否定できない。このため、英国・EU 間の通商関係がどうなるかは別としても、いずれかの時点で新たな高等教育・研究関係を形成する動きが本格化するものと見込まれる。

第4章 EU サービス経済化 ～暗黙規範対新産業政策～

EU 主要国の経済価値重心は「サービス経済」へと大きくシフトした。しかし、サービス経済の発展により、EU 域内の経済発展中心に偏りが生じ、EU の政治的求心力が低下した。英国、フランスはグローバルサービス経済へ移行し、ドイツは遅れた。地域に残存する暗黙規範の存在が域内に社会経済的緊張を生み、BREXIT の原因の一つとなった。解決策の一つとして、2015 年頃からポーランドなどで「新産業政策」への期待が高まった。本論においては、2017 年 3 月に EU 委員会が公表した” White Paper on the Future of Europe” を新産業政策ビジョンの一つとして紹介する。

第5章 欧州におけるポピュリズムの台頭とドイツ連邦議会選挙

最近の欧州各国の政治状況をみると、オーストリアやオランダにおける極右政党の躍進にみられるように、ポピュリズム政党の EU に与える脅威は必ずしも沈静化しているわけではないように見受けられる。2017 年 9 月のドイツ連邦議会選挙でもキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) や社会民主党 (SPD) が大きく議席を減らす一方、極右政党のドイツのための選択肢 (AfD) が初の国政進出を果たし、議会の第 3 勢力に躍進した。

こうした欧州各国のポピュリズム政党台頭の背景には、2015 年の難民の大量流入に伴う「反イスラム」感情の高まりや、難民政策に代表される EU 政策に対する反発がある。ドイツでは、CDU/CSU と SPD が紆余曲折の末 18 年 2 月、ようやく大連立政権樹立で合意し

た。そして大連立合意の是非を巡る SPD の党員投票での賛成多数という結果を受けて、ようやく新政権発足への動きが本格化してきた。しかし、4 期目のメルケル政権は最大野党となる AfD と難民政策や EU 政策などで厳しく対峙するケースが増えることが予想され、求心力が低下した新政権の今後の政権運営には大きな試練が待ち構えている。

第 6 章 緊密化するドイツ・中国経済関係

ドイツと中国の経済関係の緊密化が注目を浴びている。ドイツの貿易統計では、中国は輸出入合計で最大の貿易相手国となっており、主要産業である自動車についてもドイツの中国市場への依存度は高い。

中国から見てもドイツは欧州で最大の貿易相手国であり、直接投資でも著名な企業の買収などで積極的に進出している。最近では技術流出の恐れなど中国の投資についてドイツでは警戒感が高まっており、また中国市場での制約に不満も出てきている。

目 次

第 1 章 新たな仏独関係の構築でよみがえる EU	1
	法政大学 名誉教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 長部 重康
第 2 章 英 EU 離脱交渉の行方ー第 2 段階の争点ー	42
	(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 田中 友義
第 3 章 EU 離脱が英国の研究および高等教育に及ぼす影響	50
	摂南大学 経済学部 教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 久保 広正
第 4 章 EU サービス経済化 ～暗黙規範対新産業政策～	63
	関西学院大学イノベーション研究センター 客員研究員 合同会社ジフティク 代表 中野 幸紀
第 5 章 欧州におけるポピュリズムの台頭とドイツ連邦議会選挙	85
	(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 田中 信世
第 6 章 緊密化するドイツ・中国経済関係	100
	(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 新井 俊三

第1章 新たな仏独関係の構築でよみがえる EU^(注)

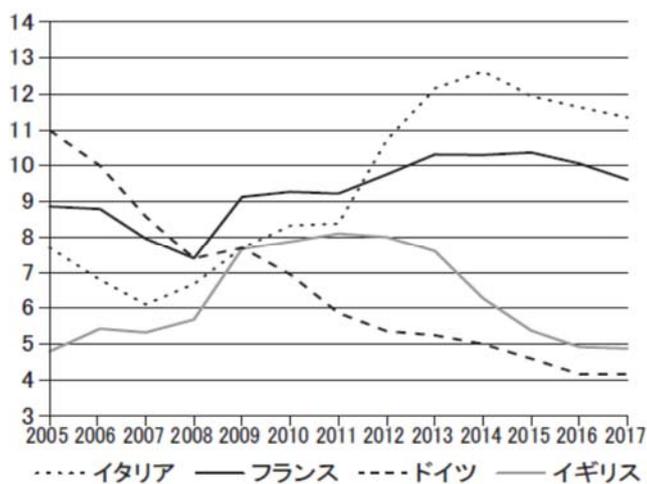
法政大学 名誉教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
長部 重康

注：本報告は2017年度ITI 欧州経済研究会の第1回（2017年7月）で発表し、のちに多少の修正を施したもので、2017年8月15日稿である。その後、『世界経済評論』の2018年1・2月号でヨーロッパ特集が生まれ、拙稿「マクロン改革はフランスとヨーロッパを変えるか」の掲載の機会を得たが、2017年10月末の時点での分析である。本報告の付録1.として『世界経済評論』掲載の拙稿レジメと目次を加え、さらに付録2.として「マクロン政権の展開—2018年3月半まで」とを新たに書下ろした。参考文献リストはまとめて付録2.の末尾に掲載する。

はじめに

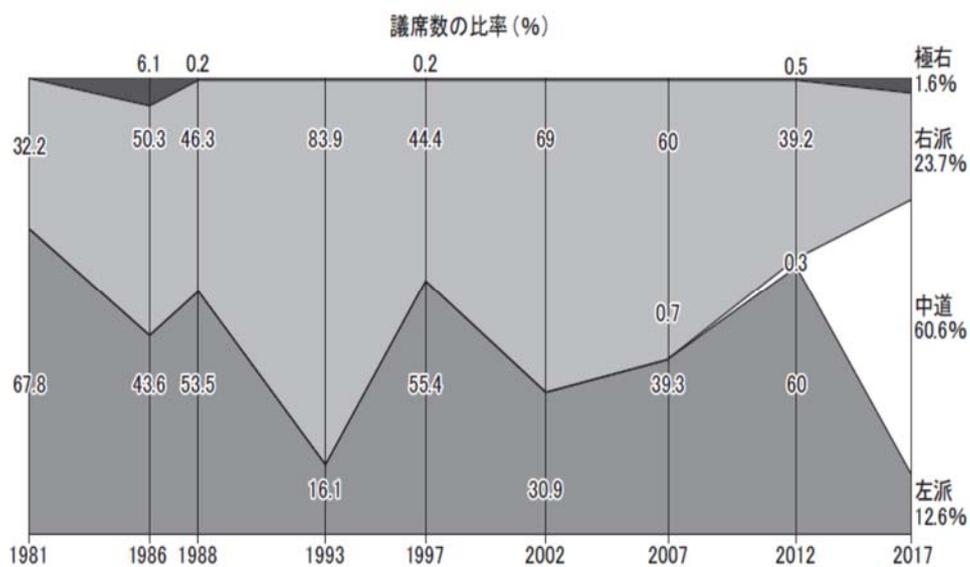
ヨーロッパ先進国中、失業率が高止まりするフランスは(図1)、1970年以降、その引き下げが喫緊の課題に浮上したが、半世紀を経てもなお解決には程遠い。だが2017年5月の大統領選挙がすべてを変えた。徒手空拳で中道新党、共和国前進(LRM)を立ちあげ、彗星のように登場した39歳のエマニュエル・マクロンが地滑りの勝利を収め、失業との闘いに展望が開けたからである。決戦投票では、勝利をもぎ取る勢いだったFN極右女性候補、マリーヌ・ルペンを、66対34%の予想外の大差で退け、ヨーロッパにおける反EUポピュリズムの跋扈に歯止めがかかった。5月17日に政権が発足し、6月18日には総選挙の決戦投票が行われ、与党が地滑りの勝利をおさめ、国民議会の6割を抑えて政権を盤石にした(図2)。早期の労働市場改革を実現し、失業との闘いを開始する。

図1 ヨーロッパ主要国の失業率 (2005~2017)



(出所) IMF (WSJ Q5 Sept 17)

図2 国民議会の左右中道勢力の推移 (1981-2017)



(出所) Le Monde, 20 juin 2017

第1節 全能神ゼウス(ジュピター)の誕生

全能の神、ゼウス(ジュピター)に自らをなぞらえるマクロンは、7月3日、太陽王たるルイ14世の居城、ヴェルサイユ宮殿に上下両院合同会合(コングレ)を招集し、アメリカ大統領に倣って史上初の「一般教書演説」(State of the Union Address)を90分にわたって行っ

た。翌7月4日には国民議会でフィリップ首相の一般政策演説が行われる予定であり、

マクロンが急遽、その前日に就任演説を決めたという。野党はマクロンが「大統領君主」で「首相権限を奪う大統領」になったと糾弾し、こぞって出席を拒否した。

1875年開始の第3共和政では、普仏戦争に敗北したナポレオン3世への恨みから、議会在が絶対優位を確保して大統領の議会への直接関与を禁じた。この結果、憲法では、大統領の議会への意志の伝達は親書に限定され、それへの討議も許さない、と規定したが(長部 2006)、第5共和政憲法もこれを踏襲した(第18条)。ドゴールは早くからその限界を口にしてはいたが、ようやくサルコジが2008年に改憲に踏み切り、上下両院会合(コングレ)での大統領演説が可能になった。サルコジは2009年6月、ナポレオン3世以来160年ぶりに、金融危機の出口戦略を中心に政治演説を行い、後を継いだオランドはパリ同時多発テロ直後の2015年11月、非常事態法の延長、国境警備強化、防衛費拡大を訴えた。

だが大統領就任演説はマクロンが初めてである。この中で、議員定数の3分の1削減、「民主制の効率を損なわない配慮」を施したうえでの比例制選挙導入、国民投票の拡大、徴兵制たる国民服役(service nationale)の再開と、驚愕すべき改憲構想を提示したが、後者は、男女とも18~21歳の間に1ヵ月の軍事教練を施すことになる。上下議員に対しては、フランス経済の深い変革のための奮闘を求めた。

7月4日、国民議会(下院)では首相による一般政策演説(discours de la politique générale)が行われ、悲痛な訴えで始まった。「我々は、ますます強い唸りをあげる火口の上で、踊らされている。フランスは絶望的状态にあるが、身をかかわして逃れることは不可能だ」と。政府に必要な最優先の課題は、歳出削減と減税になった。総選挙直後に会計検査院によって、財政見通しの衝撃な修正が発表され、前政権による2.8%の楽観的予想は覆り、3.2%への赤字急騰となる。急遽、選挙公約の修正に追い込まれたが、2017年末の赤字幅は3%を超えず、とのEUとの約束は死守すると確約した。歳出カットは聖域なしに断行するが、増税はせず、減税を大幅延期するとした。多くの減税予定は来年だが、1年先送りとなる。財政赤字は、任期5年間で対GDP比3%に引下げて、小さな政府を目指すとも主張した。一般政策演説は評決に付されたが、投票総数566中、賛成370、反対67、棄権129と圧倒的支持を得た。

すでに総選挙直後の6月21日、マクロンは内閣改造を断行していた。労働法改革を巡り、労組との会見が迫っていたためもあり、LRMと連立を組むMoDem(民主運動)(42議員)の党首で、何度も大統領候補になった老獪政治家、バイル司法相と同党の2名の閣僚、それに

社会党出身で新党立ち上げに功労があったフェラン国土結束相の合計 4 人に、辞任を迫ったのである。MoDem の 3 名は欧州議員であり、マリーヌ・ルペン同様、その偽装秘書手当支払い疑惑が浮上し、他方与党幹部の国土相は、議会による縁故疑惑調査が原因だった。マクロンはこれら名うてのうるさ型を穏健学者と元官僚とに挿げ替え、政権運営のフリーハンドを確保できた。この凄腕には、政界のお歴々は震え上がった。総議席 577 中、LRM は単独では 308 議席を占めるが、個別に中道右派議員 50 名が集まり、マクロン支持の独立会派を立ち上げた。

さて LRM の新議員はほとんどが若き新人であり、4 割が女性、3 分の 1 が企業勤務の経験がある。マクロンは彼らに「守秘義務と結束」とを求め、党の意思決定は「一つの声で語る」よう釘を刺した。前任大統領者のサルコジは「ちょこまか動きすぎ」で嫌われ、オランダは「普通すぎて」軽蔑された。マクロンはこの教訓に学べ「偉大さ」にこだわる。トランプに倣って記者会見は開かず、ツイッターを多用するが、国民の 3 分の 2 がこの政治スタイルを支持する一方、「独裁者」との批判や「ドゴ・ミッテラン」との揶揄も消えない。マクロンは高校時代の担任教師、24 歳上で 3 人の子持ちのブリジットと恋に陥り、後に結婚した。彼女は有能で、選挙戦でも積極的に指揮にあたり勝利を導いた。正式なファーストレディーの称号は名乗らないが（30 万人の反対署名が寄せられた）、エリゼ宮入りし、国際関係や人道・環境問題で活躍する。

2014 年 5 月の欧州議会選挙では反 EU のポピュリストが大挙進出し、ヨーロッパ各国で欧州懐疑派が活性化した。金融危機以後、経済が停滞するなかで、EU 統合はマルチスピード化を余儀なくされ、ヨーロッパの東西分断の懸念が広がる。とりわけポーランドとハンガリーでは、司法やメディアの規制強化でヨーロッパ的価値への挑戦が続く。バルカン、トルコ、中東、ロシアでもヨーロッパへの地政学的脅威が消えない。2016 年 6 月には英で Brexit が勃発し、11 月には米でトランプが勝利し、「自国ファースト」が世界を席巻する勢いとなった。だがヨーロッパでは皮肉にも、EU 結束の動きがかえって強まり、2017 年 3 月のオランダの総選挙では、EU 脱退と反イスラムを叫ぶ自由党が予想外の苦戦を強いられた。続く今回の仏大統領選挙と総選挙では、マリーヌ・ルペンが大敗した。長年、反 EU ポピュリズムの過激化に怯えてきたヨーロッパだが、マクロン大勝でようやくその減速が確信できる。9 月の独総選挙でメルケルの 3 選が成れば、ダブル M による「パリ＝ベルリン枢軸」が復活し、欧州統合の再始動が期待される。マクロンはとりわけユーロ圏改革を志向し、共通の財務相と予算との設立を実現したい。さらに各国の政策スタンスを成長モードへ切り

替えて経済を活性化させ、失業との闘いへの勝利を狙っている。

第2節 フランス政治の大転換

1 大統領選で異常事態が続出

エマニュエル・マクロンは1977年、北フランスのアミアンに生まれた。哲学者を目指した高等師範学校入試には2回失敗したものの、方向転換してシアンスポ(パリ政治学院)から高級官僚養成の大学院、ENA(国立行政学院)を出て、2004年には超エリート官僚たる財務観察官に就いた。この間3年の間、社会党に在籍した。2008年秋には民間の投資銀行、ロスチャイルドに転じ、3年半の間、大企業のM&A(合併買収)に辣腕を奮い、ネスレによるファイザー製薬の子会社買収などを指揮した。最後は共同経営者になり、この間の報酬は280万ユーロ(3.7億円)に上り、「金融界のモーツァルト」とあだ名をつけられた。ポンピドゥ大統領も同じくロスチャイルドに8年間在職したことがある。マクロンには政治歴が一切ないが、その秀才ぶりからフランス経団連(Medef)の事務総長の椅子やフィヨン首相の官房次長のポストなどが示されたが、いずれも辞退した。

サルコジ政権下、ジャック・アタリの主宰する経済近代化委員会に入り、彼の紹介でオランダと知り合い、2010年にその私的顧問に、2012年にはエリゼ宮副事務総長にそれぞれ就き、2016年には経済デジタル相へと、異例のスピード出世を果たした。そしてプロビジネスの経済近代化法、「マクロン法」を成立させたが、大統領選挙を1年後に控えた2016年4月、社会党予備選挙への立候補依頼を断り、「右でもなく左でもない」(後に「右でも、左でもある」)を標榜する中道運動、「前進」を徒手空拳で立ち上げた。8月末には経済相を辞任し、共和国前進(LRM)の政党化を進め、選挙戦に突入した。マクロンは、ポピュリスト、極右、極左、また反体制の「フランス不服従」(La France Insoumis)から、金権候補として激しい攻撃を浴びた。

1958年に始まった第5共和政では、ドゴールが小選挙区2回投票制を採用した。レジスタンスと戦後復興を通して躍進した共産党を抑えるためだったが、ポスト冷戦を迎えるとこれはFN抑止の防疫線(cordon bleu)に変身した。ミッテランはその「実験」に失敗して1986年に総選挙を迎えたが、敗北を最小限にするため比例制選挙に変えた。この結果9.6%を取ったFNは35名もの代議士を誕生させた。保革共存(cohabitation)で首相に就いたゴーリストのシラクが、比例制を止めて元に戻した(長部, 1995)。以後FNは低迷を続けた

が、今回の総選挙では8名を当選させた。「民主制の効率を損なわない」との条件付きではあれ、マクロンによる比例制導入は、フランス社会に大きな衝撃を呼ぶ。それはともかく、小選挙区2回投票制によってこの30年間、社会党とUMP(人民運動同盟)/共和党との2大政党間の政権交代が繰り返えされた。今回はそれが大きく様変わりした。大統領選挙では弱小候補の乱立が恒例だったが、今回は、FNのマリーヌ・ルペンが早くから世論調査トップを走るという番狂わせが生じた。さらに投票日が近づくと、極左の「フランス不服従」のメランションの支持が急騰し、世界は極右と極左の候補者間での決戦、という不毛な選択さえ想定し、ユーロも一時急落する事態となった。

4月23日の第1回投票の結果は、マクロンが24%を抑えてトップを占めて1995、2002年のシラクを上回ったが、2大政党は合わせて26%と記録的な低さに終わった。共和党のフィヨンが20%と健闘したものの、社会党のアモンはわずか6%に留まり視界から消えた。前回2012年選挙の大統領、第1回では、社会党が28.6%、UMP(共和党の前身)が27.2%で合わせて55.8%と、過半数を大きく超えていたのに、である。

この異常事態最大の理由はマクロン人気の急騰にあるが、2大政党の戦略的失敗も大きく響いた。今回2大政党がともに予備選挙を採用し、それが過熱した結果、党内対立が長期化しかつ深刻化した。より過激な主張を連ねる候補が漁夫の利を占めたのである。2大政党がこうして、無名な過激左派候補とカトリック原理派候補とを立てることになり、左右の両極端に大きく偏り、中道志向の有権者はすっかり置き去りにされてしまった。マクロンは早くから「社会リベラリズム」を標榜し、市民社会指向とプロビジネスとのあらたな価値観を提示してきた。2大政党がすっぽりと抜けた広大な中道空間を、マクロンが根こそぎさらう。恵まれぬ層や大衆は、第1回で極右や極左の過激候補に流れたものの、第2回では、多くが棄権か無効票に閉じこもったが、メランション票の半分はマクロンに向かった。

幸運なことに、数年ぶりの景気好転もまたマクロンに味方した。欧州委員会は5月、ユーロ圏の2017年の実質成長率は1.7%になると推計し、前回2月の見通しを0.1%上方修正した。先行きの下振れリスクは和らぎ、2018年には1.8%と、安定した景気回復が続く。2016年後半から続くEUを除く世界全体の成長の伸びも、2017年の3.7%から2018年には3.9%に加速する。ユーロ危機後、中間層は長い間、疲弊してきたが、マクロン登場で、ようやくチャンス到来と期待できる。

後にみる労働市場改革では、その第1弾として前オランダ政権時代にささやかながら実現しており、マクロン経済相もかかわっていた。その成果もあって、長らく10%を切らな

かったフランスの失業率も、ようやく縮小の兆しが出てきた。2017年第1四半期には9.6%になり、何年かで7.5~8%まで下がるとの楽観的見方さえある。企業では雇用拡大を望む数字も8.2%と高まり、建設では22.5%にまで達する(Financial Times, 3 Aug. 2017)。マクロン当選でさらなる労働市場改革が実現すれば、大きな状況改善が期待できよう。

2 総選挙で棄権票が急増

首相には共和党出身のエドゥアール・フィリップが抜擢された。1970年、ノルマンジー地方のルーアンで生まれの46歳。経歴はマクロンと同じで、シアンスポからENAを経て、エリート官庁、国務院に入った。学生時代に2年間社会党に入党して社会民主主義者のロカール首相に私淑し、親しく指導をうけた。だが後に離党し、保守に移った。2001年にルーアン市長の顧問を務めたのち、2010年に市長になり、2012年から代議士を務めている。この間、元首相のジュペに出会い、2002年にはゴーリスト・中道右派の合同で生まれた新党、UMP(人民運動同盟)の幹事長になり、今回の大統領選挙ではジュペの選挙参謀を務めたが、予備選ではフィヨンに敗れた。

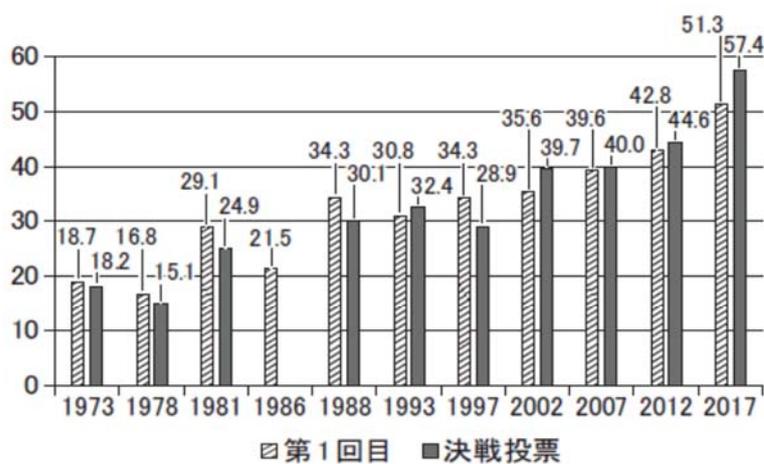
総選挙は6月11日と18日に行われたが、第1回投票では、マクロン派が大きく票を伸ばし、共和国前進(LRM)と連立相手のMoDem(民主運動)とで32.1%を挙げた。だが大統領与党の票は、大統領選挙第1回より15%減となった。大統領選との比較ではFNが激しく落ち込み、60%減(21.3%から13.2%)となり、メランションの不服従のフランス(LFI)も19.6%から11.2%へと半減した。左右の過激派は選挙民の信頼を失い、凋落を避けられなかった。

新国民議会(下院)の政党別議席数は、全577のうち、中道連立与党党で合計350、60.6%を占める。内訳は、共和国前進(LRM)308、MoDem(民主運動)42であり、後者は、前回2012年は2であった事実を見ると、マクロン効果が働いて大躍進できたといえる。主な野党は、前回の政権交代後に結党された中道のUDI(民主派独立派同盟)が27、右では、極右FN(国民戦線)が8(同2で+6)、LR(共和党)が112(199で△87)、左では、LFI-PC(不服従のフランス+共産党)が27(25で+2)、PS-RGRG(社会党+左派急進党)が34(284で△250)、左派諸派—EELV(欧州環境・緑)が13(うちEELV1で前回の17から激減し、中道に奪われた)となった。政治傾向別には、中道が60.6%(前回は0.7%で今回大躍進)、ついで右派23.7%(同39.2%で激減)、極右1.6%(0.5%から増大)、左派12.6%(60%で大敗)となる。従来の2大政党合計は146で25.3%を占め、4分の1に落ち込んだが、前回は483で83.7%と圧

倒しており、その6割近くを失ったことになる。

今回は投票率の著しい低さが大害しになり、選挙の正当性は揺らがざるを得ない。棄権率は第1回で51.2%と過半数を超えたが、決戦投票ではさらに膨れ上がって57.4%に達した。前回の2012年総選挙の決選では43.7%、前々回の2007年では40%に留まっていたことから、選挙民の関心の異例な低さが明らかである。(図3参照)

図3 総選挙の棄権率 (1973~2017)



(注) 数値は「決戦投票」の結果 (%)。1986年は比例制で、決戦投票を行っていない。

(出所) *Le Monde* (20. juin 2017)

その理由の第1は、選挙民の選挙疲れである。2大政党の予備選挙から始まり、大統領選挙を迎えるまで数か月かかり、長過ぎた。

第2に、マクロン勝利の確実性の高さ。有権者が支持政党別に、FN、共和党、共和国前進、フランス不服従と4極化されたが、いずれの極も基礎票では10%を超え、勝利の可能性は残される。だが結果的にLRMのみが一頭地を抜いてしまい、2大政党を想定した単記2回投票制では、この民意を掬い取れなかった。大統領選挙、総選挙を問わず、LRM候補は第1回で必ず生き残り、それ以外の候補でたとえ決戦に進めたとしても、ここで選挙民の拒否に出会う。

第3に信頼できる野党の不在であり、社会党は反乱者続出で自沈した。大統領選挙で、現職大統領のオランドは不人気から出馬を見合わせざるを得ず、元党員のメランションが党外で暴れまわった。結局、これを受けて、過激派で無名のアモンにお鉢が回ってきたものの、

現実離れの「定額所得給付」(universal basic income)の導入を打ち上げて、国民からそっぽを向かれ、敗北への道をひた走った。定額所得給付とは、年金、社会保障、生活保護などの社会給付のすべて廃止し、代わりに国民全員に一定金額を給付する、というものである。他方、共和党ではジュペやサルコジが予備選に立ったが、最右派候補、フィヨンが思いがけず選ばれた。かれはカトリック原理主義を研ぎ澄ませてしまい、少数の熱烈支持を受けても、支持は伸びない。やがて家族への高額秘書支払疑惑や、高級紳士服地の贈与など、スキャンダルが暴かれて失速した。

さてシアンスポのドミニク・レイニエ教授が言うように、「フランスの議会は、これまで一度も対抗権力 (contre-pouvoir) として立ち現れた事実はない」(Lepametier,2017)。オランド政権時代には、政策を攪乱させたのは野党勢力ではなく、党からの「反乱者」であった。サルコジは大統領絶対性を是正して議会の権力を強めるべく、たとえば財政委員長ポストを野党へ渡す規定を導入したが、議会のチェック機能は働かない(長部, 2007b)。マクロンを緊縮財政へ大転換させたように、権力への糾弾者は、むしろ会計検査院長といえる。フランスでは長い間議会の外で、デモやストライキ、あるいはコーポラティズム(政労使、3者間の談合体制)が展開され、「動員政治」(politique de mobilisation, 長部 2006)が続いてきた。肥大化したマクロン与党が、この漂流をかえって助長する危険さはらんでいる。とはいえ野党は、冷戦下の共産党のように、今後、長期にわたり勝利から遠ざかることになる。

今回浮上した4極化という政界再編劇は、過去30年間、左右の2大政党制に浸りきったフランス政治システムに衝撃を与えている。それがマクロン構造改革の展開に応じて、フランス社会モデルにまで及ぶのは確実である。さらにはヨーロッパ全体での、限定付きながら西側全体での、政治環境の再定義を促す可能性もある。戦後に始まり、ベルリンの壁崩壊後にヨーロッパ政治環境の土台に定着したと思われた、社会民主主義とキリスト教民主主義の2大イデオロギーは、厳しい挑戦を受ける。健在とみられている独のCDU/CSU(キリスト教民主同盟・社会同盟)や西の国民党も、ドイツのための選択肢(AfD)やカタルーニャ地域独立政党の脅かされる事態を迎えた。

第3節 新政権の構造改革

2017年7月初めに国民議会で授權法(loi d'habitation)が通過し、それが8月に上院で成

立した。これを受けて秋には政府がオールドナンス(特別政令)を公布し、新たな投資計画、財政健全化のための税制改正などとともに、とりわけ労働市場改革のための労働法改正を急ぐことになる。個別法の逐条審議では時間がかかり紛糾が予想される、としてマクロンがオールドナンス(特別政令)による改革を公約していた。

1 新たな投資計画

公共投資 500 億ユーロとそれに付随して、民間投資への利子補給などの財政支援を行う。マクロンは他の大統領候補とは違い、財政赤字を 2017 年末までに 3%以内に抑える、との EU との約束を断固守る。だがひたすら歳出圧縮を進める「カンナかけの論理」(logique du rabet)から決別し、将来の経済と環境の転換を可能にする新たな論理を構築すべきとだと訴えた。その手段が新投資計画であり、マクロンの政策顧問で、経済計画庁長官を務めた経済学者、ピザニフェリー(Pisani-Ferry)では以下のように説明する。基本的にはサプライサイド政策だが、デマンド効果にも配慮する。現在さほど高くはない利子率を活用して、投資を拡大し、歳出削減と成長率引上げとに努める。80 年代のサッチャー改革はお手本にせず、「スカンジナビア・モデル」を目標にする。それは労働や人的資源の開発を重視し、乱立する年金制度を統一し、「フレキシキュリティー」(労働市場の柔軟化による雇用保障)を特性とする。500 億ユーロの公共投資の内訳は、150 億ユーロを若者の職業訓練と雇用促進に、同じく 150 億ユーロを環境保護の転換に、さらに行政のデジタル化、農業、地方交通、健保などに配慮する。公共投資による利子率上昇への懸念があるが、経済団体のコンセンサスを得て、成長率の枠内での緩やかな上昇に留めたい、とピザニフェリーは約束したが、同時に、つぎにみるように 200 億ユーロの大型減税で成長を下支えする。

2 財政健全化

総選挙での地滑りの勝利をゆっくり祝う間もなく、その 10 日後、6 月 29 日に、マクロンは仏会計検査院による衝撃の報告を突き付けられた。オランダ政権が 2017 年の財政見通に失敗し、赤字額が 80 億ユーロ膨らみ、その幅は当初の 2.8%から 3.2%へと大きくに拡大するという。EU との約束を実行するには、半年しか残されていない。マクロンはユーロ圏改革という国際的野望を達成するためにも、歯を食いしばって緊縮策を断行するしか途はない。彼は公約で 5 年の任期中に、先にみた 500 億ユーロの公共投資と 200 億ユーロの大幅減税とで経済活性化に努める。だが他方で、1 万 2 千名の公務員削減(地方自治体 7 千名、

政府 5 千名)と社会保障の抜本改革(年金や医療保険、失業保険)とで財政健全化を進める。

税制改革では、富裕税 (ISF) を縮小して企業誘致に力を入れ、投資家を呼び込む。そのために資本所得課税は 30%の均一見積もり課税に簡素化し、法人税も 2022 年までに 33.3% から 25%へ引下げる。当面は中小企業への優遇税制導入で対応する。一般家計に対しては、その 8 割にまで住居税(taxe d'habitation)を免税する。フランスでは「税制近代化」の象徴として過去 30 年来、所得税の源泉徴収化が望まれてきたが、これを断行して脱税を抑え込む。とりわけオランダ政権が導入した CICE (Crédit d'impôts pour la compétitivité de l'emploi 一競争力強化と雇用創出のための税額控除)の見直しが急がれ、代替策を探す必要がある。

フランスの社会保険料は使用者負担が大きく、新規雇用の妨げとなってきた。これまでも一般福祉税(CSG)などによる国庫負担で代替された経緯がある。オランダは 2012 年の大統領就任後、財政難から、前任のサルコジ大統領が導入した使用者保険料の引下げを撤回した。その数か月後に CICE を捻り出したのが、担当大臣のマクロンであった。前年に使用者が支払った保険料を 1 年遅れで法人税の税額控除で返す、との複雑な制度である。これにより雇用増と赤字圧力の軽減との二兎を追えるはずだった。だが新制度では企業は数年先が見通せず、雇用増には踏み切れない。また制度の複雑さと欠陥、不手際が重なり、歳入欠陥は毎年 200 億ユーロに達してしまった。オランダは元に戻すことにしたが、マクロンも 100 ユーロの控除額を 100 ユーロの保険料引き下げで返すという。だが企業は所得増になるため 30 ユーロの付加所得税を負担せざるを得なくなり、CICE のままの方がいい。ともあれ新政権は、この代替策実施を 2019 年に先送りした(Piketty,2017)。

フィリップ首相は 7 月初めの財政演説で、「社会モデルの革新のために、政府は劇的な財政節約プランに踏み切らなければならない」と訴えた。マクロンはサルコジやオランダのように任期の冒頭での増税は望まぬため、財政赤字の拡大に対処すべく税制改革も延期を余儀なくされた。所得税の近代化や CICE の代替策は 2019 年に 1 年送りになった。歳出カットは国防費、治安対策、外交、開発援助、文化や教育などの戦略部門も例外扱いはできなくなった。これら歳出カットの合計は、総カット額の 47%、14 億ユーロに上る。7 月 14 日には軍制服組のトップ、統合参謀総長ドヴィリエが突然辞任したが、8.5 億ユーロの予算節約への抗議と見られた。だが 2018 年の軍事予算は過去最大の伸び、15 億ユーロが予定されており、NATO との約束で、2025 年には対 GDP 比 2%でまで国防費が引き上げられる旨、政府・軍の間で合意済みである。

ドヴィリエ將軍は下院財政委員会の秘密会で、防衛予算の大幅歳出削減に懸念を示した。マクロンはこれを知って統合参謀総長を公的に叱責したが、將軍には我慢できなかったのだろう。こうささやかれている。丁度タイミングよく実施された『ジュルナル・ドゥ・ディマンシュ』紙の世論調査では、マクロン支持が1月前より10%も急落し、54%になった。

マクロンは弱者への配慮から、自営業や被解雇者への失業保険を拡張し、眼鏡や補聴器の経費全額払い戻し、1か月の国民服役制度導入などを掲げている。歳出カットの必要額は5年間に600億ユーロまで膨れ上がる恐れがある。財政赤字は2017年に3%、2018年に2.7%、2019年は2.9%と揺り戻すものの、その後毎年縮小を維持し、2022年には0.5%になる。フランスは2008年以来赤字幅3%超えをつづけ、1974年以来、財政赤字に陥ったままであった。半世紀ぶりに均衡財政に近づく。OECDの中で公的部門の比率がもっと高いフランスだが、義務的控除費用は対GDP比で44.6%に上る。5年の任期中に対GDP比3%の縮小を図るが、予測値より600億ユーロの節約になる。うち社会保障関係で250億ユーロ、100億ユーロが地方自治体、250億ユーロが政府となる。

地方との関係では、上から糧道を絶つ強権的方法ではなく、自治体から自主的な節約提案を求めるとする。社会保障では、医療保険で150億ユーロの節約を図り、その伸びは年間2.3%に抑制する。失業保険で100億ユーロ節約するが、ガバナンスと給付との構造改革を実施する。労働組合とは緊張関係が避けられまい。

3 労働市場改革

労働市場の柔軟化や社会保障の構造政策は待ったなしである。

労働法改正の改正法案は、担当するモリエル・ペニコ労働相の名を冠して、「モリエル・ペニコ法」と呼ばれるが、すでに2016年7月のオランダ政権の下、やはり時の労働相の名を冠した労働法の改正、エル・コムリ法が成立し、8月初めに公布されている。雇用の拡大や企業の競争力強化を目的にしており、企業レベルでの労使の合意により、週35時間労働制の柔軟化を図り、労働時間の調整を可能にする。同時に経済的解雇の定義の明確化を図り、企業負担の軽減を進めるものであった。

モリエル・ペニコ法は、その趣旨において、エル・コムリ法の延長、強化を進めるものといえる。このエル・コムリ法だが、2016年4月に下院審議に入った激しい反対運動を前に、政府は5月初め、憲法第49-3という奥の手の採用を決断した。法案の採決は行わず、代わりに政府不信任をかけ、その否決によって法案の一括通過とみなす、というものである。議

会の会期(通年)中に、予算法で1回、法案で1回のみ限定されるようになった。エル・コムリ法は上下両院での無数の修正が繰り返され、政府は妥協を重ねて法案は骨抜きになり、マクロン改革が必要になるのだが、ともかく憲法第49-3の規定で成立した。

エル・コムリ法案が発表されると、労組、学生団体、さらには社会党左派から、法案撤回を要求する激しい抗議やデモや集会が全国に展開された。労働相は「無期雇用契約(CDI)化で若者がより多く労働市場に参入できる」とし、①労使間対話の一層の活性化、②企業にとってより柔軟性を持った、予見性の高い仕組みの構築、③不安定な状態に置かれている労働者の保護の強化を図る、ものだと主張した。エル・コムリ法はまた「社会対話」の名のもとに、労働法の協約化(conventionnalisation)を進め、企業協約に重要な役割を負わせようとする。「ミッテランの実験」のとき、オール・労相が1982年に全面的な改革を断行したが、それ以来一貫する方向性といえる。現場に近い企業レベルでこそ、労使関係に経営実態を迅速かつ公正に反映できる、という考えである。

2016年3月31日には、ストライキを含めた全国抗議運動が燃え盛り、警察発表で39万人が参加し、夜通しの不寝デモが荒れ狂った。国民の58%が反対し、46%が撤回を求め、40%が修正を要求した。原案成立を求める声は13%に過ぎなかった。社会党は69%、共和党は59%が成立を望んだが、極左、左派戦線の72%、極右FNの66%が撤回を求めた。国鉄ストでTGV(新幹線)が止まり、製油所のストでガソリン不足が生じて国民生活に影響が出た。CFDTなど穏健労組は改革を支持し、5月に憲法49-3でエル・コムリ法が下院通過すると、その後、反対運動は目に見えて衰えて、8月初めには公布された。

さてマクロンの目指す労働法改正、モリエル・ペニコ法案は、「企業の競争力と労働者の職の安全とを高めるために、労働法の簡素化と近代化を図る」とされる。その実現手段として、①特に事業所での有期雇用契約に関する規定の削除、②労働審判所が決定する解雇乱用補償金に上限を設定、③企業規模で別れる、従業員代表機関の各審級(労働組合、企業委員会、従業員代表)を融合させる、を掲げている。団体交渉に関しては、①企業協約が優越性を持つ領域の拡大。現行では職際協定や産業部門別協定が企業協定に対して意義申し立てができない分野は6つあるが、これを拡大する。②企業協約の安定化、③従業員投票の実施の容易化。現在代表的5大組合のみに認められているが、企業にもその実施権を認める。とくに組合や代表機関がない場合である。

また「衝撃的内容」と報じられた、以下の改正点が挙げられる。①労働協約にあらかじめ解雇規定を明示する。②有期雇用契約(CDD)締結理由に対する企業に選択権付与(現行では

3 理由に制限)。③労働協約で企業契約に優先権を認める。④「会社再建計画」(plans sociaux)における規定の見直し。従業員 50 人以下の企業において、少なくとも 10 名以上の解雇を望む場合。

なお政府は雇用契約の無期化(CDD)を優先させるが、いくつかの産業部門では企業に有期契約 (CDD) の自由度を認め、それを法規制ではなく産業部門の協議にゆだねる方向を明確にした。たとえば建設ではプロジェクトの終了とともに契約が終了する、技術研究事務所、技術顧問室、コンサルタント部門などはで団体協約の締結が可能になる。またごく短期の契約については、特殊事情が考慮されるべき、とした。若い世代の新しいライフスタイルにフィットする場合もある。だが激しい批判を続ける組合もあり、FO(労働者の力)は「労働のATOM化を生む」とし、CFTC(仏キリスト教労働者連合)は「雇用が金次第になる」、と改革を撥ねつける。

エル・コムリ法が強権的な憲法 49-3 の規定 (政府不信任の否決で、法案審議を省略) を使ったのとは違い、モリエル・ペニコ法案は授權法によるオルドナンス (特別政令) 公布で進めるが、やはり法案審議は省略される。違いは、反対運動がさほど強くないためだろう。労働法改正について、現段階で大半の労働組合と使用者団体とのリーダーたちは、警戒心を捨てないまでも、おおむね中立ないし受入れの方向を示している。CFDT(仏民主労働連合)はもともと融和的だが、これまで敵対的だった FO(労働者の力)が好意的に受け止め始めた事実が特記される。共産党が牛耳る CGT(労働総連合)は激しい抵抗姿勢を崩さないが、去る 3 月末の代表組合を選ぶ選挙で、民間部門で戦後初めて CGT が CFDT に敗れてトップの座を明け渡した。労働者の労働市場や労使関係への姿勢が、マクロン勝利と並行して、大きく変わりつつあることがわかる。

第 4 節 仏独連携による欧州統合の再始動

1 FN 内紛でポピュリズムが減速

大統領決選投票において、マリーヌ・ルペン は 66 対 34% とマクロン に大差をつけられて敗北した。彼女の最大の主張は、ユーロからの離脱であり、EU 脱退に関しても国民投票を実施するとした。この反 EU の主張に有権者は不安を高め、支持者離れが深刻化した。さらに決戦前に放映されたテレビ討論が彼女の敗北を決定的にした。マクロが明晰な訴えで有権者の心を虜にできたが、ルペンは質問にまともに答えられず、動揺を繰り返した。ユーロ

離脱に関してはぶれまくった。フランへ戻すことは確約したものの、ユーロについては単一通貨としてではなく共通通貨として残す。意味不明で非論理的な説明に終始したことで、支持者の間にも失望が広がった。『ルモンド』は「マクロンの主張はしばしば大雑把だが、FN 候補は虚偽の多用で戦略を練っている」とした。そして「マリーヌ・ルペンの 19 のウソ」と題する長文の分析のなかで、その過ちを縷々指摘した(Delrue *et al.* 2017)。例えば彼女は、英経済の好調が、EU 離脱後のフランスの将来を予想させると主張するが、実際には英の成長率は大きく落ち込んでいる。

FN にとってより深刻な問題は、すでに内紛劇が拡大してしまったことである。2016 年 12 月には、副総裁で彼女の右腕、フロリアン・フィリップが人口流産の費用返済措置の主張に強く反対し、党指導者間の関係が悪化し始めた。彼はマクロン同様、ENA 出身の高級官僚をへて憲法・公法の大学講師を務め、マリーヌ同様弁護士資格も持つ。2008 年以降、FN の「脱悪魔化戦略」を指揮してきた。反ユダヤ主義を封印して武闘過激派を追放し、FN を共和派主要政党に脱皮させようとする戦略である。党を危険視する声は弱まり、支持率は大きく伸びた。その彼が大統領選挙終了後、ユーロ離脱の主張を党が取り下げると離党する、と宣言した。

さらに内紛劇は広がる。党のナンバー・スリーは 27 歳のマリオン・マレシャルルペンであり、党首の姪に当たる。彼女が 22 歳で迎えた前回総選挙のとき、祖父のジャンマリー・ルペンの命により、南仏において落下傘降下で出馬し、史上最若年の当選を果たした。以後、下院議員と地域圏議員とを務め、党の幹部入りした。だが大統領第 1 回投票を終え、決戦投票の直前に、彼女は唐突に政界からの引退を宣言した。下院での立候補は望まず、地域圏議員も辞任する。理由には、3 歳の娘の世話や体調不良を挙げ、さらに政治しか知らないの、民間企業で働いたみたい、との希望を語った。彼女は国籍や治安、移民に関心が高いものの、自分は極右ではないと主張する。サルコジに一時惹かれた時期もあり、共和党の大物議員、ボーキュルーズとは議論を交わす仲である。極右から中道右派に至る幅広い右派(保守)連合の形成が持論である。それゆえマリーヌやフィリップとはそりが合わず、自由が欲しい、が本音であろう。その後、総選挙では彼女の代理人が候補に立ったが、共和党候補に惜敗した。7 月半ばに党のセミナーが秘密会で開かれ、マリーヌ・ルペンが党首就任以来迎えた最大の危機を討議された。

さてフランスでは。マクロン改革による変化への期待が膨らみ、彼をナポレオンやドゴールに肩を並べる「救世主」(homme providentiel)になぞらえる向きもある。ヨーロッパで

ピューリズム失速が確かになれば、彼をヨーロッパの救世主と称える声も高まるだろう。

2 東欧対西欧の対立

「ようやく、ヨーロッパとフランスは和解した！」とマクロンに近い、フランスの欧州議員が語った。フランスは EU と、とりわけドイツのメルケルと、信頼回復の上、ユーロ圏改革と EU 再始動に取り組む構えである。

だがポーランドのアンジェイ・ドゥダ大統領は、マクロン勝利を祝う書簡のなかで、熱意のない対応しか示さなかった。テレビ・インタビューでも、ヨーロッパにおける人の移動の自由を守るべきだと強調しつつ、「マクロンが真の勝利を誇るためには、ポーランドの信頼を取り戻さなくてはならない」と語った。マクロンが選挙戦のさなか、ポーランドは EU 民主主義基準と法の支配とを遵守すべきだと批判し、EU 規模でのポーランドとハンガリーへの制裁措置を主張した事実を忘れなかった。

マクロン勝利をめぐる反応は、ヨーロッパの東西で極端な差がある。西は熱狂的に迎えたが、東は冷ややかに眺める。かつて冷戦時代にヨーロッパを東西に分断した鉄のカーテンは、1989年12月の米ソ間のマルタ・サミット宣言で取り除かれた。だが国益、価値観、将来のビジョンなどで、両者はますます逆方向に向かっているかに見える。とりわけポーランドとハンガリーとで西欧の価値への挑戦が鮮明となり、ブルガリアやルーマニアなども含め、国により程度は違っても、ポピューリズム、ナショナリズム、腐敗、難民危機での非協力などで EU や西欧諸国との軋轢が高まった。ベルギー仏語圏のワロン州首相は、Brexit のあと、Polxit, Hungxit, Romaxit, Bulgxhit が続くことを期待している、と言いつつ。欧州の東西対立は、ヨーロッパの一体性を危うくさせかねない。

東欧における第2の壁が、バルカン諸国の EU 加盟問題である。新たな加盟ラウンドが始まるのか、バルカンでのみならず、ヨーロッパ諸国の多くが注目している。トルコのように民主主義が脆弱で、政治的緊張度も高い。現在でも暴力的な人種紛争が間歇的に噴き出る可能性は消えず、負の遺産を消化しきれずに国境紛争も残る。EU 加盟から取り残されれば、やがてはロシアの餌食になる危険も消えない。EU 加盟の最後は、2013年のクロアチアだが、バルカン諸国への EU 加盟の正式手続きはまだ生きている。モンテネグロは、35の政策領域中26で EU との交渉が開始されたが、今だ2領域しかクリアできていない。

9年前にセルビアから独立宣言したコソボは、1年前に EU と連合条約を結び、加盟に近づいた。だがセルビアとの完全和解が条件であり、EU の5カ国がなお独立国家とは認めて

いない。他方去る 4 月 2 日、セルビアで有能なヴチッチ新大統領が誕生したが、かれはヨーロッパ化の将来に向けて真剣に取り組み、バルカンにおけるロシアの影響を抑えたいと望む。EU は支援を与えるにふさわしい人物とみなすものの、EU 加盟までの道のりは長い。ボスニア・ヘルツェゴビナはさらに時間がかかろう。人種対立をあおる政治家が存在しているからである。

なお 2017 年 6 月から半年間、エストニアのカルジュレイド女性大統領が閣僚理事会議長に就任した。彼女は EU の一体性強化に熱心であり、EU の東方拡大は時代を画した大成功だったと公言している。中欧諸国は、ユーロ圏の成長で輸出が伸び、成長も目覚ましい。ハンガリー、チェコ、ルーマニアなどで賃金上昇と労働力不足が著しく、ウクライナ、ベトナム、ロシアなどから移民労働者が流入している。

3 ポーランドの司法危機とハンガリー問題

Brexit によって EU で 5 番目の大国になるポーランドは、ワレサが率いる独立労組「連帯」で冷戦終結を先導し、その後は東欧への EU の拡張モデルとなった。だが保守的ナショナリスト政党「法と正義」が 2015 年 10 月に政権に就いた。その 1 年後、人々は民主主義やメディアが脅かされる危機感から、共産党政権崩壊以来初の激しい全国デモを展開した。

2017 年 7 月 6 日にポーランドがトランプ大統領を招き、中東欧 12 カ国会議を開催した。トランプが訪欧の出発点にこの国を選んだのは、彼が求める軍事費 2% をすでに達成した NATO の 5 カ国、優等生に入っているからであり、対露牽制のための有力な相手と評価したためでもある。それから 2 週間、ポーランドでは、法の支配や司法の独立への侵害をめぐって、突如、劇的な恐怖が国内外に走り、数万人に上る大規模なデモがワルシャワや各都市を揺るがした。7 月 20 日以降、3 つの司法改革法案が大差で可決される。①下級審の裁判長を司法相が更迭可能にする。②判事の任命を行う機関 (KRS) を、議会がコントロールする。③最高裁の全判事 83 名を一挙に解任し、後任は事実上法相が選ぶ、とのとてつもない法改正となる。ドゥダ大統領は、②と③の施行を大統領権限で拒否したが、①については司法改革が必要だとして、修正を指示した。大統領は法の規定で無党派が求められるが、与党の支持で当選した法学者である。

「法と正義」の党首、レフ・カチンスキーは、連帯のメンバーであり、ワレサと協力関係にあった。1990 年代初めに彼と分かれ、2001 年に「法と正義」を結成したが、その主張の

核は、「ポーランドの変革はフェークだ」にある。元共産党とワレサ、穏健野党が共謀して、権力の中核をコントロールしている、と断定する。8年間政権の座にあった、中道右派の「市民プラットフォーム」は4半世紀前の卑しい取引でうまい汁をすい、その後ずる賢く立ち回ってきた。司法、官僚、秘密警察、など国家機関を握っているのは彼らだ、という。カチンスキーは大統領の対応が間違っているとし、妥協のふりを見せない。対立は今後長引く様相を呈し、やがて政界再編に至る展開もあり得る。

EUのトゥスク大統領はポーランドの「市民プラットフォーム」政権の首相を務め、現政権からは再任に反対された経緯がある。彼は現体制が、「ヨーロッパの価値や基準に逆行し、かつての東欧に引き戻す」と激しい批判を繰り返す。ティーマーマンス EU副委員長は、特に③の最高裁判事の解任を問題視し、リスボン条約第7条(加盟国の投票権制限)による制裁を突き付けている。だがハンガリーが反対すれば、全会一致の必要要件を満たせない。

「非リベラル民主主義」を掲げるハンガリーのビクトル・オルバン首相は、2015年の難民危機の際に、EU加盟国間での難民の分担受け入れを強硬に拒否し、EU分解の危機を掻き立てた。さらに今年4月には、教育関連改正法に署名したが、冷戦終結後、同国出身のアメリカの著名投資家、ジョージ・ソロスがブタベストに共同設立した中欧ヨーロッパ大学(CEU)が閉鎖に追い込まれる。3月にはプーチンも、ソロス出資によるサンクトペテルスブルグの欧州大学を閉鎖している。CEUの存続を訴えて、ノーベル賞受賞者17名を含む、500名以上の学者が署名した。EUはこの教育法改正が、EUの単一市場ルールに違反すると警告する。ハンガリーはEU構造基金の最大の受け取り国であり、国民はEUを強く支持している。

さてマクロンの外交姿勢だが、対露ではあいまいさが目立つ。経済相の時に経済制裁を指揮したが、大統領就任直後、5月末にはプーチンをヴェルサイユに招いて親密さをアピールし、「市民社会の仏露フォーラム」の立ち上げを発表した。

結び

マクロン政権の誕生はフランス一国に深い変容をもたらすのみならず、EU、ヨーロッパに対しても、様々な波紋を広げていくことになるだろう。とりわけ9月24日のドイツの総選挙の結果に注目が集まる。メルケルが勝利すれば、安定した「ダブルM」の司令塔が誕生し、ユーロ圏改革、欧州再始動、Brexit、そして欧州東西の分断やEUのバルカン包摂など難問に対しても、今後果敢に対応していけるだろう。

付録 1 長部(2018)「マクロン改革はフランスとヨーロッパを変えるか」

(『世界経済評論』1-2月号、pp.38-46、2017年10月末執筆終了) のレジメ (p.38)

徒手空拳で中道の「共和国前進」(LRM)を立ちあげ、2017年5月の大統領選挙と6月の総選挙で地滑りの勝利を収めて彗星のように登場したマクロンは、反EUとフランス・ファーストを叫ぶ極右ポピュリスト、フロンナショナル(国民戦線)を解体の危機に追い込み、ヨーロッパの救世主とまで称えられた。だが財政見通しの悪化で緊縮財政に追い込まれ、優先課題の労働市場改革を加速化させたために、早くも7月には左翼が離反して歴史的な人気凋落が始まり、9月の上院選挙で初の手痛い敗北を喫した。

9月のメルケル首相4選を受け、ダブルMコンビによるユーロ圏改革と成長路線へのシフト、EU統合の再始動が期待されるが、ドイツの連立組直しで先行き不透明になった。だが同じ9月、オルドナンス(特別政令)公布で画期的な労働法改正が実現し、北欧型「フレキシキュリティー」(労働市場の柔軟化による雇用保障)を原理に、福祉制度全体のオーバーホールを目指す。昨年とは打って変わり抵抗運動は低調のままで、世論も支持へ大きく傾き、10月には人気も戻り始めた。マクロンはゴースムと決別してヨーロッパを視座に据え直す、ディリジスム(国家指導主義)の伝統は堅持する構えである。

目次： Iメルケル弱体化と上院選で与党敗北、IIゴースムを放棄し、ディリジスムは堅持する、III EU政策とユーロ圏改革、IVダブル選挙の快進撃に隠された時限爆弾、

付録 2

マクロン政権の展開—2018 年 3 月半ばまで

はじめに

マクロン勝利で、既存の 2 大政党、社会党と共和党は根底から揺さぶられ、戦後続いた政治地図は完全に塗り替えられた。決選投票で惨めな敗北を喫した国民戦線(FN)のマリーヌ・ルペン、支持者の分裂、脱退が相次ぎ、解体の危機に見舞われたが、国民連合(RN)に改称して起死回生を図る。構造改革では、早くも 9 月に画期的な労働市場改革が実現し、これを幕開けに、職業訓練、失業保険、教育、国鉄、憲法改正など、スピード感溢れる全方位改革に乗り出した。戦後レガシーたる、労使の「社会的パートナー」による自主管理、という誇大フィクションに切り込み、労働組合を抑えこみ、30 年続いてきた既得権にメスを振るう。3 月初め、ドイツでようやく連立政権が成立し、マクロンはメルケルと連携してヨーロッパプロジェクトの展開を目指す。ユーロ圏改革やヨーロッパ安全保障の構築、EU 機関のポストの配分などをめぐって、各国は国益をかけた熾烈な抗争を展開する。

第 1 節 政界に走る激震

1 共和党 (LR)、社会党 (PS)、不服従のフランス (LFI)

中道派マクロンの地滑りの勝利を受けて、フランス政界の伝統的な左右 2 大政党、PS と LR は大統領選挙第 1 回で敗退しともに決戦まで進めず、史上初の屈辱に屈した。総選挙でもそれぞれ 577 名中 27 名と 112 名とのわびしい結果しか残せず、マクロン与党 350 名 (LRM310 名) の前に顔色はなかった。この結果、両党とも党内抗争が激化して、細分化の危機にさらされている。それでも 9 月の上院議員選挙では LR が健闘して 348 議席中 146 の過半数を制し、中道与党は惨敗に終わった。上院は地方各級議員による間接選挙のため、もともと保守勢力が圧倒する。そのうえマクロンの採用した財政健全化のための緊縮財政と労働法改正の加速化とが、世論の反感を掻き立てた。その後の補欠選挙でも LR が勝利し、保守勢力はやや盛り返しつつある。

LR は、2002 年にゴーストと中道右派との保守合同で誕生した民衆運動同盟 (UMP) が前身だが、2015 年にサルコジ大統領が改名した。マクロン政権にはフィリップ首相をは

じめ何人かの大物が閣僚に引き抜かれた。党は追放処分にしたが、政治局の開催は定足数不足で成立しないままできた。2017年12月には党首選が行われ、厳しい移民規制や国籍条項の厳格化など極右に近い主張を強める、前欧州相のロラン・ヴォキエが75%の圧倒的支持を得たが、直ちに中道穏健派の大物議員が何人か離党した(Faye, 2018)。一方では、極右支持層をめぐるFNとの争奪戦が激化する。FNは連携を視野に入れ主流派政党に秋波を送り、あわよくば指導権を握ろうと画策するが、LRは一切の接触を拒否している。他方党内では、強硬派と穏健派との間で抗争が深刻化する。フランスの右派は、マクロン与党入りしたもの、マクロンとの対決姿勢を鮮明にするLR強硬派、それにLR内穏健派とに3分された。穏健派の総帥はジュペ元首相であり、政権入りで首相に就いたエドゥアール・フィリップや財務相のルメールらのメンターでもある。ジュペは1月初め、党籍の更新はしないと声明した(*Financial Times*, 16 Jan.)。穏健派はマクロンとの対話を厭わないとするが、ジュペに替わって、上院の過半数を抑えるジェラルド・ラルシェ議長が存在感を強めており、マクロンの憲法改正に当たってはキーマンとして登場しよう。

PSは、1905年にジャン・ジョレスとジュール・ゲードが「社会主義インターナショナル・フランス支部」(SFIO)として創設した名門政党だが、今や青息吐息で見る影もない。マクロンの大攻勢とメランションの不服従のフランス(LFI)ら極左勢力の浸食とをうけ、右派以上に大量失血に陥って瀕死状態が続く。3月半ばには10.2万人と誇張されている党員による党首たる総書記選挙が始まるが、4万人は投票しないと見られる(Noblecourt 2028)。激しく競い合った派閥は雲散霧消し、左翼のリーダーシップ確立を訴える4名の立候補者は、いずれも無名で能力も乏しく、論戦も低調にとどまる。社会党の大統領候補だったアモンは離党し、小さな「世代運動」を立ちあげた。2019年の欧州議会選挙では、PSがこの小運動にさえ後塵を拝することになろう、と噂されるていらくである。ポピュリズムが跋扈するヨーロッパでは、社会民主主義の再生はどの国でも容易ではない。

極左大統領候補、メランションは第1回で20%という驚異的成績を上げ、マクロン24%、ルペン22%に迫り、世界に驚愕を走らせた。その後、不服従のフランス(LFI)の党首として全国を飛び回り、9月の労働法改正反対闘争では最大限動員でマクロンと対峙した。だが深刻な敗北を喫し、今やバカロレア改悪の糾弾で、若者取り込みに大わらわである。秋の敗北は甚大で、回復の目途は立たない。

2 フロンナショナル(国民戦線)

FNの党大会が3月10～11日に北仏のリールで開催され、トランプの首席戦略官だったスチーブ・バノンが招待された。昨年5月の大統領選と6月の総選挙でのFNの惨めな敗北によって生じた「エアポケット」から、いかに脱出できるかが課題となった(Soullier, 2018a,b)。注目点は3点あり、第1に党首マリーヌ・ルペンがほぼ全会一致で再選されたこと。第2に党規変更で名誉総裁職が廃止されたこと。第3に党名変更が決まり、今後「国民連合」(Rassemblement National)と称すこと。そして最後の第4に、反ユーロと反EUについては、大統領選挙戦以来の、「優先課題ではない」との位置づけを変えなかったこと、である。

第1に、党内に広がる党首の資質への不安がどう響くか、に内外の関心が集中した。マクロンに対して34対66%の大差で敗れ、総選挙ではわずか8名の当選に終わったが、最大の敗因は、決戦投票前のテレビ討論で大寫しにされた、FN党首の醜態ぶりであった。マクロンが親EU、親ユーロ路線を理路整然と説いたのに対して、ルペンはユーロ離脱でぶれまくり、フランとの並行使用など、珍妙な主張に逃げ込んだ。国民の間にユーロ離脱への不安が広がり、FN支持率が急落した。急遽、トーンダウンし、移民規制など治安強化に舵を切ったが遅かった。副党首、フロリアン・フィリポがこのルペンの豹変に怒り、9月には離党した。すでに立ちあげていた極右運動、「愛国者」の展開を開始して、有力活動家を引き抜き、党員は6,500名に達したと豪語する。彼はマクロンと同様、高級官僚養成のエリート校、ENA(国立行政学院)出身の財務監察官であったが、8年前からFNの「脱悪魔化戦略」を指揮してマリーヌの黒幕と噂された。アンチセミティズムを封印し、党員の言動や服装を監視し、主流派政党への変身と政権奪取に邁進してきた。マリーヌの父親で党の共同創始者、89歳のジャンマリー・ルペンは、性懲りもなく「ガス室は歴史の細部」と語り、アルジェリア戦争での拷問を擁護し、ペタン支持を繰り返す。フィリポは彼を名誉総裁の座から引きずり下ろさせ、党から追放した。

さらに党内序列第3位、マリーヌの姪で若き欧州議員のマリオン・マレシャルルペンが「私生活を大事にしたい」と言い残して、突如政界から引退した。「エアポケット」は広がった。他方で、ルペンには官憲の追及を受けている。欧州議員としての秘書給与を、国内政治に流用した疑惑であり、11月にHSBCとソシテ・ジェネラルから銀行口座を凍結された。フランス銀行は口座再開を命じたが、党活動には大打撃となっている。党費や寄付の銀行振り込みができず、選挙資金にこと欠き、ロシアなどから大量の資金提供を受けたとのうわさも消えない。

第2は、昨年8月に下された控訴院判決への対応である。ジャンマリーが剥奪、追放は不当と訴え出たため、裁判所が判決し、名誉総裁剥奪は違法、党の追放は適法とした。このため党則書き替えて、名誉総裁ポストを廃止せざるを得なくなった。有力な古参党員からの反発は激しく、党内対立は深まった。

第3については、昨11月に5万1,000人の党員にアンケートを送り、これまで2万7,000名から回答を得て、52%が賛成したという。国民の間に存在する強い心理的抵抗が改名理由の第1だが、次いで「戦線」(front)には何かに敵対する意味合いがある、が挙がる。野党にはふさわしかろうが、将来の国家統治に備えて、ともに結集を意味する「連合」(rassemblement)がふさわしい。仏政治史上、ドゴールが戦後立ち上げた「フランス人民連合」(RPF)や、シラクが1976年に結成した「共和国連合」(RPR)の例があり、マリーヌもすでに「ブルー・マリヌ連合」の名で、FNと並行して選挙戦を闘った経緯がある。とはいえ長い極右の歴史を紐解けば、連合を名乗った極右党もいくつかあり、著作権の懸念もないとは言えない。フランスでは政党概念が極めて柔軟であり、名称変更もリーダーの交代とともに頻繁にある。共和党は最近サルコジがUMP(人民運動同盟)から改称した。

第4点では、2015年の難民危機、その後のBrexit(英のEU離脱)とトランプ旋風とを受けて、ヨーロッパではEUやユーロを頼りにする動きが各国で加速した。左右のポピュリズムも人々の願いを無視できず、EUやユーロからの離脱を口にしながら、EU改革の主張に切り替えた。マリーヌの豹変はこの流れに棹さすものであろう。

第2節 構造改革

1 公共サービス、公務員制度の改革

マクロンはすでに経済相時代に、「公共サービスは現状に対応できていない」と語って一石を投じた。公務員削減は2011~15年にオランダによって凍結されてきたが、マクロンは任期切れの2022年までに、12万人を削減すると約束した。公共支出の比重は2016年対GDP比で55%と、独44%、英39%を大幅に上回る。現業部門、国営企業を含めると国営セクターの雇用者数は540万人にも上る。1,000人当たりの公務員数では88.5人で、英79.4人、白75.4人を凌駕する。社会給付の現金換算では、フランスがGDP比20%に対して、独15%、英14%とここでも格差は大きい。戦後、共産党書記長だったモーリス・トレーズが副首相時代に公務員資格を法制化し、その後1987年のミッテラン政権入りした共産党の

アニセ・ルポンが国家公務員、地方公務員、病院が国営ゆえの医療職員の3者を統合して、「公務員一般資格」を制定した。規定は厳格ではなく柔軟性に富み、契約、臨時、出向職員を含み、私法領域職や、無期・有期のいずれの契約職員もカバーする。マクロンは公務員制度の近代化、簡素化を成し遂げようと、フィリップ首相の言葉を借りれば、「感受性や均衡と激しく衝突することを厭わぬ改革」を断行すると約束する。Medef(フランス企業運動)も、「早く、俊敏に、重武装で」改革を急ぐべきだと求めている。労働法改正に際しては「社会的パートナー」との綿密な協議を欠かさず、後にみる各種の福祉制度改革でもそれは変わらない。だが公務員制度改革に限っては、「社会的パートナー」に協議を求める前に、あらかじめすべてを政府が決定する、と決断をした。2017年10月には「2022年公共サービス行動委員会」を発足させ、公共サービス全体の使命と財政との抜本的見直しに着手した。報告は4月初めに出るが、公務員身分、希望退職、契約制、嘱託、臨時職、俸給などが検討される。公的支出は現在GDPの54.6%に上るが、2022年までにこれを3%縮小させる。財政赤字は2017年に3%を切った事実を会計検査院が3月に発表した。2022年には1%を実現したい。11月からサービス提供機関と利用者から意見聴取にあたる、「公共サービス・フォーラム」を発足させた。2018年2月初めには、9組合中6組合が反対を表明し、3月22日にはストとデモによる全国180ヵ所で抗議活動が展開され、参加者はCGT発表で50万人、内務省発表で32.3万人に達した。後述の国鉄改革反対で鉄道員が中心となったが、1.3万人(メディア共同)に留まった。今後も6月末まで続くが、盛り上がりには欠けている。世論調査(IFOP)ではストが正当とみるものは、4%にとどまり、過半数を割り込んだ(Financial Times, 23 March 2018, Le Monde, 24 mars 2018)。

注目点の一つがフランスの超エリート主義の象徴たる、キャリア官僚制度の改革であり、マクロンが選挙戦でこれを約束した(Le Nevé, 2018)。エリート官僚は司法研修所のような専門大学院たるENA(国立行政学院)を経るが、その卒業生(エナルク)の成績が15位以内だとグランコール(高級官僚団)に帰属できる。官僚人生のみならず、天下る国営企業や大企業、投資銀行などにも本籍が一生付いて回る。マクロンは財務監察官団に属すが、他に国務院団、会計監査官団などが並び、強大な監督・査察権限を発揮できる。彼は選挙戦で、格差やリクルート方式をあらため、グランコー以外のコール間との接近をはかり、エリート主義を脱却させると約束した。壁を取り払って風通しを良くし、行政への国民の要望を生かせる。だがフランスはエリート信仰が強固である。大方が予想したようにマクロンもまた、サルコジと同様(彼は大卒でエナルクではないが)、エリゼ宮入りを果たすや、グランコール改革には

一切口にしなくなった。大山鳴動して鼠一匹である。

とはいえ歴史家のビルンバオム (Pierre Birnbaume, 2018) は、公共サービスと献身的な官僚とで支えられてきたフランス流国家が、終焉に向かっていると断言する。グローバル化と市場論理に結びついた、新たな挑戦を乗り越えるには、「政治の HECEC(高等商業)化」が、つまり国家機構へのビジネス感覚の注入が不可避であり、高級官僚で投資銀行家をへたマクロンならではの指導力が発揮できる。

2 「社会的パートナー」のレガシーからの決別

マクロンは大統領候補のとき、福祉政策の実施に際して、労働組合が特権的役割を保持してきたことに率直な疑問を呈した。仏最大労組で穏健派の CFDT(仏民主労働連合)のリーダー対して、「我々は労使の社会的パートナーに法律を作らせ、基本的に政策遂行を許してきたが、それは彼らの本来の役割ではない」。「社会的パートナー」とは戦後、1970年代にかけて作られたレガシー (遺産) といえるが、この結果フランスの福祉制度には深刻な歪みが生じた。マクロンは「この現状維持から脱皮したい」。

フランスの労働組合加入率は 7.7% (2008 年) で先進国では例外的に低く、独 19.7%、英 27.19%、伊 36.5%などを大きく下回り、とりわけ 70%近辺の国が多い北欧との格差は隔絶している。それにもかかわらず、労働組合の政治的発言権は強力であり、国家に距離を置く共済主義を掲げて「社会的パートナー」が各種福祉制度を自主管理している。このパラドックスは、フランスの労働運動が少数精鋭の熟練工組合として生まれた、という特異な歴史からくる。アナルコ・サンジカリズム (革命的労働組合主義) のイデオロギーで武装し、国家や政治から自立した社会変革を目指した。だが福祉制度の自主管理といっても、実際には誇大フィクションに過ぎず、財政や組織運営では国に依存せざるを得ない。マクロンは誇大フィクションたる戦後レガシーにメスを入れ、組合の政策立案パワーや財政力を削ごうと決意した。経済の活性化や失業削減を可能にし、ひいては欧州懐疑派やポピュリストへの抑えとなる。すでに 9 月には画期的な労働法改正が実現し、スカンジナビア型「フレキシキュリティー」(労働市場の柔軟化による雇用保障) を原理に福祉制度のオーバーホールをめざすが、労使関係の主導権は企業協約に託された (長部 2018a)。こうして労働組合は一方では企業レベルで、労働時間や賃金の決定に発言権を大幅に強めた。だが他方では、産別や全国レベルで、労働協約の位置づけが大きく減じられ、組合の地位下がる。マクロ改革の真の狙いは、「労働組合を企業内に閉じ込める」にあり、「社会的パートナー」のレガシーか

らの決別に他ならない。

こうしてマクロンは組合改革を指向するが、それに徹底的にこだわったマーガレット・サッチャーとは違い、労組のほかに公的部門の監視強化に力を注ぎ、多彩な公的部門改革が全方位展開される。フランスでは絶対王政、ナポレオン体制、ゴースムなど、その歴史や文化に忠実に、国家の肥大化傾向が著しい。先にみたように、先進国のなかで財政規模が最も高いが、これを支えてきたのが既得権の存在である。組合や既得権を標的に、熾烈な闘いの幕が切って落とされる。戦後、労使の自主管理スキームとして運営されてきたものに、職業訓練 (formation professionnelle、若者向け技能実習 (apprentissage))、それに失業保険 (UNEDIC) があるが、9% と高止まりするフランスの高失業の引下げのために改革を急がなくてはならない。若者の就職促進のためには、高卒時に実施される資格試験、バカロレア改革が急務となる。近年、スキルギャップによるミスマッチが拡大し、熟練工不足が広がり 2017 年には 30~35 万人に達した。また今後は AI やロボット化、オートメ化の進展で、雇用は 1~2 割の減少が見込まれ、スキルアップの重要性はますます高まる。

3 職業訓練

3 月初め、マクロン政権は職業訓練の改革案を提示した。40 年間にわたり労使の「社会的パートナー」で自主管理してきたスキームだが、支援は必要とする労働者に本当に役立っているのか。国は経済的メリットが明確ではないとして、指導を強めてきた。マクロンはオランダのように社会民主主義を信奉せず、組合などの中間団体を重用したくない。労働組合が穏健派の CFDT も含めてこの姿勢に猛反発し、労相会見で「これまで一言も触れられなかったのに」と、怒りをぶちまけた。ある政府関係者は、「組合の自沈を促す交渉は不可能だから、外部から会計検査を強め、締め上げたい」と語った (*Le Monde*, 22 fév.2018)。

マクロンは既存制度への「簡素化ショック」や「ビッグバン」を掲げるが、2015 年開始の「職業訓練個人口座」(CPF) (労働政策研究・研修機, 2015) は維持する構えである。激しいスローガンは看板倒れで、それが数少ないマクロンの弱点とまで指摘する向きもある。ともあれこれ以前の職業訓練制度は、「職業訓練個人権」(DIF) と呼ばれ、16 歳以上の労働者が企業から休暇を得て、一定時間、自己選択で訓練に参加できる権利であった。一方 CPF は、キャリアアップを望む労働者の職業転換を容易すべく、「個人への随伴、無償、容易なアプローチ」が売りの、訓練受講権といえる。基本線は DIF と変わらないが違いは、受講の蓄積時間とその上限が引き上げられ、就業時間以外では企業の許可がいなくなった。一

定期間を経過した後の権利消失の規定がなくなり、ポータビリティ（職場が移っても権利は継続）への制約も外された。費用負担は、雇用主から新設の労使同数職業訓練費徴収機関（OPCA）へと移り、就業時間以外の訓練生への賃金支払は、雇用主の 50%負担から、負担なしに替わった。

今後も CPF と OPCA が職業訓練制度の基軸になるが、マクロン改革の目玉は、訓練計測単位を時間から金額に変更する点にある。2020 年からパートタイマーを含めて、労働者は年間 5000 ユーロの訓練を受けられる。不熟練労働者はこれが 8000 ユーロに引き上げられる。同時に訓練機関の選別をすすめ、認定制度化を導入する。マクロンは新規投資を、5 年の任期中に 150 億ユーロ行うと発表し、昨年秋から動き出した。その際、100 万人の失業者と 100 万人の中途退学者への雇用確保が優先される。職業訓練と同様に、「社会的パートナー」の自主管理制度として、16 歳から 25 歳の若者向けの実習訓練制度（従来は徒弟制度と言われた）と失業保険とがある。マクロンは失業率引下げのために職業訓練とともに、この 2 つの制度改革を進める構えである。とくに若者のスキルギャップによる雇用のミスマッチの解消に、注力したい。フランス流フレキシキュリティ（労働市場の柔軟化による雇用保障）の実現にも資することになる。

4 実習訓練制度（徒弟制度）と失業保険

実習訓練制度とは、中小企業の未成年労働者が対象で、読み書き、算盤など基礎的な学力向上も期待される。フランス経団連 Medef と中小企業連盟 CPME、それに地域圏(州)とが中心となり、地方に実習訓練センターを（CFA）が増設されている。目的、手段、資金負担をめぐり対立は絶えないが、とりわけ地方の職業高校との競合が問題になる。2017 年 11 月には社会的パートナーと政府間での協議内容が、44 の提案に集約された。今後はこの提言に沿って、改革が実施されていこう。

マクロンはヨーロッパ・プロジェクトのなかに、欧州共通失業保険基金の設立を掲げた。フランスの中心的失業手当である「雇用復帰支援手当」（ARE）はヨーロッパでもっとも恵まれた制度といえる。フランスでは戦前は出生率が極めて低かったために労働不足に苦しみ、近隣諸国から多くの移民が流入した。失業保険の必要は乏しく、その誕生は遅れて 1958 年にドゴールのテコ入れまで待たされたが、ようやくフランス経団連（CNPF）と FO,CFTC,CGC の 3 組合とによる自主管理で始まった。UNEDIC（全国商工業雇用連合）と、その傘下の失業保険支払機関、ASSEEDIC（商工業雇用協会）が保険の運用に当たり、

3年ごとに労使同数委員会で方針、保険料・手当の水準、期間などを決めている。だが保険会計は国家予算に繰り入れられておき、「自主管理」を謳いながらも、実態は国家管理である。2018年2月にマクロン改革への労使合意が成り、3月に労相が詳細を発表した。マクロンは改革の深化を強く指示したが、労働者の流動化への不安を抑えるリスクカバーを大胆に広げる必要のためである。狙いは、転職やキャリアアップを容易にし、失業を減らしたい(Pôle emploi, 2018)。

従来、リスクカバーの対象は、解雇ないし雇用契約の終了による失職に限られていた。商工業自営業者と自発的退職者(辞職)とは保険の対象外であったが、今回の改革によって失業手当を受け取れることになる。自営業者は単一見積もり手当、月800ユーロが6か月支給とされ、自営企業が法的清算になった場合には、支援金が上積みされる。片手間経営の超零細企業は除かれ、自由業(医師、弁護士)も外される。自発退職者は、7年以上の勤務経験をもとめられ(政府は5年に縮めたい)、5年に1度(正式年限は今後詰める)の支給が認められ、対象者は年間2~3万人に上ろう。財政負担は増えるが、既存手当の大幅切り込み、求職活動の監視強化と罰則の引上げ、などで対応したい。シニアの受給期間は2017年に2年から3年に延長されたが、今回、最低受給年齢を50から55歳に引上げ、コスト削減すすめる。マクロンはこれを59歳まで引上げたい。有期契約者など、不安定雇用での間の失業手当の濫用が認められるが、求職活動に応じた手当引上げ使用者保険の料引き下げとを組み合わせる、「割引割増制」の導入で改善をはかる。

「社会的パートナー」による福祉制度の自主管理、という誇大フィクションにメスをいれ、マクロンは国庫負担の拡大に踏み切った。CSG(一般福祉税)を引揚げ、労働者拠出を廃止する。2008年1月から、賃金に対する拠出率は合計5.00%、うち使用者4.05%、労働者0.95%であり、フランスでは使用者負担の比率は近隣諸国よりずっと高い。今回の措置での政府負担は、比較的軽微にとどまろう。2018年1月に労働者拠出は一部引き下げられたが、10月に全廃される。連動して失業手当の算出規定も大きく変わる。

5 バカロレア改革

フランスではリセ(高等学校)の最終学年時に、17歳か18歳で、バカロレア(中等教育終了証であり同時に高等教育機関への入学資格でもある、国家ディプロム試験)を受ける。バカロレアはフランスでは、長らくエリート社会への「神聖なる入口」と評価されてきたが、今日、大衆化された。昨年は73万人が受験し、経費は150億ユーロに達した。合格率は60

年代に 6 割に過ぎず狭き門であったが、昨年には 9 割に上がった。フランスが誇る、平等化社会に近づいた慶賀すべき証明であろうか。皮肉なことにフランスの国際的な教育ランキングは、大きく下げ続けている。またバカロレアを合格しても、失業から脱出できぬ弱者が少なくない。この事実には、フランス教育制度の構造的弱点が集中的に表れている。バカロレア取得者は大学入学後、通常 3 年後に大卒資格が手にできる。現実には大卒者は入学者の 3 分の 1 に止まり、多くは落ちこぼれとなる。バカロレアはもはやエリートへの入口どころか、労働市場参入への発射台にさえならない。失業率では大学中退者が大卒者の 3 倍、労働者全体の 2 倍に達した。大学教育を完成できる高校での学力涵養とその評価法との改革が急務となった。

バカロレア改革は 2008 年にサルコジが試みたが、反対運動にあって挫折した。今回、マクロンは若者の失業に歯止めをかけるべく、そのオーバーホールを決断した。2 月初め、教育相は 1960 年代以降、最も野心的な改革を発表した。フランス女性で『ファイナンシャル・タイムズ』の記者でコラムニストはこれを受け、「ナポレオンが導入し、ドゴールが近代化したバカロレアを、マクロンが救出できて歴史に名を残せるだろうか?」と報じた。彼女の思い出は、詰め込み式猛勉強 (bachoter) しかない(Chassany, 2018)が。この悪弊を糾すために、教育相は、①試験科目数を減らし、②生徒のコース選択時を前倒しにし、③レベルを引き上げる、を進める。とりわけ個々の学生が選択する課題学習は、2 年間継続させて最後に発表となるが、関連受講科目は 4 つに絞る。改革の中心は、最終試験を記述から口頭試問 Grand Oral に切り替えることであり、学生による 10 分間のプレゼンテーションの後に、試験官が質問する。貧しい階層出身の学生は人前での発表や討論の環境に恵まれず、きめて不利になる。不平等が助長される、との批判が教員組合や学生自治会から噴出している。9 月の労働法阻止で惨めな敗北を喫した不服従のフランス (LFI) は捲土重来とばかりに、若者をターゲットに反対闘争盛上げに大わらわである。彼らは、就職活動で、説明能力が合否を左右する重要な事実を目をつぶっている。

6 国鉄 (SNCF) 改革

フランス国鉄 (SNCF) は EU の鉄道開放指令に従って、1997 年にインフラ (鉄道網) と運行管理との上下分離と、機能別分社化とを進めた。だが組織細分化でネットワークの維持管理と情報共有との両面で問題が深刻化し、2015 年にふたたび一元化され、分社化も再編された(萩原, 2016)。現在は、インフラ維持に当たる SNCF Réseau(鉄道網)と運行・車両

管理にあたる SNCF Mobilité (運行) とに再編され、この 2 社の統括管理や利害調整を行う親会社として SNCF が置かれた。この 3 社はそれぞれ、私法の下で公的資本金を有する、「商工公設法人」(EPIC) の範疇に入る。①監査役会の設置、②インフラ整備財源の制限、③鉄道規制庁の権限強化で、新国鉄への国の関与が深まった。

SNCF は 1998 年来、20 年にわたって赤字経営をつつており、200 億から 500 億ユーロに増大した巨額赤字を抱える。ここ数年は瀕死状態にあえぎ、フィリップ首相は「手に負えぬ有様」と嘆く。ただ 3 月初めの国鉄会長の説明では、2017 年には目に見えた改善が見られ、売り上げは 4.2% 増大し、収益は 16% 急騰したという。とはいえ投資水準は近隣諸国と比べて大幅に下回り、通勤輸送は劣悪な状態にある。市民の不満は高まり、通勤客も増えない。最大の難問は人件費の高さであり、近隣諸国の 3 割高とされる。かつて日本の動労(運転士組合) が誇ったような、特権的な「鉄道員」(cheminots) 身分が元凶である(Guillemoles, 2018)。入職条件、賃金、昇進、転勤、休暇などで恵まれているが、自動昇給の仕組みがあるため、民間大企業に比較して賃金総額の比重が極めて高い。退職制度では、地上勤務の 56~57 歳に対して、運転勤務では 50~52 歳と特権は隔絶している。理由は石炭時代の過酷な勤務状態以来の伝統墨守にある。年金、医療保険、組合の権利などでもが細かく定められた鉄道員規定が存在し、起源はやはり 20 世紀初頭にまで遡る。1910 年代初めに国が特別規定を定め、戦後、1950 年の政令で公布された。2015 年の国鉄改革で、従業員には全国共通の単一労働協約の締結が義務付けられたが、組合の抵抗から全く進んでいない。

EU は各国に対して、2020 年末までに、域内旅客鉄道事業者すべてに向けて自国インフラを開放するよう求める指令を採択しており、ヨーロッパの鉄道市場競争は激化する。2 月にはエア・フランスの会長を主査に、『スピネッタ報告』が出て、30 数点の改革を求めた。マクロンは国鉄の「大転換」に踏み切ることを決意し、その使命、組織、ガバナンス、法的形態などに切り込む。公企業体の株式会社転換さえささやかれる。まずは労組協議に努めるが、フランス人は公共サービスを聖域とみなし、その象徴とされる国鉄の開放には、労組や学生・市民団体が挙げて立ち向かうことになろう。フランス第 3 位の労組、FO(労働者の力) は、「労働者の身分と公共サービスの破壊だ」と叫び、「列車の安全走行の保証は困難になった」と脅しをかける。後述の 1995 年冬の「ジュペ騒動」の再来を恐れて、マクロンは短期決戦で乗り切りたい。労働法改正時と同様に、3 月半ばに授權法を閣議決定し、オルドナンスによる夏前の決着を狙う。授權法では、求人規定に「鉄道員」の表記がなく、ただ従業員

とのみ記されたために、激しい怒りが炸裂する。新規採用者からは単一労働協約を適用する。19万人の国鉄職員のうち16万人にはなお鉄道員身分の継続を許すものの、3万人は従業員待遇に替える。フィリップは、「国鉄志望者は労働法規定により、すべての国民と同等の労働条件で、福利厚生を得られる。採用資格へ上乘せはない」と断言した（*Financial Times*, 22 Jan. 2018）。

7 憲法改正

マクロンは議会改革や政治・司法の民主化を目指して、いくつか憲法改革を実現したい。だが容易ではない。9月に上院（元老院）の半数改選選挙で、マクロン与党、共和国前進（LRM）は手痛い敗北を喫した。348議席中、わずか29を21に減らしてしまい、他のマクロン支持派を加えても28に止まるからである。6月の総選挙では、577議席中310を占め、他の中道勢力を加えると350と圧倒した。この激変は、制度と政治の双方から説明される。まず間接選挙であり、圧倒的多数の選挙人が地方議員のため、共和党など右派が強い。そのうえ前回選挙はマクロン与党、LRM結成以前であり、改選議員がいなかった。次に政治的には、緊縮財政へのシフトと労働市場改革の加速化とが、とくに左翼の反発を招いた。労働法改正には国民の6割が反対していたが、9月にそれが成立すると、6割が支持に変わった。マクロン人気も戻り始めたが、時すでに遅しである。

改憲手続きには3通りある。憲法第87条では、第1に、上下両院で同一法案の採択後に国民投票で確定する方式がある。第2に、ヴェルサイユ宮に召集される上下両院合同のコングレで、5分の3以上の賛成（555票）で採択する方式である。これは国民投票を要さない。現在マクロン支持票は上下併せて378に過ぎない。そうすると第3に、憲法11条の国民投票規定に従い、直接国民投票に問う方法が残される。ドゴールが1962年と69年に用いたが、憲法学者の中には違憲との主張もある。こうして共和党が改憲のカギを握る。反議会主義とポピュリズムとには屈しない、と力説する上院議長のジェラルド・ラルシェは、議会の役割や地方の弱体化を懸念し、慎重な対応に終始する。

マクロンの改憲希望は以下のものである。①下院の定数削減。577名を400名にし、うち100名を比例制で選ぶ。与党下院議長のルギーは30%、120名まで増やせと主張する。上院議長は15%、60名にとどめ、少なくとも各県に下上両院一人ずつ議員を置くべきだとする。②上院の定数削減。348名を240名に。しかしラルシェは264名を主張。③各級議員、市長など、選挙の洗礼を受ける公職の兼務規制。ラルシェは当面これに反対する。④議事手

続きの迅速化のために、読会を 2 から 1 回に制限する。ラルシェは反対。⑤執行権についてラルシェは、大臣数を 20 に制限させたい。彼は交渉を拒否せず、今後数カ月かけて妥協点をさぐる。⑥司法の独立。検事任命に当たっては、司法官職高等評議会（CSM）の役割を強化し、共和国法院（CJR）は廃止する。後者は 1984～85 年のエイズ汚染血液事件を契機に誕生したもので、政府閣僚の職務上の犯罪については、判事に上下議員の加わる CJR で裁判してきた（長部, 2006）が、これを廃止し普通法の管轄に戻す。

第 3 節 ヨーロッパ・プロジェクトの行方

1 独大連立成立とヨーロッパ・プロジェクトの始動

ドイツでは総選挙から半年もたつて、ようやく 2018 年 3 月初めに、CDU/CSU(キリスト教民主同盟・社会同盟)と SPD(社会民主党)との間で大連立が成り、メルケル政権の第 4 期が始まる。だがドイツ政治が安定に向かうか否かは定かではない。2005 年以降、合計 20 年近く、左右 2 大政党による長期の連立政権が続いた。各党は自己主張を抑えざるを得ないため、有権者の期待は次第に離れ、多党化現象が進むことになった。さらに大量難民受け入れでメルケル批判が急騰し、極右政党、ドイツのための選択肢 (AfD) がこの受け皿になり、総選挙では野党第一党に躍り出た。メルケル 4 期政権は新鮮味を欠くが、強力な極右政党との対峙という初の試練に向き合うことになった。ダブル M コンビ以外に選択肢がないマクロンには、SPD が新政権で重みを増した事実は歓迎すべきことである。連立協定に「EU 財政的を強化し、相互連帯を高める」の文言が盛りこまれた、シュルツ元党首が 2017 年 12 月に「2025 年までに新憲法制定でヨーロッパ合衆国を建設したい」と語っていたように、ユーロ圏改革にも積極的になろう。SPD はこれまでの外相ポストに加えて初の財務相ポスト獲得に成功して、ハンブルク市長のオラフ・ショルツが就任するが、財政積極派とみられる。

2018 年 6 月にはヨーロッパ・プロジェクトに関する仏独協定が結ばれるが、仏独連携を可能にするカギは、まずはフランスの財政健全化にある。総選挙の直後の 2017 年 6 月、会計検査院が年末には財政赤字が、3.2%へ跳ね上がると発表し、内外に驚愕が走った。マクロンは直ちに緊縮策採用を決断した。防衛費も聖域とせず財政支出を大幅カットし、富裕税、法人税引き下げを先送りし、低所得者や学生へ向けの月 5 ユーロの住宅補助にさえ手を付ける。マクロン人気は急降下し、9 月の上院選では手痛い大敗を喫したものの、緊縮策

は功を奏した。2018年3月の会計検査院報告で、赤字幅は2.9%に好転したとされる。800億ユーロの増収、10億ユーロの債務の利子負担軽減、15億ユーロのEU拠出金減額が積み重なり、歳出増1%を大きく上回ったからである。

金融危機後、10年にしてヨーロッパ・プロジェクトを再始動させるには、仏独連携以外には選択肢はない。ヨーロッパの安全保障では、ロシアの攻勢やウクライナ危機、中東紛争が続くなか、アメリカのプレゼンスが退歩を続ける。トランプのせいではなくオバマ時代からであり、弊害は東欧に広がる。そのうえBrexitが勃発し、核戦力を中心に欧州防衛力の低下が懸念される。これを見据えてマクロンは、9月27日のソルボンヌ演説において、ヨーロッパの安全保障と共同防衛の必要を力説したが、すでにEUでは昨2017年から「常設軍事協力枠組み」(PESCO)が始動し、各国はこれに合わせて協力の中身を詰めている。欧州防衛基金(EDF)の設立も合意され、2017年予算ではすでに2,500万ユーロが計上され、ポストBrexitの2021年には10億ユーロまで拡大させる計画がある。マクロンは、単なる平和維持の段階を脱皮して、積極的な欧州平和構築へと踏み出すべきだと主張し、軍需産業での研究開発や製造での相互協力を訴えた。

そのカギは、実はドイツの防衛力強化なのである。他のNATO加盟国と同様、ドイツもGDP比2%への防衛費の引き上げを約束しているが、現状では1.2%程度で、米3.5%、英2.1%、仏1.8%に大きく見劣りする。マクロンは2月初め、フランスは約束を果たすと明言したが、ドイツはなおあいまいなままであり、前SPD党首のシュルツは選挙戦で、軍事費より福祉予算を増やすべしと主張した。防衛安保面では、大連立内でのパシフィスト(反戦主義)の影響力増大が懸念される。

ドイツ連邦軍の兵員は1990年の50万人から冷戦終焉後、18万人に大幅削減された。軍事支出も冷戦終結後25年間で、他の西欧諸国と同様、削減され続けてきた。ちなみに2005~14年の10年間に、EUの支出は9%減となったが、米は0.4%減にとどまり、露は97%増、中国は167%増となった(EU防衛白書)。ドイツの軍事装備は今や破局的状況といえ、例えば潜水艦(212A型)6艘のすべてが故障して使えない。冷戦中は4500両を数えた戦車は今や244両しかなく、うち動くのは105両に止まる。空軍輸送機(A400M)は整備不良で、海外派兵の兵士が何日も帰国を待たされる。

1999年のコソボ紛争でNATOがセルビア連邦軍の爆撃を開始したが、ドイツは戦後初の戦闘参加に踏み切った。その後も基本法の縛りはきつく、SPDが強力なパシフィストの主張を崩さず、軍事力の行使には大きな制約がかけられたままであった。だがヨーロッパの

緊張が高まり、米、英の防衛力への依存が期待できなくなるなか、ヨーロッパではドイツの責任を問う声が強まった。このため 2008 年以降、ドイツは姿勢転換を始め、2014 年 2 月のミュンヘン安保会議の場でより大きな責任を果す旨、約束した。その数週間後にロシアによるクリミア併合が勃発した。ドイツはこれまでタブー視されてきた東欧派兵に踏み切り、2017 年からバルト諸国へも 450 名を派兵し、今や 10 カ国以上に平和維持軍を展開している。2032 年には 2 機甲師団を含む 2 個師団創設を約束した (Buck, 2018)。

現在 EU は 6 件の軍事作戦と 10 件の非軍事ミッションを展開し、4,000 人の兵員が投入されている。ソマリア沖の海賊監視と地中海での不法移民取締りに海軍を展開し、ロシアとジョージア間の停戦合意の仲介で 200 人の監視団を派遣している(植田, 2018)。

スウェーデンは 2018 年 1 月から 7 年ぶりに徴兵制を復活する。ロシアの脅威が高まる中、要員不足が深刻になったためである。フランスでもマクロンが公約で、一月間の短期軍事訓練の義務化を掲げ、ドイツでは AfD が徴兵制復活を主張する。地中海から難民が押し寄せたイタリアでは、海上警備を強化する。ロシア情勢に加え、テロや難民への対応のために、市民から安全保障や治安への要請が急激に高まっているが、他方で兵器の高度先端技術化で、軍のプロフェッショナル化はますます進むが、それには財政ネックの壁が立ちほだかる。

2 EU の民主化と新たなガバナンス体制の構築

マクロンはソルボンヌ演説に先立つ 20 日前、2017 年 9 月 7 日に、民主主義発祥の地、アテネのアクロポリスの丘に登り、経済危機で疲弊する市民に向けて、EU 改革を呼びかけた。2005 年に EU 憲法承認の国民投票がフランスとオランダで否決されて以来、ヨーロッパは金融危機、ユーロ危機に翻弄され、「内戦」に陥って域内対立に蝕まれた。EU は、金銭づく、テクノクラート支配、曖昧模糊の連合に変身し、危機が生じても納得のいく回答を与えられない。マクロンはこう指摘したうえで、民主主義、主権の再征服、信頼の回復という 3 つの希望を掲げ、深刻な状況を打破し EU を再建しようと訴えた。

3 月 5 日にはドイツで大連立が成り、マクロンは「ヨーロッパにとって良いニュースだ」と歓迎した。だが同時に行われたイタリア総選挙では、単独過半数の政党が出ない「宙釣り議会」となってしまった。EU 第 3 の大国イタリアにポピュリスト政権が誕生すれば、欧州政治の混乱は避けられず、EU 統合の再始動は傷つこう。この急展開を待っていたかのように、翌 3 月 6 日にはオランダが主導する「北部同盟」(North Alliance) が、マクロン構想批判の書簡を発表した(Ducourtieux et Stroobants, 2018)。リトアニア、ラトヴィア、エリ

トリアのバルト3国と、フィンランド、アイルランドが、さらにユーロ未加盟のスウェーデンとデンマークとが加わる、8カ国である。「北方同盟」の国々は、いずれも財政は健全で、「尊敬される国々」と言っている。書簡は、ドイツ政治の混乱で中断されていたマクロン構想への慎重な姿勢を求めた。まずはEU加盟国が共同体規則の遵守に、とりわけ安定成長協定の財政規律、3%基準の遵守に努めるべきだと強調する。記者会見でオランダ首相ルッテは、フランスを含むいくつかの国は「決められた基準の無視を規範」にしてきたが、これは常に受け入れられるわけではない、と皮肉った。フランスは2008年以降赤字幅3%超えの状態を続け、ようやくマクロンによって2017年末に復帰できた事実は先にみた。北部同盟は、ユーロ圏の共通予算や財務相の創設より、ESM(欧州安定メカニズム)のEMF(欧州通貨基金)への格上げを急ぐべきだ、と主張する。すでに欧州委員会が法案をまとめ2019年半ばまでの成立を狙っているが、危機の際の素早い介入を可能にし、各国の経済状況を独立して監視できるようになる。ルッテは、緊急援助を希望する国には、債務の削減と財政正常化達成とを条件にすべきだ、と付け加える。オランダはフィンランドやドイツとともに、ギリシャ支援の際に厳しい姿勢をとった。すでに9月には、ユンカー欧州委員長がマクロン構想に慎重な姿勢を明らかにしており、ユーロ圏独自予算は「我々には必要ない」と退け、またユーロ圏財務相は、落ちこぼれの国から懸念が広がるのを考慮して、EU財務相にするべきだとする。最近ポルトガルが得たユーロ・グループ議長ポストをEU財務相に替えて常任化し、欧州委員会副委員長にする案である。EU外相相当のモグリーニ外交安全保障上級代表に範をとり、理事会(大臣職)と委員会(副委員長)とのダブル人事にする。だが問題は、新ポストが加盟国予算を監督することに終るのか、独自予算を持ち得るのか、肝心の中身が明らかではなく、空虚な言葉遊びでしかない。

マクロンは、「強いヨーロッパ」はメルケルIVから支持されると確信し、欧州共通失業保険基金を含む大型ユーロ圏予算についても、ドアは閉ざれていないと強調する。だが新財務相になるSPDのショルツは、労働法の弁護士で継続を旨とし、冷静なプラグマティストとされる。現在連邦議会議長となったCDUの前財務相ショイブルは厳しい財政運営を続けてきた。ショルツはこれを称賛しないにまでも、急にマネーの蛇口の全開に走るとは想像だにできない。事実、「ドイツはヨーロッパの会計係ではない。誰にでも付けを支払ってやれるわけではないし、そのつもりもない」と釘を刺した(Financial Times, 10-11Feb, 19 March 2018)。ドイツ人に財布の紐はきつい。

ルモンドの分析では、マクロンは口には出さなくとも、各国での支持不足は十分自覚して

いる。ユーロ圏議会やスーパー財務相の創設については、はもはや「長期目標」としてしか語らなくなった。今後、メルケルとの共同歩調は、法人税の調和や銀行同盟の完成にシフトしていくことになろう、と読む(Ducourtieux et Stroobants, 2018)。

2019年5月には欧州議会選挙が行われ、それを受け、欧州委員長などEU機関の人事が決まる。マクロンはこれを機に欧州政治の転換をはかり、欧州統合の再始動を後押ししたい。出発点は、イギリスのBrexitにある。これにより定数751の欧州議会に73議席が空く。うち27は「1票の格差」(仏とマルタ間で12倍超え)の是正に用い、仏、西など14カ国に配分する。マクロンはEU全体を単一とする、いわば参議院全国区のような制度の導入を主張しており、EU市民の意識を高め、欧州懐疑派に対抗できるとする。彼は共和国前進(LRM)に倣って、欧州横断の新党、ヨーロッパ前進(LEM)を立ちあげるとみられる。伊、西など南欧6カ国がすでに賛成し、1月下旬の憲法問題委員会は単一選挙区導入を賛成多数で可決した。だが2月初めの本会議では、それへの言及の削除が賛成多数で決まった。既存政党、特に最大会派で保守の人民民主党(独のCDU/CSUや仏の共和党、西の国民党など)が、単一選挙区ができるとフランスでのようにマクロン新党旋風にあおられて既成政党が不利、とみて大挙反対に流れた。中欧4カ国も、EU機関の権限拡大には反対する。選挙法改正には全会一致が必要だが、国内法手続きに要する時間を考えると、選挙日の1年前、今年5月までに改革案を決定する必要がある。

最大の人事問題は、退任を固めたユンカー欧州委員長の後任である。前回2014年からは最大会派の押す候補者が就任する仕組みとなったが、これは2009年発効のリスボン条約で、委員長候補は「理事会が欧州議会の選挙結果を考慮して、欧州議会に提案する」(第17条)と規定されたからである。マクロンを始め各国首脳の間には、委員長選任を理事会権限に戻したいとの空気が広がっているが、欧州議会は2月、改めて「選挙結果を考慮」の規定を確認し、これを無視した候補は拒否すると決めた。とはいえ欧州議会選挙の投票率は下がり続け、その正統性には疑問符が付く。第1回の1979年には62%とかなり高かったが、その後低下が続いて1999年(第5回)に50%になり、前回2014年(第8回)には43%に過ぎなかった。国政選挙と比べると市民の関心は乏しく、ヨーロッパでポピュリズムが跋扈する理由となっている。

他のEU機関人事は、基本的には各国首脳による協議で決まる。大国小国間のバランス、性別、機関同士の駆け引き、政治・経済状況、EU情勢など様々な要因がかかわる、玉突きゲームとなる。初手は、2019年10月に8年の任期を終えるECB(欧州中央銀行)総裁、

ドラギの後継者選びであり、経済的政治的インパクトは極めて大きい。これまでオランダ、フランス、イタリアと総裁の国籍は移ってきて、今度はドイツの番が順当とみられ、ドイツ連銀総裁のワイトマンに決まる可能性が高い。すでに副総裁にはスペイン経済相の就任が決まり、南北間のバランスは取れる。だがワイトマンはタカ派の総帥で、これまでも金融緩和を攻撃して引締め実行を繰り返し主張してきた。国籍が条件ではなく、いかなる政策スタンスをとるか、特に金融緩和のなかでハトとタカの両ポジションをうまく使い分けていけるかが問題だが、彼は極端な立場にこだわりすぎる。すでに南欧諸国はワイトマン下ろしに動いているといわれ、強力なフランス説得工作は欠かせない。メルケルがバーターで欧州委員長ポストをフランスの差し出さすとの取引も否定できない。それでは政治的リスクが高すぎる、との嘆きがドイツの官僚から聞こえてきて、ドイツがワイトマン実現に怯み始めたともいわれる。ドラギ体制は、①政策の幅を広げ、②市場との対話に成功し、③大胆な決断で傷をふさいだ、と高く評価される。超タカ派の登場で、このメリットが帳消しにならないのか？ 市場が過敏に反応してユーロ高が一気に進む恐れはないのか？ 注視していく必要がある。ワイトマンに替わって、北の国からの別のバンカーの登用もあり得よう。ともあれ現在 EU の Brexit 交渉を指揮するゴーストのバルニエか、あるいは女性の IMF 専務理事、ラガルドかが、次期欧州委員長の座を射止めるかもしれない。

結び—全方位改革の手法

マクロンは全方位改革 (les reforms tous azimuts) を開始した (Bonafous et de Royer, 2018)。ある投資銀行のアナリストはこう分析している。「マクロン政権は、フランス国民にとって手を触れてはいけないタブーのすべてに切り込もうとする。改革の展開が早いいため、反対勢力が結集できず、力が削がれてしまう。前大統領でマクロンのメンターでもあったオランダの手法は、それとは全く違い、組合の激しい反発にあうと妥協に走った。改革は緩やかなものにとどまり、計画は達成できなかった。これを生んだ障害は組合だけではない。マクロンは、過去 30 年にわたってフランスの改革に立ちはだかってきた壁が既得権だと見抜き、それとの対決を辞さない。」 (Chassany, 2018b)

またパリ・シャンスポ (政治学院) のコトレ教授 (Buruno Cotrès) は「マクロンはインサイダー (部内者) の特権根絶を狙っている」と指摘する。「マクロンの手法は権威主義的だ、と組合や野党が批判するが、彼は大統領選挙中から、改革目標をオープンに主張してき

た。ジュペ・プラン騒動は回避できるだろう」と結論付ける (Chassany, 2018b)。

フランスの政治家の多くは、シラクのように社会改革にしり込みし、労働組合の攻勢に妥協を重ねる。これに政治家を走らせるトラウマとは、アナルコ・サンディカリスムの伝統からくる「動員政治」(politique de mobilisation)である(長部, 2006, 07b)。激しい議会での討論や粘り強い労使交渉を通じて解決を探ろうとはせず、過激なデモやストライキを全国展開して政府を引ずり出し、トップ交渉で解決をはかる。フランスの積年の悪弊といってよく、間欠泉のように吹き出る。68年の5月革命や、95年冬のジュペ・プラン反対闘争、2006年の初採用契約(CPE)反対の学生デモなどが典型である。特にジュペ騒動は1995年暮に勃発し、交通・公共サービスの全面ストが1月半も続き、フランスは完全に麻痺した。ユーロへの参加が迫って財政健全化が至上命題になり、ジュペ首相は厳しい包括的な社会保障改革を決断した。だがその半年前、シラクが「社会的骨折の修復」を掲げ、かろうじて大統領当選を果たした。シラクの公約違反とジュペの秘密主義とで民衆は裏切られ、怒りを爆発させた。今回、オープンな改革目的の説明を縷々続けてきたマクロンを前に。民衆の間には、裏切られたとの意識は皆無である。他方でサルコジ元大統領が議会の権限の拡大を実現し、討論の活性化を進めてきた事実も、動員政治の後退に大きく寄与した(長部, 2008)。

とはいえ大統領の全方位改革の展開を前に、国民の支持は分裂する。短期徴兵制導入は支持されるが、所得上げは庶民層と引退層の間では不十分とみなされる。雇用状況や各種経済指標は良好に推移しているが、市民個人として生活はあまり良くならない、と実感する。

「国の状況は全般的に改善したが、国民の個別的感情との緊張は極めて強い」(IPSOS)。2018年2月26日に国鉄改革が発表されたが、政府支持率が11%急落した調査があったが(Yougov)、逆に35%から49%へと13ポイント上がった調査もある(Elabe)。この調査では、「たとえ国民を分裂させ、強力な社会運動の発生を許すことになろうとも、政府はこの国の深い改革に取り組むべき」、とするものが51%と過半数を超えた反面、逆に、「社会の結集と和解を進めるべき」は47%に上り、一方は競争を支持し、他方は平等を優先させる。国民の分断が明確になった(Bonnefous et Solenn de Royer 2018)。

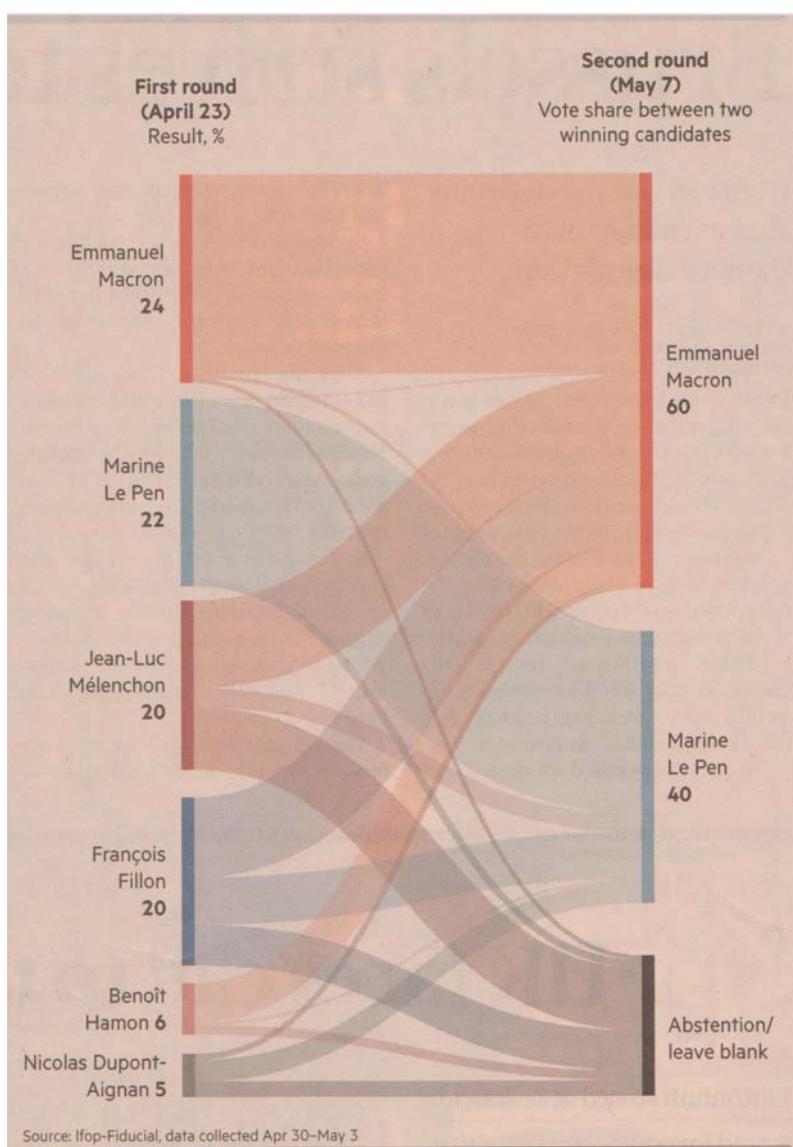
大統領選挙第1回投票で、マクロン支持は24%に過ぎず(図4)、国民大半は彼の公約を認めていなかった。今は若くダイナミックと支持されているマクロン全方位改革だが、いずれ世論の硬化が生じ、権威主義や庶民には遠いと判断される可能性も否定できない。かつてサルコジを標的としたのと同じ現象が現われて強まっていくのか、注視が欠かせまい。マクロンと国民の間の錬金術が機能し続けるなら、つまり改革の成果が上がり続けるなら、強力な

支持が得られないまでも、拒絶はされまい。大統領と国民との関係はきわめて機能的になり、国民統合という個人的関係は薄れていこう。改革派ながら超エリート官僚出身、投資銀行家出身のマクロンにふさわしい、政治展開といえる。

すでに報告したように、2月末に行われた世論調査（IFOP）では、鉄道などの公共サービス・ストには過半数割れの44%の賛成しか得られなかった

図4 フランス大統領選挙（2017年5月）

第1回と決選での票の移動



出典：Financial Times, 5 May 2017.

参考文献 (第1章と付録2.)

- 小笠原浩一(1999)「イギリス労働組合会議 (TUC) のパートナーシップ戦略」『大原社会問題研究所雑誌』No.490.
- 植田隆子 (2018)「統合強化へ防衛力強化始動」『日本経済新聞』2月2日付け経済教室.
- 長部重康 (1995)『変貌するフランス—ミッテランからシラクへ』中央公論社.
- 長部重康 (1999)「経済と社会保障」藤井良治・塩野谷祐一編『先進国の社会保障6 フランス』東京大学出版会.
- 長部重康 (2006)『現代フランスの病理解剖』山川出版社.
- 長部重康 (2007a)「フランス・アイデンティティの危機—フランス社会モデルと欧州統合をめぐる」『日本 EU 学会年報』第27号.
- 長部重康 (2007b)「ドゴール共和国の終焉—大統領絶対性を見直しから動員政治の脱却にむけて」『日仏政治研究』第3号.
- 長部重康 (2008)「サルコジズムの光と影—仏大統領の『父性イメージ』回復は可能か」『公明』9月号.
- 長部重康 (2013)「オランダ政権の誕生とフランスの競争力低下—「フランス的例外」からの復讐」『日仏政治研究』第7号.
- 長部重康 (2015)「ブルー・マリーヌの勝利」『日仏政治研究』第9号.
- 長部重康 (2017)「EU は長期低落をふせげるか—イギリス離脱の行方」『ITI 調査研究シリーズ』No.54, in <http://www.iti.or.jp/reports2.htm>.
- 長部重康 (2018a)「マクロン改革はフランスとヨーロッパを変えるか」『世界経済評論』1・2月号.
- 長部重康 (2018b)「フランスと EU 経済」長部他『現代ヨーロッパ経済 第5版』有斐閣アルマ.
- 萩原隆子 (2016)「フランス鉄道における組織改革の動向」『運輸と経済』76巻第1号.
- 労働政策研究・研修機構(2015)、「職業訓練個人口座制度(CPF)の施行」、in <http://jil.go.jp>
- Beattie, Alan (2017), France risks being led in wrong direction by labour model, in *Financial Times*, 12 Sep.
- Birnbaume, Pierre (propos recueillis par Bonnefous et Solenn de Royer) (2018), « Macron a maintenu l'appareil d'Etat », in *Le Monde*, 1er mars.
- Bonnefous, Bastien et Solenn de Royer (2018), Emmanuel Macron à l'épreuve des sondages, 3 mars.
- Brunsdan, Jim, Khan, Mehreen and Wagstyl, Stefan (2017), Europe's moment to reform, in *Financial Times*, 26 Sept.
- Buck, Tobias (2018), Germany, Reay for combat? in *Financial Times*, 16 Feb.
- Chassany, Anne-Sylvaine (2017a), Macron takes unsentimental approach to French industry, *Financial Times*, 29 Sept.
- Chassany, Anne-Sylvaine (2017b), France's Republicans look to rebuild from the right, *Financial Times*, 4 Dec.
- Chassany, Anne-Sylvaine (2018a), France pins its hopes for social equality on a 'bac' overhaul, *Financial Times*, 7 Feb.
- Chassany, Anne-Sylvaine (2018b), Emmanuel Macron seizes moment to take on French unions, *Financial Times*, 9 March.

- Collectif (2017), L'Europe mérite mieux qu'un mini-compromis, in *Le Monde*, le 28 sept.
- Delrue, Maxime et al. (2017), Les dix-neuf mensonges de Marine Le Pen, in *Le Monde*, 5 mai 2017.
- Ducourtieux, Cecile et Stroobants, Jean-Pierre (2018), Zone euro : la fronde des pays de Nord face aux ambitions de Macron, in *Le Monde*, 13 mars.
- Faye, Olivier (2018), Wauquiez détourne la droite du libéralisme, *Le Monde*, 11 fév.
- Guillemoles, Alain (2018), Les Statut des cheminots, point clé de la réforme de la SNCF, in *La Croix*, le 19 fév. 2018.
- Lang, Thierry (2017), Flexisécurité : le travail, c'est la santé ? in *Le Monde*, le 23 sep.
- Le Nevé, Soaig (2018), « La fin des 'castes administratives' n'est pas pour demain, in *Le Monde*, 13 fév. 2018.
- Leparmentier, Arnaud (2017), 'Macron une top large majorité ? ' in *Le Monde*, 15 juin 2017.
- Macron, Emmanuel (2016), « Nous devons délivrer l'Europe de ce qu'elle est devenue », in *Le Monde*, le 19 juin.
- Noblecourt, Miche (2018), Le Parti socialiste à la dérive, in *Le Monde*, 16 mars 2028.
- Pôle emploi (2018), Réforme de l'assurance chômage 2028 – Le projet Macron.
- Porche, Thomas et Farah, Frederic (2017), *Introduction inquiète à la Macro-économie - Le projet du président*, Les petits matins.
- Prissette, Nicolas (2016), *Emmanuel Macron en marche vers l'Élysée*, Plon.
- Soullier, Lucie (2018a), Le FN n'en a pas fini avec Jean-Marie Le Pen, in *Le Monde*, 10 fév.
- Soullier, Lucie (2018b), Le Front national est mort, vive Marine Le Pen ? in *Le Monde*, 11 mars.

第2章 英 EU 離脱交渉の行方—第2段階の争点—

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

田中 友義

第1節 第1段階の離脱条件で合意

EU の欧州委員会のジャン・クロード・ユンケル委員長は昨年 12 月 8 日、テレザ・メイ英国首相との会談で英国の EU 離脱（ブレグジット）交渉に関連して、EU 側が交渉の段階的アプローチの「第1段階」と位置付けた離脱条件で「十分な進展」があったとする合意文書を確認し、その後 12 月 14, 15 日に開催された欧州理事会(EU 首脳会議)に「十分な進展がみられた」と結論付けるように勧告したと発表した(注 1)。第1段階の離脱条件とは、以下のものである(注 2)。

- ①どの EU 市民とその家族がどの加盟国にも住み、働き、学べる権利は EU の基本である。英国の EU 離脱によって、離脱時に影響を受ける EU および英国市民とその家族の地位と権利の保護を相互に保証することが交渉の最優先事項である。こうした保証は、効果的、強制的、無差別、包括的でなければならない。
- ②英国の EU 離脱は、EU,英国双方のビジネスに影響を与える。交渉では、EU 条約が最終的に英国に適用されなくなることによって生じる法的な真空を防ぐ手立てを探る。
- ③欧州投資銀行 (EIB) ,欧州開発基金 (EDF)、欧州中央銀行 (ECB) のみならず、EU の多年次財政枠組み (MFF) から生ずる問題を含めた財政の一括清算によって、英国が加盟国としての義務をはたすことを保証すべきである。この清算には全ての約束および債務が含まれる。
- ④アイルランド島の特有な環境にかんがみ、EU の法的秩序の統一性を尊重しつつ、厳しい国境管理を回避するために、柔軟で、かつ想像力豊かな解決策が必要である。このことから、EU は EU 法に適合する英国とアイルランドの現行の二国間の協定および取り決めに認める。
- ⑤欧州理事会は、英国が EU の一員として結んだ国際的な約束を離脱後も尊重することを求める。

合意文書の主要点は表 2-1 のとおりである(注 3)。

表 2-1 英 EU 合意文書の主要点

3つの優先分野	合意内容
在英 EU 市民・在 EU 英国市民の権利保護	英国の EU 離脱後も、在英 EU 市民および在 EU 英国市民の権利保護が約束される。
EU 離脱の清算金	英国は EU 予算で決められた 2019 年と 2020 年の分担金についても支払い義務を負う。
北アイルランド問題	英国政府は北アイルランド地域の特殊性を認め、離脱後も厳格な国境管理措置の適用を回避することを約束した。

(出所)筆者が作成。

合意文書によると、最大の争点であった清算金問題では、すでに決定されている 2014 年から 2020 年までの 7 年間の EU 予算枠を考慮し、英国が離脱後の 2019 年、2020 年の 2 年間についても支払の義務を負うとしている。清算金額は明記されていないが、主要メディアなどが報じている英国側が内示した負担額は 400～450 億ユーロ規模で、EU 側が求めているとみられる 600 億ユーロにかなり近い金額である。いずれにしても、清算金の支払額の決着は、離脱交渉の最終段階まで先送りされた形である。

次に、在英 EU 市民および在 EU 英国市民の権利保護について、ユンケル委員長はメイ首相との会談後の会見で、「市民は（英離脱後も）それまでと同等の権利を享受できる」と述べている。つまり、英国の EU 離脱の完了前までに合法的に英国、EU に居住していた市民、およびその家族は権利保護の対象となるというものである。

また、北アイルランド国境問題についても、英国が EU 離脱後もアイルランドと英領北アイルランドとの国境管理をいかに現行通り（の自由移動を）維持するかで、最後まで交渉が難航した。合意文書によると、メイ政権に閣外協力し、英国との一体性を重視する北アイルランド地域政党・民主統一党（DUP）に配慮し、具体策は離脱交渉の第 2 段階での英国と EU の「将来の関係」の協議を通じて決めることになり、事実上決着を先送りしたといえる。

第 2 節 EU 首脳会議、第 2 段階入りを承認

英国を除く 27 カ国の EU 首脳会議は昨年 12 月 15 日、離脱後の移行期間や自由貿易協定 (FTA) など将来の関係の枠組みを協議する第 2 段階に入ることを正式に承認した。また、離脱交渉が第 2 段階に移るのに合わせて、今後の交渉の基本方針を定めた指針も採択している。交渉指針の要点は以下のとおりである(注 4)。

- ①第 1 段階で約束された全てのコミットメントが完全に尊重される場合にのみ第 2 段階の交渉の進展が可能である。欧州理事会は、約 2 年の移行期間という英国の提案をテイクノートする。移行期間の交渉に応じる条件として、英国が移行期間中は EU の法体系 (EU *acquis*) に従う一方、英国は、第 3 国として、離脱後は加盟国でなくなるため、EU の諸機関に代表を送ることも選任されることもないし、EU の諸機関・事務所の意思決定に参加することはできない。
- ②離脱協定の一部である移行協定は、明確に定義され、期限は厳格でなければならない。単一市場全般に適用される規則や EU 諸機関などの法の変更は加盟国と同じように英国にも適用されねばならない。EU 司法裁判所の権限を含む、全ての既存の EU の規制・予算・監督・司法・執行に係わる手段が適用される。英国は移行期間中、関税同盟と単一市場(モノ・資本・サービス・労働力の 4 つの自由の全てを含む)に参加し、EU の貿易政策に従い、EU の関税率を適用しなければならない。
- ③欧州理事会は、EU と英国との緊密な連携を構築することを望んでいることを再確認する。英国がひとたび第 3 国となれば、その時初めて、将来の関係の協定は最終合意され、締結できる。他方、EU は将来の関係の枠組みについての事前の予備的な討議を始める用意はある。EU は英国が移行期間終了後は、関税同盟と単一市場に止まらないとの意向をテイクノートする。
- ④欧州理事会は、交渉の成り行きを注意深く見守り続け、本年 3 月に将来の関係枠組みに関する追加的な指針を採択する。欧州理事会は英国が将来の関係の枠組みに関する自国の立場をさらに明確にするよう要請する。

第 3 節 移行協議が先行、FTA 交渉は 3 月以降に

今年 2 月からの交渉は、前述の欧州理事会指針によれば、2019 年 3 月末の離脱後の英

EU の経済や国民生活の混乱を回避するための移行期間についての協議が先行し、英国が強く望んでいる FTA などの将来の関係についての協議は「英国が目指す立場をはっきり示す」よう要求、本年 3 月以降と明記されている。3 月の英国を除く EU 首脳会議で改めて将来の枠組み協議を認めるかどうか、是非を判断する構えで、早くても 3 月以降となるのは確実である。

表 2-2 移行期間交渉を巡る主要な争点

3 つの争点	EU 側	英国側
EU 市民の権利保障	移行期間中に英国に入学する EU 市民に、離脱以前と同じ権利を保障すべきである	同じ権利を保障できない
EU の法・規制の適用	離脱後に導入される新規の法・規制を含め、全てのルールに完全に従うべきである	新規の法・規則は拒否する権利がある
第三国との貿易協議	EU の許可が必要である	自由に協議でき、合意できるが、施行は移行期間終了後である

(出所) 作者が作成。

2 月 6 日から始まった第 2 段階の第 1 回会合では、移行期間中の最大の争点は、表 2 のとおり、移行期間中の EU 市民の権利保障と、EU が移行期間中に導入する新規の法律や規則が英国に自動的に適用されるかどうか、また、英国が移行期間中に第三国と自由に貿易協議し、合意できるかどうかである。

移行期間については、メイ首相は、離脱後 2 年程度は EU の単一市場や関税同盟にとどまり、EU との貿易協定などを纏める時間が必要であるとしてきた。EU 理事会は本年 1 月 29 日、移行期間の交渉指令を採択したが、移行期間の終了日を 2020 年 12 月 31 日としている。換言すれば、1 年 9 カ月とより厳しくなる(注 5)。

移行期間を巡る交渉の焦点の一つが、多くの英国企業や在英日本企業が合意期限とみなす 3 月末までに決着できるのかどうかである。移行期間の見通しが着けばなければ、各企業とも離脱後の戦略がきわめて立て易くなる。

また、FTA など将来の関係についての交渉では、英国からの具体的な提案を待って、EU 内部の方針を 3 月までに決めたいうえで協議に臨む予定である。

これに対して、英国は移民など人の自由移動を拒み、EU の関税同盟と単一市場からの完全離脱(ハード・ブレグジット)を目指す一方で、EU との FTA の締結を強く望む。しかしながら、こうした英国の曖昧な姿勢に対して、EU 側は「良いとこ取り」(cherry picking) を狙っているとの懸念が強い。EU 側は、交渉指針で示されているように、FTA など将来の関係の枠組みについて事前の予備的な協議に入ることを認めているものの、実質的な交渉は、2019 年 3 月の離脱後の移行期間中に進める道筋を描いている。ただ、英国と EU との FTA 交渉には 5 年～7 年はかかるとの見方が多い。交渉が不調に終われば、移行期間の終了とともに、英国は合意なしで単一市場から放り出される (cliff edge)。移行期間の延長の可能性をどこまで認めるかも、今後の交渉の焦点の一つである (注 6)。

メイ首相は EU との「前例のない深く特別な関係を築きたい」と繰り返し発言しているが、EU との意見の隔たりが大きい。EU のミシェル・バルニエ首席交渉官は、EU カナダ自由貿易協定 (CETA) を英国との将来の関係の参考にしたいとの考えを示している(注 7)。

EU 加 FTA には EU への拠出金や EU 規則を順守する義務がなく、EU からの移民を制限することもできる。単一市場のベネフィットを受けながら移民を制限したい英国の思惑に最も近いモデルといえる。英国のデービッド・デービス EU 離脱担当相は「英国が目指しているのは、EU 加 FTA・プラス・プラス・プラスである」と述べて、EU 加 FTA に含まれていない金融サービスも対象とすることを協定に盛り込むことを考えているようである(注 8)。

第 4 節 今後の交渉は「時間との闘い」

離脱交渉の第 2 段階入りが正式に承認されたことは大きな前進ではあるものの、離脱日までは残り 15 カ月しかなく、しかも、EU は 2018 年 10 月に実質合意を目指す期限としているところから、ドナルド・トゥスク欧州理事会常任議長 (EU 大統領) は加盟国首脳らに送った書簡で「時間との猛烈な競争になるだろう」と指摘した。

FTA などの将来の関係に交渉について、貿易から安全保障面の協力まで多岐にわたる交渉テーマがどれも複雑な利害関係が絡むため、第 1 段階以上に厳しいものになると EU 首脳らは予想している。

ドイツのアンゲラ・メルケル首相は FTA などの協議入りを支持しながらも「問題は山積している。これまでの交渉より厳しい作業が待っている」と述べるなど、時間が限られて

いるとの見解を示した。

他方、メイ首相も昨年6月8日の総選挙で自身が率いる保守党が過半数割れし、北アイルランドの地域政党である、民主統一党（DUP）の閣外協力を得て、かろうじて過半数を超えていることから、求心力が弱まった中での第1段階での交渉であった。今後の英国のEU離脱のあり方について、閣僚間で離脱強硬派と反強硬派との溝が深まる場面が多くなるとみられる。

さらに、英下院では昨年12月13日、離脱条件に関して、EUとの最終合意前に英国議会の承認を得るよう求める修正法案を与党保守党からも造反議員が出て賛成多数で可決した。EU離脱の最終合意案は内容次第で議会に覆される可能性もある。まさに政権運営は綱渡りの状況で、交渉の行方には危うさがつきまとう。

表 2-3 英 EU 離脱交渉の行程見通し

時期	主要事項
2017年3月29日	英国が離脱を正式に通告
3月31日	EUが交渉指針案を加盟国に提示
4月29日	27カ国のEU首脳会議で交渉指針を採択
5月3日	英国議会解散
5月22日	EU理事会が交渉指令を採択
6月8日	英国議会選挙・与党保守党議席が過半数割れ
6月22～23日	EU首脳会議
12月8日	第1段階交渉の離脱条件で合意・第2段階交渉への移行勧告 合意のポイント： ・在英EU市民・在EU英国市民の権利保護 ・英国が約束した財政支出や債務の清算 ・北アイルランド国境問題への対応
12月14日～15日	EU首脳会議、第2段階の交渉への移行を承認・第2段階の交渉指針を採択
2018年1月29日	EU理事会で移行期間に関する交渉指令を採択
2月	移行期間の設定について協議
3月までに	英国政府、将来関係の要望提示 移行期間で合意

3月22～23日	EU首脳会議で自由貿易協定など将来の関係の交渉指針を採択予定
3月以降	FTA協議が本格化か
10月までに	交渉は実質的に終了、全当事国で批准手続きに入る <ul style="list-style-type: none"> ・ 離脱協定に合意 ・ FTA枠組みに合意 ・ FTA締結までの移行期間に合意 合意できない場合、全加盟国が合意すれば交渉期限を延長
2019年3月29日までに	安全保障・治安・刑事協力などの枠組で合意 将来関係の大枠を「政治宣言」で取りまとめ 全加盟で批准を終える
3月29日	英国が正式にEUを離脱する 英国、EUや非EU諸国とのFTA交渉開始 移行期間開始
2020年12月末	移行期間終了か

(出所) 執筆者が作成

終わりに—2度目の国民投票はあるのか

最近になって、EU理事会議長のドナルド・トゥスク氏や欧州委員会委員長のユンケル氏などEU首脳陣から「英国国民や議会、政府が離脱以外の道を願うなら、議論する用意がある。われわれは英国の残留を望んでいる」、「英国のEU離脱は、『大惨事であり』、英国、EUの双方が敗者だ」といった、英国の離脱撤回への期待を寄せる発言が相次いでいるが、国民投票の実施権限を持つメイ首相は再実施を強く否定している(注9)。

この時期に、EU首脳からこうした発言が続く背景は不明だが、英国が保守党内で離脱強硬派(ハードブレグジット)と離脱穏健派(ソフトブレグジット)の激しい対立で、メイ首相のリーダーシップが必ずしも発揮されているとはいえ、「激変なしの離脱」への準備や、将来の関係についての具体的な提案がEU側に提示するのが遅れ、最終合意に至らないまま離脱することになる可能性が取り沙汰されていることも考えられる。いよいよ、第2段階入りを契機に英EU離脱交渉は正念場を迎えている。

(2018年2月21日脱稿)

注・参考資料：

- 1) European Commission, Brexit: European Commission recommends sufficient progress to the European Council(article50)(Press release,Brussels,8 December2017)
- 2)交渉指針に関しては、European Council(Art.50)guidelines following the United Kingdom's notification under Article 50 TEU (29/04/2017,Press release220/17Brexit)、ITI フラッシュ 336 「英国の EU 離脱交渉の行方(その 5)」 (2017/05/24)参照のこと。
- 3)Joint report from the negotiators of the European Union and the United Kingdom Government on progress during phase 1 of negotiations under Article 50 TEU on the United Kingdom's orderly withdrawal from the European Union(TF(2017)19-Commission to EU27,8 December 2017)
- 4) European Council (Art.50)meeting(15December2017)- Guidelines(Brussels,15December2017:EUCOXT20011/17)
- 5) Council of the EU, Brexit: Council (Article 50) adopts negotiating directives on the transition period(Press release38/18,Brussels,29January2018)
- 6) Reuters(2018/02/09)
- 7) 日本経済新聞（電子版）（2017/12/15）、読売新聞（2017/12/16）
- 8) 毎日新聞(2017/12/15)
- 9) 日本経済新聞（電子版）（2018/01/18）、Reuters(2018/01/18)

第3章 EU 離脱が英国の研究および高等教育に及ぼす影響

摂南大学 経済学部 教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
久保 広正

2016年6月に実施された国民投票により、英国国民はEU離脱を選択した。また、2017年3月末、メイ英首相はEUに対して正式な離脱通告を行った。従って、何らかの経過措置などが決まらない限り、リスボン条約第50条の規定により、2019年3月末の時点で英国はEU非加盟国となる予定である。

このEU離脱については、政治経済面から、英国内、EU内でも様々な議論があることは周知の通りである。一方、英国内の大学関係者からは、英政府に対して、多くの批判・要望が寄せられている。本稿では、主として英国の大学・研究機関・高等教育機関における高等教育・研究面に注目し、英国のEU離脱の影響を論じることとする。

第1節 EUの高等教育・研究政策と英国

まず英国も参加しているEUの高等教育及び研究プログラムについて、ごく簡単に触れておきたい(注1)。EUにおいては、「欧州高等教育圏(European Higher Education Area)」を創設し、域内において、どこで学んでも共通の単位、共通の資格を獲得することが可能となるように高等教育制度が整えられている。こうした「ボローニア・プロセス」及びその柱になる「エラスムス計画」により、確かに学生の交流が活発化しつつある(図表-1参照)。欧州委員会によれば、学生交流が活発化すれば、学生は互いに切磋琢磨するようになり、学習態度、学問に取り組む姿勢にポジティブな変化をもたらすとされている。このような制度設計の柱となるエラスムス計画は、次のような骨子から構成される。なお、このボローニア・プロセスは、職業訓練プログラムであるコペンハーゲン・プロセスと連動しており、EUにおける人材育成計画の柱となっている。

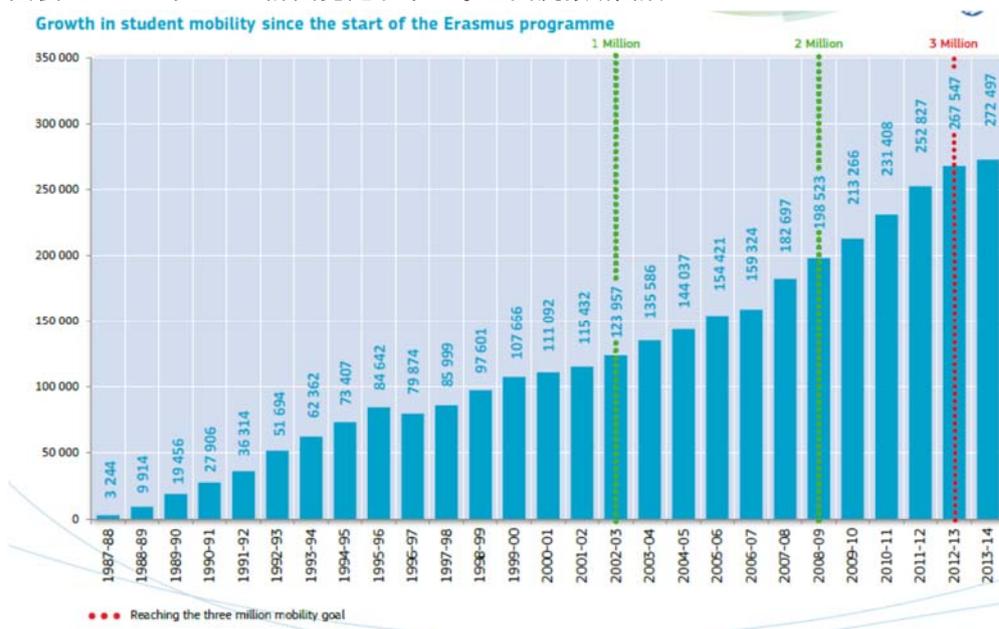
- (1)比較可能な学位システムの確立：これにより、学生の雇用可能性を高めると同時に、欧州の大学の国際競争力を高めることが可能となる。具体的には、「ディプロマ・サプリメント(Diploma Supplement)」を発行することなどにより、取得単位・資格内容

などが明示される。

- (2)2 サイクル、すなわち、学部・大学院という段階化された大学構造の構築：第1 サイクル修了により取得できる学位は「学士 (Bachelor)」、第2 サイクル修了者には「修士 (Master)」の学位が授与される。
- (3)欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System, ECTS) の導入：これにより、学生が欧州の各大学で学ぶことを促進する。
- (4)学生、教員の域内移動に対する障壁除去：国ごとに相違する職業資格に共通性を持たせることなどにより、域内移動を促進する。
- (5)欧州レベルでの質の保証：高等教育の質を保証するため比較可能な基準と方法論を開発する。
- (6)欧州レベルでの高等教育推進：各国ではなく、欧州という視点に立ったカリキュラムの開発、研究プログラムの促進などを通じて、高等教育機関の協力を推進する。

いうまでもなく、英国の大学・高等教育機関は、こうした計画策定及び実施において、重要な役割を果たしている。なお、2014年～2020年を対象とした教育・訓練・青少年・スポーツのためのEUの新しいプログラムは「エラスムス・プラス(Erasmus+)」と称されている(注2)。このプログラムは、生涯教育・学習プログラムおよびエラスムス・ムンドゥスを含む7つの既存のアクションを統合したものである。

図表 3-1 エラスムス計画発足以来の学生交流数(累計)



出所) 欧州委員会 HP

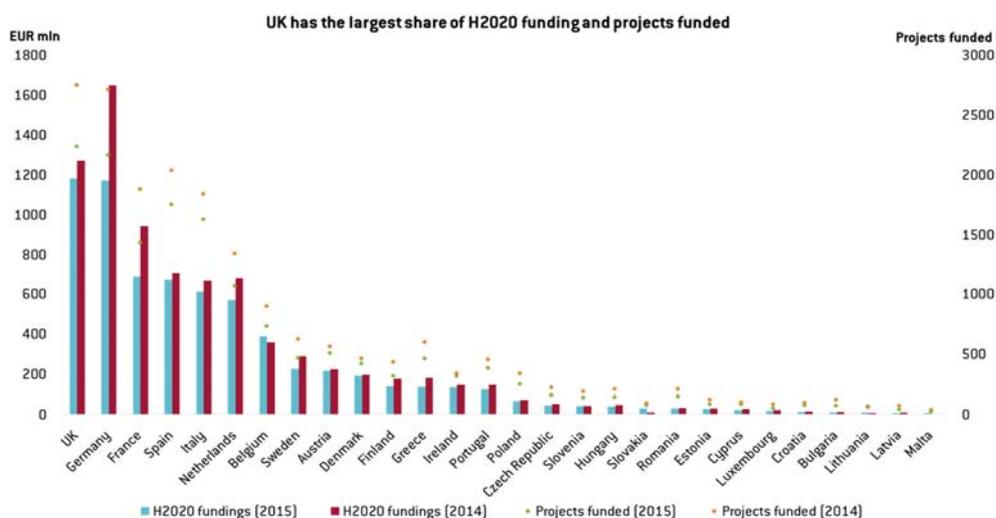
次に EU の研究計画において柱となっている Horizon2020 について概観しておきたい（注 3）。なお、この Horizon2020 とは、2010 年に策定された EU の中期成長戦略”Europe2020”の骨格をなす研究開発戦略であり、対象期間は 2014 年から 2020 年、研究費総額は 748 億ユーロに達する。なお、もし英国が 2019 年 3 月に非 EU 加盟国になると、対象期間中、さらには次期研究開発戦略にも同計画において非加盟国とみなされることになる。

Horizon 2020 は「卓越した科学」、「産業技術におけるリーダーシップ」、「社会的な課題への取り組み」の 3 つの柱に属するプログラム群から構成されており、研究を革新的産業化に結び付けることを目標としている。また、世界的な科学的成果から産業的イノベーションへ至る道の障害を取り除き、また民間企業と公的機関が連携しやすくすることにより技術革新において成果をもたらすことを目標としている。

図表 2 は、これまでの Horizon2020 について、国別にみた資金受け取り額を示したものである。この図から読み取れるように、英国は年によっては、最大の資金受け取り国であったことがわかる。

なお、2016 年までのノーベル賞受賞者数（自然科学分野）を国際比較すると、第 1 位の米国（254）、2 位は英国（78）、3 位ドイツ（69）、4 位フランス（32）となっており、英国は EU 加盟国中で最多であり、こうした点から、英国は EU の科学技術を牽引してきた国といえる。

図表 3-2 Horizon2020 の国別採択額



Source: European Commission, Horizon 2020 Monitoring Report 2015（棒グラフの右側：2014 年、左側：2015 年）

一方、英国内に目を転じると、図表 3-3 から読み取れるように、英国の大学におけるアカデミック・スタッフは次第に増加している。2004-2005年と2015-2016年を比較すると、教育及び研究を行うスタッフ数は、英国人では計 4,770(=72,915-68,145 人)人増加しているのに対して、EU 諸国出身者は計 8,705 人 (14,520-5,815 人) も増加しているのである (図表 3-3 参照)。

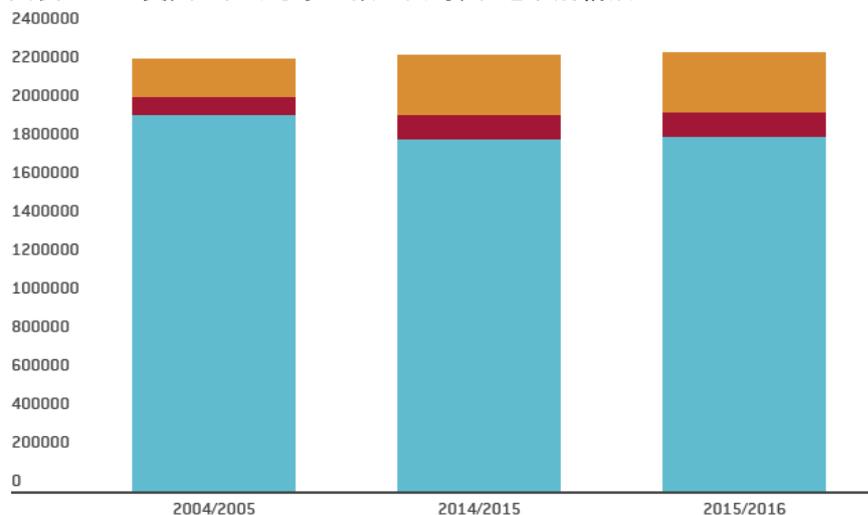
図表 3-3 英国の大学における出身国・地域別構成

<i>Employment function</i>	<i>2004-05</i>			<i>2015-16</i>		
	<i>UK</i>	<i>EU</i>	<i>Non-EU</i>	<i>UK</i>	<i>EU</i>	<i>Non-EU</i>
<i>Research only</i>	22,610	5,485	6,415	25,445	12,575	9,575
<i>Teaching only</i>	27,395	2,450	2,080	40,205	6,550	4,490
<i>Teaching and research</i>	68,145	5,815	6,150	72,915	14,520	10,400
<i>Neither teaching nor research</i>	1,590	150	280	1,345	95	70
<i>Total</i>	119,740	13,895	14,930	139,910	33,735	24,535

出 所) Universities UK (2017), Higher education research in facts and figures(<http://www.universitiesuk.ac.uk/facts-and-stats/data-and-analysis/Documents/higher-education-research-in-facts-and-figures.pdf>), pp.23

また、英国の大学における外国人留学生数は次第に増加しつつあるが、EU 諸国からの留学生数も同様に増加しつつある (図表 3-4 参照)。

図表 3-4 英国における学生数の出身国・地域別構成



青：UK（下側）、赤：EU(non-UK)、茶：non-EU（上側）

Source: Higher Education Statistics Agency (2017)

このように、研究及び教育両面で英国は他の EU および他の EU 諸国との間で緊密な関係を形成してきたといえるであろう。

第 2 節 英国大学協会 (Universities UK) の提言

こうした現状を踏まえ、国民投票後の 2017 年 2 月、「英国大学協会 (Universities UK、現時点は英国の 136 大学が加盟)」は、「英政府が離脱交渉において優先すべき事項」と題する提言をおこなっている (注 4)。その概要は次の通りである。

英国政府は EU 離脱の悪影響を最小限に抑えると共に、離脱に伴う好機を最大限に活用する努力をしているが、英国の大学も EU 離脱後の繁栄に重要な貢献ができる。大学は英国の経済成長を促進し、新たな産業戦略の一環として生産性を高め、世界との貿易や外交関係を強める主要な役割を担うことが可能である。

英国の大学は国際的にも評価が高く、競争力があり、重要な経済的資産でもある。英国の大学は英国 GDP の 2.8% の貢献をしている。英国の科学研究機関は、世界第 2 位にランクされている。また、英国の大学は英国のソフト・パワーや世界的なパートナーシップを支えており、多くの世界的な指導者は英国の大学の卒業生であると共に、大学は世界の企業、政府及び研究パートナーとの強いコネクションも持っている。ただ、EU 離脱により、英国の大学は次のような問題に直面する可能性が強い。

- 欧州の人材採用への障壁
- 国際共同研究へのダメージ
- 欧州から留学生を雇用する際の障壁
- 研究やイノベーションへの助成金受領資格の喪失
- スタッフや学生の留学機会の減少

このため、英国大学協会は、次のような措置を講じるべきと提案している。第1は短期的な措置である。まず、英国の大学に勤務している EU 加盟国の教職員・その家族が EU 離脱後も引き続き英国に住み、働くことができる権利を保証することである。また、現時点で英国の大学に留学する EU の学生には、現行のコース期間中は英国の学生と同一の授業料を適用すると共に、授業料ローンや補助金の適用も保証することも重要である。

さらに、政府は、Horizon2020、高等教育プログラムである、エラスムス・プラスと”Marie Sklodowska-Curie Action”への継続的に参加する意思を表明することが必要としている。

以上が同協会による提言の概要であるが、さらに同協会は国内政策面でも研究者・学生に対するビザ制度の改善、国際共同研究なども要求している。なお、Horizon2020 とエラスムス・プラスであるが、参加資格は次の通りである（注5）。

（Horizon2020：申請大学は次の3グループに分類）

- ① EU 加盟国大学：すべてのプログラムに申請することが可能。また、本プログラムの意思決定にも参加可能。
- ② 准加盟国（Associated countries）大学：公式な協定を締結した諸国に設立された大学もプログラムに参加することは可能。准加盟国は GDP に応じた資金提供が必要。現時点では、16ヶ国が対象。
- ③ 第三国（Non-associated third countries）大学：本プログラムにコンソーシアム・メンバーとして参加は可能。ただ、運営には関与できず。発展途上国：130ヶ国が対象。先進国のうち、いくつかの国はマッチング・ファンドを準備して参加に分けられる。

なお、先進国及び新興国は二国間協定を締結すること、及び当該の大学が欧州委員会により、プログラム実施上、重要な大学と認定される必要があるとされている。

(エラスムス・プラス：次の2グループに分類)

- ①プログラム国 (Programme countries) : すべてのエラスムス・プラスのプログラムに参加が可能。EU 加盟国及び非加盟 5 ヶ国 (FYROM、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、トルコ) が対象。
- ②パートナー国 (あるいは第三国) : 各種アクションに一定の条件・基準の下で部分的に参加可能。プログラム国以外の諸国が対象。プログラムに対して資金的な拠出は不要。ただ、EU の開発支援、近隣政策などの資金を通じて受給。

現時点で、離脱後の英国がどのように取り扱われるかは不明である。

Brexit が英国の大学に及ぼす影響

ここで、**Brexit** が英国の大学に及ぼす影響を高等教育及び研究開発にという側面から論じてみたい。2017年1月、メイ首相は、EU を離脱させるための一般的なガイドライン、及びセクター別セクターの交渉アプローチを明らかにしている (いわゆる「ランカスター・スピーチ」) (注6)。

このスピーチでは、離脱交渉に際して優先すべき12の事項が述べられている。その第10項目は、”the best place for science and innovation”と題されており、「英国は世界最良の大学に支えられている。欧州のパートナーとの協力関係を継続する」と述べられている。ただ、例えば、エラスムス・プラス及び Horizon2020 に、果たして英国が実質的に従来と同等の条件によって参加できるかどうかについて明確なスタンスまで踏み込んだ発言はない。

また、EU 側でも、何度か交渉に関するガイドライン・交渉指針が発表されているが、そのなかに高等教育機関・大学に関する具体的な言及はない (注7)。

こうした背景の下、具体的な交渉経緯及び結果が提示されなければ、研究・教育への影響を予測することは容易ではない。場合によっては、EU からの年間で15億ユーロに達する EU からの研究費受け入れは困難になる可能性もある。勿論、英国はもはや EU への拠出金を支払う必要がなくなるため、その資金の一部を大学関係の予算に充当することは可能である。ただ、この点もメイ首相は明確な方針を提示するまでには至っていない。さらに、いつまで同首相が地位にとどまっているかについても、現在の英国内政を考慮すれば不透明ともいえる。従って、現時点で、英国における研究開発費が **Brexit** によって、どうなるか予測は容易でない。

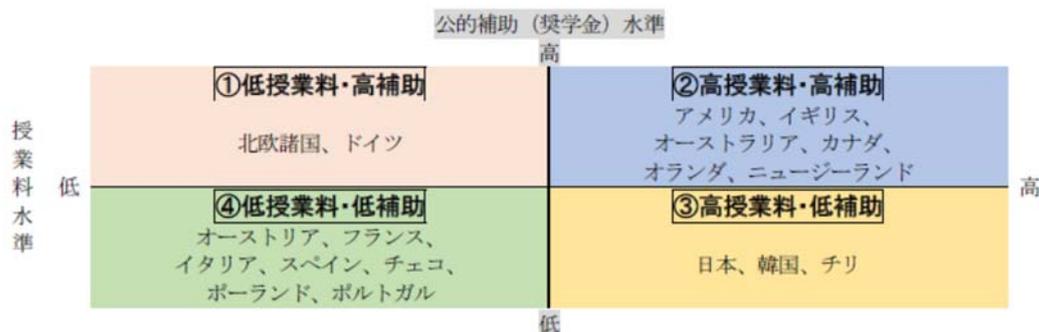
一方、高等教育面について考察する。HESA（高等教育統計局）によると、英国の大学には 438,000 人以上の外国人留学生（合計の約 20%）が就学している。そのうち 127,000 人が EU 国籍であり、過去 10 年間でわずかではあるが増加している（図表-4 参照）。ビザなど入国管理措置が実施されると、この数字はどのように変化するだろうか？

次に Brexit が EU の学生登録と大学収入に及ぼす影響については、二つの異なった見方が存在する。まず 否定的な見方によると、非 EU 学生に対する授業料の上昇によって、EU 諸国からの留学生は 31,000 人以上減少するとされている（注 8）。さらに、ビザ制度が制約となる場合には、この留学生数の減少は一層大きなものになるとされている。因みに、“The Complete University Guide (2017-2018)”によれば（注 9）、英国の大学において授業料の上限は、次の通りである。すなわち、(1)英国・他の EU・EEA からの学生：上限 9,250 ポンド/年、(2)その他の諸国からの学生：①人文・社会科学分野；10,000～17,000 ポンド/年、②理工学分野：10,000～20,000 ポンド/年、③医学分野：20,000～30,000 ポンド/年である。一方、ドイツなど大陸諸国において大学の授業料は無料ないしは少額にとどまることが多い。

また、エラスムス・プラスによる奨学金は様々なケースがあるが、例えば、修士課程の場合、年間 25,000 ユーロに達する。すなわち、英国以外の学生は、こうした奨学金を受給しながら英国に留学することが可能である。ただ、Brexit 後に、英国留学に際して、どの程度の学生がどれだけの額を受給できるか不透明であるが、もし受給できないとなると、英国への留学生数はかなり減少することが見込まれる。

逆に、ポジティブに、ポンドの下落によって、外国からみた英国の授業料は割安となり、留学生を増加させる要因になりうるとの見方も存在する。なお、例えば、HEPI（高等教育政策研究所）と LSE の分析によると、英国の EU からの離脱は、全体的には英国経済にマイナスの影響を与えるとしているからである（注 10）。ただ、他の EU 諸国の授業料との格差は相当大きなものがあるため、為替レート下落による効果は、マイナス効果の一部を相殺するにすぎないであろう。

図表 3-5 大学における授業料と補助金額



出所) 国立国会図書館 (2015)、「諸外国における大学の授業料と奨学金 (調査と情報, No.869)」

ところで図表-5 から読み取れるように、主要先進国において授業料・奨学金のパターンは大きく相違するが、英国は図表の②に属する。英国人学生であれば、高い授業料は自国の奨学金によって負担軽減を図ることは可能であるし、EU 諸国からの留学生はエラスムス・プラスなど EU による奨学金を受給することができる。ただ、他の EU 諸国から英国に留学する学生の場合、英国が非 EU 諸国になると、高い授業料にもかかわらず EU から奨学金を受給できない可能性もある。

また、EU 離脱によって、ビザなどによりエラスムス・プラスへのアクセスについても影響をうけるであろう。勿論、現時点で英国がどのような取り扱いを受けるかは未定である。なお、エラスムス・プラスでは、その最初の年である 2014 年に、36,000 人以上の英国の学生、青少年労働者と職員が海外で勉強したり、訓練したり、ボランティアをする一方、逆に、これを上回る EU からの留学生が英国に留学したとされている。

第 3 節 アカデミックおよび非アカデミックの大学スタッフ

英国の大学では、研究者の約 30%が非英国人である。また、図表 3-3 によれば、33,700 人近い研究者が EU 諸国出身であり、彼等は英国全体の約 17%を占めている (非正規雇用契約による研究者を除く)。Brexit、さらには経過期間終了後に非アカデミック・スタッフを含め EU 諸国民がどのように対処されるかについての明確な方向性が打ち出されなければ、その影響を見通すことは困難である。ただ、おそらくは、彼ら非アカデミック・スタッフが減少する可能性が高いといえる。従って、どの程度まで EU 加盟によって可能となったかは必ずしも明らかではないが、ビザの制限が導入されると、研究者の移動性や国際的な研究協力を悪影響を及ぼす可能性があるだろう。

メイ首相は英国の研究と技術革新が保護され強化されると繰り返し主張し、英国に居住する研究者の国際的な体制への安心と確実性を提供すると述べている。それにもかかわらず、YouGovが行った調査によると（注11）、英国の大学で雇用されているEU出身研究者の76%が英国を去ることを検討するであろうとしており、回答者の29%は既に英国を去った研究者を知っていると答えている。さらに、回答者の90%はBrexitにより英国の高等教育に悪影響が及ぶと予測しており、44%の研究者がEUの研究プログラムへのアクセスの機会が減少するとしている。

第4節 Brexitと資金調達

王室協会など学術団体が共同で英国政府に提出した報告書による（注12）、Brexitは、資金調達という面でも英国の研究開発に対して悪影響が及ぶとしている。英国の大学や研究機関は主要な財源の一つとしてEUのHorizon 2020に依存しているとされる。近年、英国の大学の研究者は、資金調達されたプロジェクト全体の中で最大のシェアを確保しており、2015年時点で、Horizon2020の交付金および契約（総額の16%）からの資金は約12億ユーロに達している。この金額は、2015/16の英国の研究開発予算の17.5%に相当している。

また、英国は研究と教育に関連するEUからの他の資金も受給している。2015年には、エラスムス・プラス・プログラムを通じて、英国市民や組織に海外での勉強、訓練、ボランティアなどのために1億2200万ユーロが提供された。

さらに、2014年から2020年の間、英国は欧州構造投資基金（ESIF）から160億ユーロ以上を受け取る見込みである。英国政府によれば、同国の研究、技術開発、技術革新を強化するために、約16億ユーロが割り当てられるとされている。従って、最悪のケースでは、英国は教育と研究のためのEUからの資金供与について年間15億ユーロ以上を失うと推定される。また、Brexitは、EUの産業界、公的企業、慈善団体など、他の資金源（EU組織ではない）に悪影響を与える可能性もある。

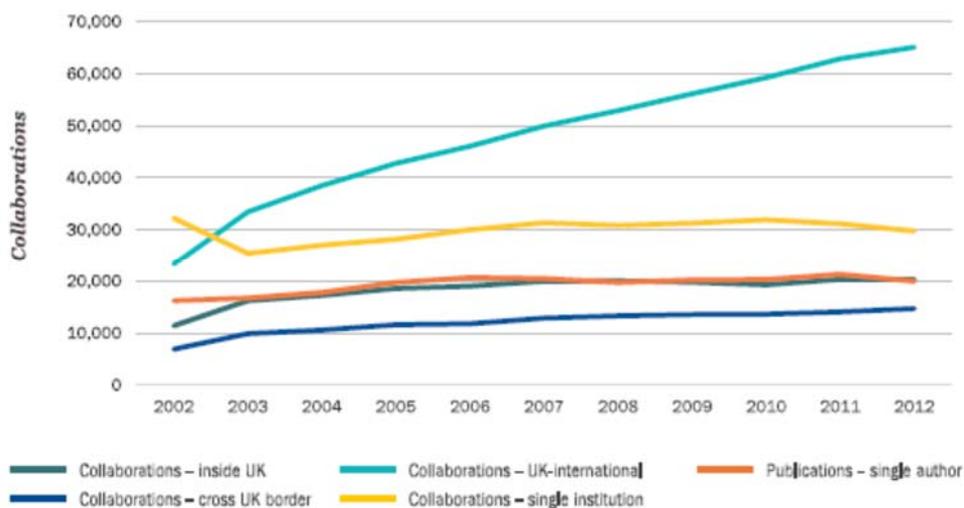
最後に、英国の対EU拠出金が削減されると、その拠出額をどのように配分するかという点も重要である。英国のEU予算に対する年間総拠出額は平均135億ユーロであるが、純支出額（net contribution）は年間66億ユーロである。一方、R&Dと高等教育に対する歳出は、2015年から16年までの英国予算全体の2.3%に過ぎない。従って、英国の学

術・科学界がその大きな財源を失うことを恐れていることは、当然であるかもしれない。ただ、年間約 9,000 億ユーロの年間予算では、研究開発と教育に 15 億ユーロを追加することは、セクターに割り当てられる予算の 2.3%から 2.5%への増加を意味し、決して不可能な金額ではない。

結論

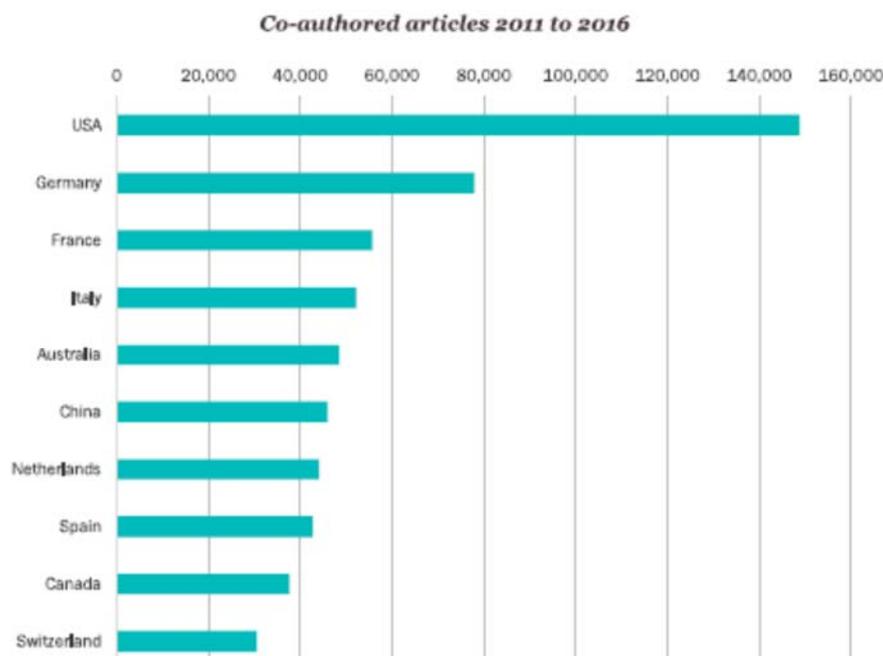
既に述べてきたように、本稿執筆時点（2018 年 2 月末）では、英国・EU 側双方にとって、交渉の主要なアジェンダに含まれているとは言い難く、Brexit が研究教育面にいかなる影響を及ぼすかについて予測することは困難といえる。また、研究・教育資金という観点からみると、EU から受給してきた資金が見込めないとしても、英国の EU 拠出金が不要となるため、その相当な部分を英国における研究・教育に充当することは不可能ではない。ただ、この問題を論じる際、重要な視点は現代の科学技術に関する研究がますます大型していることである。また、環境問題のように、複数の分野が関連する可能性も高まっていることも忘れてはならない。このため、現代の科学技術研究においては、国際コンソーシアムを形成することが重要となってきた。事実、英国の出版物の半分以上が国際的な共著となっており、その 60%は EU パートナーであり、これらの数字は増加している。EU における科学技術政策を振り返ってみると、もともと各国で実施されてきた科学技術支援策が次第に EU レベルでの支援策へと変化してきた背景でもある。

図表 3-6 英国における共同研究数の推移



出所) Universities UK(2017), Higher education research in facts and figures, pp.14

図表 3-7 国際共同論文数の相手国別内訳



出所) Universities UK(2017), Higher education research in facts and figures,pp.15

こうした点を考慮すれば、これから推進される EU の科学技術政策へのアクセスに支障が出るようだと、英国の研究教育にとってネガティブな影響が及ぶと考えるよいであろう。一方、EU 側にとっても、英国との協同を困難に陥ることは決してプラスではないであろう。むしろネガティブな影響が及ぶこともありえよう。このため、英国・EU 間の通商関係がどうなるかは別としても、いずれかの時点で新たな研究・教育関係を形成する動きが本格化するものと見込まれる。

<注>

- 1 ボローニア・プロセス及びコペンハーゲン・プロセスについては、拙文 (2013) 「EU における人的資本強化策」、久保・海道編著『EU 経済の進展と企業・経営』、pp.5-18、勁草書房を参照
- 2 The European Commission, *The Plus of Erasmus* (https://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/node_en)
- 3 European Commission, *Horizon2020* (<https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>)
- 4 Universities UK (2017), *What should be the government's priorities for exit negotiations and policy development to maximise the contribution of British universities to a successful and global UK?* (<http://www.universitiesuk.ac.uk/policy-and-analysis/reports/Documents/2017/government-brexit-priorities-universities.pdf>)
- 5 European University Association (2016), *After the "Brexit" referendum: Possible outcomes for*

Horizon2020 and Erasmus+

- 6 ランカスター・ハウスで行われた「ランカスター・スピーチ」の内容は、次の通り。
<http://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/full-text-theresa-may-brexite-speech-global-britain-eu-european-union-latest-a7531361.html>
- 7 EU側の交渉ガイドラインは、2017年4月 (<http://www.consilium.europa.eu/media/21763/29-euco-art50-guidelines-en.pdf>) 及び同年5月 (<http://www.consilium.europa.eu/media/32236/15-euco-art50-guidelines-en.pdf>) に採択されている。また、2017年12月の欧州理事会では「十分な進捗があった」としているが、高等教育機関・大学に関しては触れられていない (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-5173_en.htm)。さらに2018年1月には経過期間に関する交渉指令が採択されたが (<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2018/01/29/brexit-council-article-50-adopts-negotiating-directives-on-the-transition-period/pdf>)、ここでも言及はない。
- 8 BRUEGEL (2017), *The Impact of Brexit on UK tertiary education and R&D*, <http://bruegel.org/2017/02/the-impact-of-brexite-on-uk-tertiary-education-and-rd/>
- 9 <https://www.thecompleteuniversityguide.co.uk/>
- 10 Gavan Conlon, Rohit Ladher and Maike Halterbeck (2017), *The Determinants of international demand for UK higher education*, <http://www.hepi.ac.uk/wp-content/uploads/2017/01/Hepi-Report-91-Screen.pdf>
- 11 Gavan Conlon, Rohit Ladher and Maike Halterbeck (2017), *The Determinants of international demand for UK higher education*, <http://www.hepi.ac.uk/wp-content/uploads/2017/01/Hepi-Report-91-Screen.pdf>
- 12 http://www.ucu.org.uk/media/8436/YouGov_Brexit_HE_bill_survey/pdf/YouGov_Brexit_HE_bill_survey
- 13 The Royal Society, British Academy, Royal Academy of Engineering and The Academy of Medical Science (2017), *Government Review of the Balance of Competences between the United Kingdom and the European Union*, (<https://www.raeng.org.uk/publications/responses/joint-national-academies-submission>)

<参考文献>

- 拙文 (2013) 「EUにおける人的資本強化策」、久保・海道編著『EU経済の進展と企業・経営』、勁草書房
- 国立国会図書館 (2015)、「諸外国における大学の授業料と奨学金 (調査と情報, No.869)」
- European University Association (2016), *After the "Brexit" referendum: Possible outcomes for Horizon2020 and Erasmus*
- The Royal Society, British Academy, Royal Academy of Engineering and The Academy of Medical Science (2017), *Government Review of the Balance of Competences between the United Kingdom and the European Union*
- Universities UK (2017), Higher education research in facts and figures
- BRUEGEL(2017), *The Impact of Brexit on UK tertiary education and R&D*
- Universities UK (2017), *What should be the government's priorities for exit negotiations and policy development to maximise the contribution of British universities to a successful and global UK?*
- Gavan Conlon, Rohit Ladher and Maike Halterbeck (2017), *The Determinants of international demand for UK higher education*

第4章 EU サービス経済化 ～暗黙規範対新産業政策～

関西学院大学イノベーション研究センター 客員研究員
合同会社ジフティク 代表
中野 幸紀

第1節 EU 単一市場形成の歩み

アラン・マンクが1989年に発表した「"La grande illusion"（注1）には、単一市場統合が「幻影・幻想」であると書かれていた。確かに、ECは1993年にその単一市場の完成を祝った。しかし、もともと ECSC 時代から鉄鋼、石炭およびその関連設備、機材などの関税障壁はすでに取り払われており、EEC が成立した時にこれがすべての工業製品に拡大されていた。

したがって、1992年時点で目標となっていたのは工業製品に関する非関税障壁、特に、「各国ごとの工業規格の EC レベルへの格上げ」だった。規格統合は「最低水準」に統合すれば簡単に実現できる。しかし、それでは製品の安全性、環境への影響などを担保できなくなるため、健康、安全および環境の3分野は強制規制と連携する EC 規格として特別な扱いとされた。例えば、EMC（電磁コンパチビリティ）、洗濯機の使用時安全基準などである。

国家によるデジュール型「標準化」政策は産業政策の一部であり、自国内産業の育成・保護と輸出振興などに絡み、EC 域内メンバー国間で相互調整が困難だった。EC 委員会は自ら標準化原案を作成し、メンバー国に検討させるという New Approach 政策を採った。これによってメンバー国相互の消極的な取り組みを打開した。造船、鉄鋼、基礎化学品、航空機、鉄道車両などはそれぞれのメンバー国の基幹産業とされていた。1992年の単一市場統合によって、政府調達を含め市場は開放され、EC にとっての長年の課題だったいわゆる「ヨーロッパチャンピオン企業」が出現した。

しかし、その後、電力、電気通信などのサービス部門の市場開放と市場統合は技術的な問題も絡み、遅々として進展しなかった。

第2節 サービス経済化の進展

サービス経済化は1980年代以降に、急速に進展した。すなわち、森川が EUKLEMS

データベースから計算した主要国の産業構造変化を示す数値（注 2）によれば、1980 年から 2010 年までの 30 年間に、米国のサービス産業が 68.7%から 79.9%へと 11.3%増大し、英国が 56.5 から 77.7%へ 21.2%、ドイツが 57.1 から 69.5%へ 12.4%、フランスが 64.3 から 79.3%へ 15.0%、イタリアが 56.2 から 73.2%へ 17.1%、日本が 57.7 から 72.4%へ 14.7%、それぞれ増大している。特に英国の 21.2%の拡大が顕著である。

英国のサービス部門は、その国民経済に占める割合が 56.5 から 77.7%へと 21.2%拡大し、ドイツが 57.1 から 69.5%へ 12.4%、フランスが 64.3 から 79.3%へ 15.0%、イタリアが 56.2 から 73.2%へ 17.1%拡大した。同時期の日本と米国は、それぞれ 57.7 から 72.4%へ 14.7%拡大、68.7%から 79.9%へと 11.3%拡大した。

EUROSTAT が作成公表している産業連関表（1995 年基準表）を用いて中野が行った EU 経済スカイライン・チャート分析結果によれば、EURO 圏 17 か国（2005 年当時）のサービス産業域内生産額構成比は、第 1 次産業 2%、第 2 次産業 31%および第 3 次産業 67%となっており、非 EURO 圏 10 か国（最大の非 EURO 経済圏である英国を含む）のそれぞれの域内生産額構成比は 4%、26%および 70%となっていた。このことから、非 EURO 圏経済域のサービス経済化の優越が見られた。これを EU メンバー国ごとに 1995 年から 2005 年までのサービス産業が占めた国内生産額構成比の変化としてみれば、英国（70%から 80%への 10%ポイント拡大）、フランス（67%から 72%への 5%ポイント拡大）などをサービス経済化が 1995 年から 2005 年の期間に進展した経済圏だとみなすことができると同時に、逆に、ドイツ（65%から 65%への横ばい）、スペイン（62%から 60%への 2%ポイント後退）などの同じ期間におけるサービス経済化の停滞事例も見つけることができる。つまり、サービス経済化の進展は EU 域内において必ずしもその時期と規模が一様ではなかったとの仮説をこれから導くことができる。

森川によれば、日米欧経済は、「サービス産業の成長や生産性が経済全体のパフォーマンスを左右するようになっている。」と指摘されている。また、米国と EU の生産性上昇率の格差は「主として市場サービス産業、特に流通業と事業サービス業の生産性の違いに起因して」との Timmer et al. (2010) の研究成果が紹介されている。米国では、マイクロソフト、グーグルなどの IT 企業だけでなく、アマゾンやウォルマートなどの流通関連企業が急成長していることも具体的事例として紹介されている。

しかし、サービス経済そのものに関する計量経済学的な分析はその統計データの信頼性問題などからもあまり進んでいない。フランス国家統計局（INSEE）が作成公表して

いる産業連関表で扱われているサービス部門（第1次産業と第2次産業以外の「その他産業」に対応。）のうち特に非商業サービス部門の投入・産出統計には大きな誤差が含まれていることが注記されているほどである。

そこで、本報告においては、今一度、より包括的な産業連関表として作成公表されている WIOD2016（注 3）を用いて、あらためて EU およびその他の主要国経済圏のサービス経済化の進展状況を確認しておくこととした。

第3節 日米中および EU5 か国経済のサービス経済

WIOD2016 が作成公表している全世界を対象とした産業連関表から日本、米国、中国および EU5 か国（英国、フランス、ドイツ、イタリアおよびスウェーデン）を抜き出し、それら経済圏の第1次産業（農林水産、鉱工業など自然収奪型産業）、第2次産業（製造業）および第3次産業（第1次と第2次産業活動を除くその他すべての産業（サービス産業））の国内総需要額（中間投入額（輸入を含む）と付加価値額の合計）と、それらの構成比をそれぞれ 2000 年と 2014 年について比較して示すと図表 1 および図表 2 のとおりとなる。なお、鉱業産業は一般的に自然収奪型産業活動であるため、本報告では第1次産業に分類して整理している。また、機械設備の設置、修理などの産業活動は建築土木などと同様のサービス産業であると考え、本報告では第3次産業に加えて整理している。鉱業部門が第1次産業に含まれているため、天然資源産出の多い国・地域では第1次産業は必ずしも農林水産業で代表されない。

1 サービス産業規模の比較

図表 4-1 国別の第1次～第3次産業別国内需要額（2000 年と 2014 年の対比）
単位：10 billion dollars（名目表記、ドル換算は WIOD2016 による。）

暦年	2000				2014				年平均伸び率(%)
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	国内需要合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	国内需要合計	
スウェーデン	9	152	312	473	20	246	752	1,018	2.77
イタリア	55	709	1,450	2,214	89	1,141	2,845	4,075	2.11
フランス	71	597	1,747	2,414	122	920	3,978	5,020	2.59
ドイツ	52	1,145	2,265	3,462	85	2,314	4,668	7,067	2.27
英国	81	564	2,108	2,754	118	798	4,367	5,283	2.29
EU_5	268	3,167	7,882	11,317	434	5,419	16,610	22,463	2.34
アメリカ	460	4,225	13,879	18,564	1,155	6,178	23,638	30,971	1.67
日本	165	2,756	5,771	8,691	154	2,717	5,798	8,669	0.01
中国	415	1,503	1,335	3,253	2,898	15,869	12,977	31,745	7.31

出典：WIOD2016 から著者が作成

図表 4-1 に示すとおり、2014 年において、世界でもっともサービス産業規模（ここでは、中間投入額および付加価値額の合計額を産業規模として表記。）の大きい国はアメリカ（約 23 兆 6380 億ドル@2014 年）であり、ついで EU_5（EU5 各国：英国、ドイツ、フランス、イタリアおよびスウェーデン計：16 兆 6100 億ドル）、中国（12 兆 9770 億ドル）となっている。

2000 年から 2014 年までのサービス経済規模の年平均伸び率（成長率）が最も高かった国は中国で、7.31%となっており、ついでスウェーデン（2.77%）、フランス（2.59%）などとなっている。サービス経済規模が少しも拡大しなかった国は日本（0.01%）である。

2 サービス産業構成比の比較

次に、図表 4-2 を用いて国民経済に占めるサービス産業の大きさをその構成比で比較すると、2014 年においてもっとも第 3 次産業（サービス産業）の構成比が大きかった国は英国で、国民経済全体の 82.7%を占めていた。ついで、フランス（79.3%）、アメリカ（76.3%）と続いている。EU_5 のサービス産業構成比は 73.9%だった。2014 年においてサービス産業の構成比がもっとも小さかった国は中国で、40.9%にしかすぎなかった。EU 域内ではドイツが 66.1%と小さく、日本の 66.9%に近い数値となっている。

2000 年から 2014 年までの第 2 次産業（サービス産業）構成比の変化（変化率）を見ると、スウェーデンの変化がもっとも大きく、66.0%から 73.8%へとプラス 7.8%ポイントの変化を示している。この時、スウェーデンの第 1 次産業構成比はほとんど変化しておらず、サービス産業構成比の上昇は第 2 次産業構成比の低下によるものであることがわかる。しかし、スウェーデンの第 2 次産業が衰退したわけではなく、図表 1 に示すとおり、2000 年から 2014 年のスウェーデン第 2 次産業は 1520 億ドル規模から 2460 億ドル規模へと拡大しているのであって、同国の第 3 次産業（サービス産業）の成長率が第 2 次産業より高かったことによる構成比の変化であることを見落としてはならない。いわゆるサービス産業化が単なる脱製造業化ではない証左である。

図表 4-2 第 1 次～第 3 次産業別国内需要額構成比(%) (2000 年と 2014 年の対比)

暦年	2000			2014			2000→2014 変化率(%)
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	
スウェーデン	1.9	32.1	66.0	2.0	24.2	73.8	7.8
イタリア	2.5	32.0	65.5	2.2	28.0	69.8	4.3
フランス	2.9	24.7	72.4	2.4	18.3	79.3	6.9
ドイツ	1.5	33.1	65.4	1.2	32.8	66.1	0.7
英国	2.9	20.5	76.6	2.2	15.1	82.7	6.1
EU_5	2.4	28.0	69.6	1.9	24.1	73.9	4.3
アメリカ	2.5	22.8	74.8	3.7	20.0	76.3	1.5
日本	1.9	31.7	66.4	1.8	31.4	66.9	0.5
中国	12.8	46.2	41.0	9.1	50.0	40.9	-0.1

出典：WIOD2016 から著者が作成

スウェーデンについてサービス産業の構成比が上昇した国はフランスで、72.4%から79.3%へ6.9%ポイント上昇した。

2000年にすでに76.6%のサービス産業構成比だった英国はその後サービス産業構成比を高め、2014年に82.7%と14年間で6.1%ポイントとなった。このサービス産業構成比約83%は2014年時点で世界の主要経済圏で一番高く、同期間に第2次産業（製造業）がその構成比を20.5%から15.1%へと5.4%ポイント低下させていることに対応している。しかし、スウェーデンの場合と同様に英国の第2次産業が衰退したわけではなく、2000年に5640億ドル規模だったものが2014年に7980億ドル規模へと拡大しており、それだけ第3次産業（サービス産業）の成長速度が速かったことを示しているにすぎない。ただ、同時期のフランスにおいてはサービス経済化が急速に進展した期間においても第2次産業の経済規模が5970億ドルから9200億ドルへと拡大しているのであって、相対的に、英国経済の第2次産業依存度が低下していることは否めず、脱工業化については別途検討が必要である。

サービス産業構成比がもっとも小さい国は、2014年において、中国（40.9%）となっており、ついでドイツ（66.1%）、日本（66.9%）などとなっている。

最後に、第1次産業（鉱業部門を含む）の構成比変化を見ておこう。

経済活動の高度化（一人当たり付加価値額の増大）は、漁業、鉱業などの「自然に広く存在する無価値財から有価値財を選別」するための経済活動、すなわち、自然収奪型産業から、製造業などの「商品の商品による生産」に関わる経済活動、すなわち、工業（製造業）を経て、いずれ、その他の産業（ここではサービス産業という。）に移行することで達成される。とすれば、先進国においては一つの安定的な傾向として「第1次産業構成

比は低下する」と考えられてきた。

しかし、アメリカまたはスウェーデンの 2000 年から 2014 年の第 1 次産業の構成比は 2.5%から 3.7%へと 1.2%ポイントまたは 1.9%から 2.0%へと 0.1%ポイントの上昇が見られるのであって、中国を含むその他の図表 2 に掲げた国々の第 1 次産業構成比低下傾向とは明白に異なる上昇傾向を示している。スウェーデンとアメリカにおける第 1 次産業構成比の上昇は、天然資源産出量の増大（北海ガス、米国内陸部シェールガス・オイルなど）を反映したものである。特に、アメリカの場合、農業と鉱業の産業構成比が 2000 年にはそれぞれ 1.1%、1.2%だった状況から 2014 年に 1.4%、2.2%へとそれぞれ 0.2%ポイントおよび 1.0%ポイント上昇している。

これらのことから、サービス産業構成比の上昇は、「第 2 次産業（製造業）構成比の相対的な低下によって生じた」と説明できよう。

アメリカの製造業構成比は 2000 年から 2014 年の期間に 22.8%から 20.0%へ 2.8%低下している。その期間に、第 1 次産業が 1.2%ポイント、サービス産業が 1.6%ポイント上昇した。もちろん、アメリカにおいても製造業の国内生産額は同時期に増大しているのであって、あくまで、相対的に農業とサービスの経済成長がより速かったというだけのことである。このように、アメリカ経済が、2000～2014 年の期間に、他の先進諸国の傾向と異なる成長経路をたどったことに注目しておく必要がある。その原因として、製造業よりも農業とサービス産業への生産要素配分が相対的に優位だったことを仮説として提示できよう。

これは農業→製造業→サービス産業という一方向完結型の経済発展論に一石を投じることとなるかも知れない。一つの仮説として第 6 次産業論など言われているとおり、農業→製造業→サービス産業→農業→製造業→サービス産業→農業……というように、経済発展が「らせん状」の経路をたどる可能性もあるだろう。もちろん、アメリカの場合、農業の情報化・自動化投資の進展だけでなく、農産品の貿易自由化進展の恩恵を考慮しておく必要があることは言うまでもないが。

第 4 節 サービス産業の定義と特徴

1 サービス産業とは？

サービス産業とは、無体財商品としてのサービス財を産出する生産アクティビティの

集合体である。生産関数（生産技術）安定性の検証はなされておらず、レオンチェフの言う統合された産業としての生産関数の定義が可能かどうか未検討である。サービス財は、『エネルギーと同様にそれ自体は眼に見えず、触ることもできないが、消費主体が消費することによって、消費主体の「内部経済状態」を変化させる機能を内在している経済財である。』と定義できる（注 4）。しかし、生産関数の測定可能性（生産要素の確定～投入構造測定）は、第 2 次産業（製造業）のように自明ではない。

したがって、現在までに確立した「サービス経済」の学術的な定義は存在しない。

経験則として、William J. Baumol によって 1960 年代に彼の「cost disease」において指摘されたとおり、サービス産業の生産性の改善は難しいとされていることを覚えておかなければならない。したがって、経済が成熟して国民経済に占めるサービス産業部門の構成比が大きくなってくると次第にその国の経済成長率は低下してくるとの指摘があることも覚えておかなければならない。

特に、医療、教育、公務などの非商業的サービス産業に従事する人々の労働生産性は「音楽演奏家」と同じく、肉体を使用することでしかサービス提供を行うことができないため、その生産性改善は難しく、規模の経済効果を期待することが困難であり、他産業の生産性改善による国民経済全体の生産性上昇の一部を掠め取ることによる賃金上昇しか得られないとも指摘され続けてきたことも覚えておかなければならない。

こうした議論の背景には、第二次大戦後も長く古典派経済学者の間で論争されてきた唯物史観に基づくサービス経済不要論があるのかも知れない（巻末参考 2 参照）。

2 サービス財は商品か？

著者がフランスからのお客様に対して通訳案内サービスを提供し、その代金を請求する際には、その請求書に「謝礼・報酬」を意味するフランス語の *honoraires* を使う。なぜなら、通訳ガイドサービスは教員、医師、看護師、弁護士などへの支払いと同じ「personal」な専門的技量に対して支払われ、そのサービス内容そのものの事後評価が困難であり、技量提供者への「信頼 (trust)」の証として支払われるものだからである。

サービス提供者の個々の技量には「人格」が深く係っている。提供されるサービス内容が人格と十分には切り離されていないという点で、William J. Baumol の言う芸術活動に近く、その支払いは、商品代金でもなく、日当（労賃）でもなく、ある程度の尊敬の念をこめた信頼の証として、社会的プロトコルに準じた「謝礼」となると伝統的には考えら

れているからである。ここにサービス・アクティビティの本質が潜んでいる。

キーワードは、「人格＝パーソナリティ」と「信頼」、つまり、「個人（個性）が提供する」サービスと、「信頼の証としての支払い」という 2 点に集約できる。これら 2 点は、個人サービス産業の生産性を考える際に常につきまとうやっかいな問題である。同時に、金銭の授受を伴わないサービス提供、すなわち、家庭内サービス、共同体などでの奉仕活動、社会的ボランティアサービス活動、公共サービスなどと金銭の授受を伴うサービス産業産出の分離が極めて困難になるという側面を有している。

もちろん、近代経済活動の流れは、知的財産権の制度化を進め、各種の業務独占資格を公認することで、そのやっかいさを軽減してきた。医師、弁護士、通訳案内士、タクシー乗務員などは業務独占資格制度と「業法」によってその人格を含む提供者能力が担保され、新規参入が規制されてきた。

一方で、サービス内容を人格から切り離し、より円滑に市場で取引できるよう、人格権の強い著作権から、次第に、発明者の人格から切り離した「財産的価値」を強調する各種の工業所有権による取引へと時代とともに移行されてきた。発明という人格に依存したサービス財生産活動を「職務発明規定」を設けることでいち早く社会で実施できるようにすることも行われてきた。サービス財をバルク財の一部として、つまり名もない一般財商品として、効率よく売買することが可能となってきたのである。

1922 年の米国最高裁判決が「個人が提供する非生産財（(注) サービスのこと。サービスは「商品」ではないという古典経済学的な用語と同義と思われる。）の提供」は「商行為（commerce）にあたらぬ」と言っている（注 5）。当然、判決というのはその当時の「常識」を反映していると考えられる。当時は医師、弁護士などへの支払いは特別な社会的尊崇の対象だったのであるから。

流しタクシー営業時のタクシー乗務員への支払いも尊崇の念を込めた「謝礼」としていただけると少しは著者の気分もよくなるかと思う。

対個人サービスの需要と供給が「直接的な対人関係に依存し、」「そのサービス品質が供給側個人の能力・裁量だけで決まる」類の対個人信頼財サービス生産・消費は太古の昔から「生産性の改善」は難しいと考えられてきており、現代経済社会においても大きな産業政策課題であり続けている。

このような問題意識はまだ社会において共有されていない。しかし、サービス経済が行きつく先は個別受注型信頼財サービス生産の消費がその経済成長（生産性改善）のくび

き（ボトルネック）となりうる社会である。将来の「サービス経済化」社会では、国民全員が対個人サービス提供者となり、同時に消費者となるという生産消費の同時性が強く働くこととなる。これを 1980 年代から「マス・パーソナル化」と名付けて、著者らは警鐘を鳴らしてきた。当時はカスタム・エンジニアと呼ばれる客先に出向いてシステム構築を行うプログラマ不足が言われており、将来的には「すべての人々（企業）が自分で自分の業務のソフトウェア化（情報化）」に取り組むしかなくなるというくらいの意味だった。現代ではすべての PC、スマホなどの情報機器は、購入した消費者自身が、自分でアプリをインストールし、セキュリティパッチをあてるなど、昔は SE が提供したサービスを個別に消費者個人が自分で提供し、自分で消費するという状況になってきている。これがマス・パーソナル化した対個人サービス経済社会である。

国民全員が自分に「謝礼」を支払い、それが国民経済に反映される時代の到来である。付加価値間接税、消費税の課税対象が「家計内取引」に拡大するような社会となる。

3 サービス財生産・供給活動の特徴

サービス経済の特徴として、上記のような「人格」との切り離しが困難であるとか、生産と消費がその場所と時間で同時に遂行されるという「同時性」であるとか、消費者の要求によってその商品内容が決まるという「受注生産性」であるとか、生産/消費と同時に旧くなり、飽きられるという「陳腐性」とか、その商品価値が「消費者主観に依存」するとか、他にも、「所有不能性」、「消費者参加性」など、これまでの工業製品・商品を対象としてきた新古典派経済学のミクロ理論で扱うことが困難な要素をサービス財はいくつか有している（intangibility, customization, simultaneity of production/consumption, perishability, ownership versus rental, customer contact involved etc.（注 6））。

こうしたサービス財の理解をめぐる困難な要素に加えて、さらに、サービス市場の透明性、すなわち、サービス財単一市場統合の推進に関しては別の視点からの「障壁」の存在が指摘されている。それが、「暗黙規範的障壁」の存在である。

暗黙規範的障壁とは、EU 報告書（2017）に指摘されている「明文化されていない障壁（巻末参考 2 参照）」のことである。すなわち、「社会慣習・商工組織・文化・言語など」である（注 7）。

こうした障壁を乗り越えるためには、「明文化された制度」の構築が必要であり、制度構築によってのみ前進できるとされている（ジャン・モネ（注 8）（1951 年））。

明文化された新しい制度の創設の原動力の一つとなり得る「政策努力」の一つが「産業政策」である。

近年（2010年以降）、EUにおいては新たな「産業政策の企画・立案」への期待が高まってきている。

第5節 EUにおける新産業政策への関心の高まり

1970年代にOECD工業委員会などで激しく議論された産業部門（産業セクター）ごとの積極的産業構造調整政策は、貿易歪曲効果をもたらす輸出振興策につながると批判され、EUの提唱した産業セクター横断型（水平型）産業構造政策への転換が行われた。同時に産業への政府からの介入手段として多くの国で実施されていた、商品開発段階への政府研究開発補助金支出の大幅削減などが各国に求められた。

しかし、2005年以降のEU経済政策、特に雇用政策の不振から、ポーランド、イタリアなどの大学で、2010年以降のEU産業活性化の切り札の一つとして「新産業政策」の検討・提案がなされた。

1980年代までの産業政策の再研究が積極的に実施され、その主要な成果として、Adam A. Ambroziakが編集して公表した“The New Industrial Policy of the European Union”（2017）、Franco Mosconi著の”Industrial policy and <models of capitalism>”（2015）などが公表された。

彼らは、過去の産業政策を評価できる点と評価できない点に分類し、それぞれの政策的ニーズに沿ってその長所短所を使い分けながら、適用方法を変更すれば、よりよい政策展開が期待できると主張している。こうした新しい産業政策の展開によってより透明性の高い明文化された産業規範が形成できると期待している。

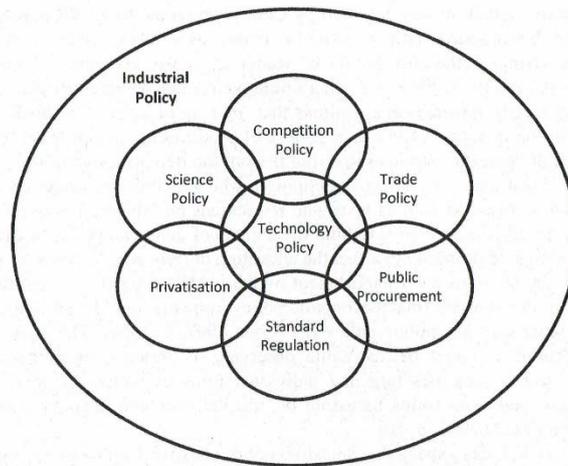


Fig. 1 Industrial policy and the complex of subsets around science and technology policy. Source: Sharp (2001, p. 24)

Adam A. Ambroziak Editor, “The New Industrial Policy of the European Union”, Springer, 2017

例えば、70年代から80年代にEUが積極的に展開したESPRIT、Frameworkなどのプロジェクト型産業技術開発政策は、期待された成果につながっていないとして、下図のようなTechnology Policyを中心に据え、Privatization, Standard Regulation, Public Procurementなどの新しい産業政策ツール含む多くの関係政策分野全体を一望にすることが可能な新しい産業政策を提案している。特に、関係政策分野全体の協調関係を明文化し、透明な規範として形成することが必要であると指摘されている。

第6節 サービス経済を成長源とする新産業政策

2017年3月にEU委員会が公表した“WHITE PAPER ON THE FUTURE OF EUROPE - Reflections and scenarios for the EU27 by 2025 (注9)”には新産業政策の考察結果が反映されている。

例えば、政策目標ごとに取りべき政策とその目標を5つの選択肢として整理し、それらの長所・短所について明確に説明を加えた上で、EUメンバー国と市民に対して明文化された形式で提案し、EUの将来像をめぐる議論の自然な深化を期待するアプローチは新産業政策議論の成果が反映したものである。

特に、最初の項目に置かれている”Single Market & Trade”が産業政策そのものである

ことは指摘しておくまでもない。

これまでの政策継続を目標とするシナリオ1では、域内単一市場のさらなる強化、特にエネルギー分野とデジタル・エコノミー分野の単一市場強化がターゲットとして提示されている。日本、オーストラリア、ニュージーランド、ラテンアメリカなどとの経済連携強化も目標として提示されている。

できる分野で意欲のあるメンバー国があつまってさらなる前進を試みるシナリオ3では、EU共通の”Business Law Code”を導入することで、メンバー国のビジネスに関わる法制度の共通化を図り、企業規模の大小によらない越境ビジネス活動の容易化が政策目標として掲げられている。従業員も21メンバー国間でより自由に移動可能となるとされている。

以下、サービス経済の生産性改善に関わる個別具体的な政策分野について検討を加えておきたい。

1 サービス分野への ICT 投資と人材育成（人的資本への投資）

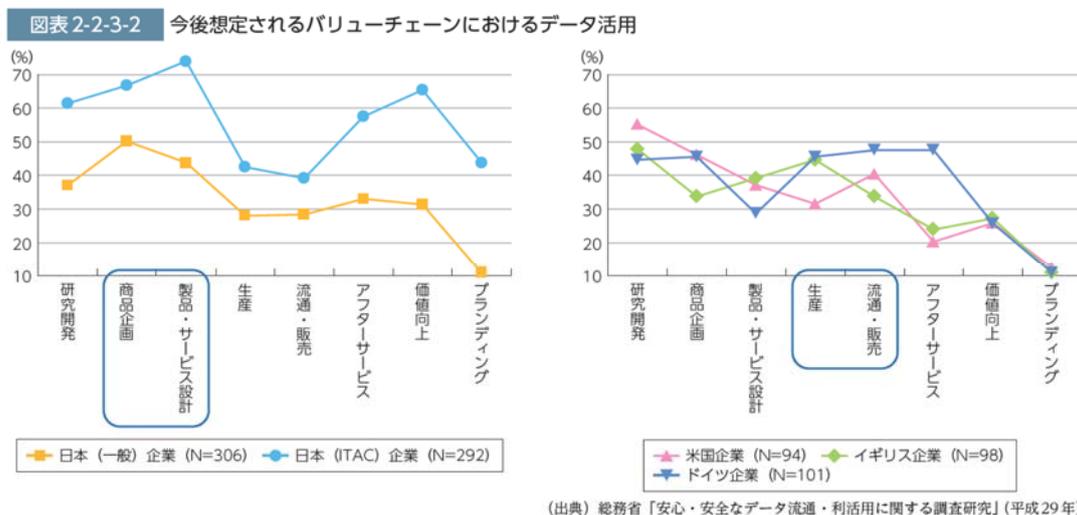
経済産業研究所（RIETI）の宮川努研究員が2016年に取りまとめ公表した「インタンジブルズ・エコノミー 無形資産投資と日本の生産性向上」に、「サービス産業への資本投資と生産性のディレンマ」として、いくつかの示唆に富むサービス経済生産性向上のための知見が示されている（巻末参考3参照）。

例えば、その一つとして、ICT投資単独ではサービス産業の生産性改善につながりにくく、幅広い無形資産への投資増強、具体的には人材への投資が必要だと指摘している。つまり、ICT投資だけを孤立させない幅広い無形資産への投資による生産要素間の関係性の強化によってはじめて生産性向上が期待できると言っているように考えられる。続いて、宮川は、無形資産への投資形態の一つとして、具体的に、M&Aによる「人材、組織などへの投資」が行われてきているとも指摘している。

2 B2B data network の構築

平成29年版情報通信白書において、「サービス産業」の生産性改善のための一つの方策として、下図に示すとおり、バリューチェーンにおける企業および個人が保有するデータをさらに活用すべきだと考えているようである。こうしたバリューチェーンにおけるデータ活用が研究開発からアフターサービスまで一貫して高レベルで形成されることによってバリューチェーンの活用の方法の導入が可能となり、より一段高度・高速な経営判断が展

開可能となるとされている。



3 IoT 活用

インダストリー4.0の要素技術の一つがIoTである。例えば、大型旅客機、大衆車などのメンテナンスに必要な部品個々のデータを直接部品からデジタル情報として受け取ることができるになればその交換時期などを間違えることがなくなる。さらに、情報処理及び通信機能を有するセンサーデバイスを機体、車体などのあらゆる箇所に埋め込むことによって、航空機、大衆車などの構造全体に異常が生じていないかどうか、常時監視可能となる。もちろん、製造工程においても、遠く離れた外注先での部品の加工状態などがリアルタイムで本社組み立て部門にフィードバック可能になる。これによって、生産性の改善が図られる。これがインダストリー4.0の高度化につながる。1980年代に一度試みて失敗したアナログ情報を用いた人海戦術のバリューチェーン形成と、これからのIoTを用いた自動追跡型データネットワーク形成はその投資時間とコストがけた違いに異なる(安価になる。)。そこに加速度的普及を可能にする要素が潜んでいる。

4 ビッグデータおよびAI活用

個々のデータ蓄積が一定以上の統計量を超えると、個々の属性を離れたひとつの統計的データ集合体として観察可能となる。これがビッグデータである。このようにして蓄積された統計的データ集合体について、AIの学習機能を使うことによってそれぞれのビッ

グデータの統計的特徴を抽出すれば、その統計量の背後に潜んでいた要素（因子ファクター）が浮かび上がってくることがある。これをうまく合目的的に使用することができれば、特に個人提供型サービスなどのように受発注と生産消費が同時に行われてしまうようなサービスにおける生産性と品質改善に役に立つことが期待される。これまで非常に困難だと考えられてきた流しタクシーの行き先経路選択と、より適切な接客などのサービスにおいても過去の大量の統計データから客の望むものが何であるのかをより迅速にビッグデータ解析と AI 機能の組み合わせで予測可能となる。このことによって、サービス品質の向上と生産性の改善が進むこととなる。

第 6 節 サービス経済ビジョン(新産業政策の展望)

多様な暗黙規範的障壁を単一市場統合のために変更・改変・標準化することは社会の多様性を損なうこととなる。したがって、それぞれの暗黙規範的障壁に沿った多様で柔軟なサービスモデルを開発し、EU 市場に投入することが必要となる。

しかし、政策当局の準備は整っていない。なぜなら、柔軟性と現地適応性の高いサービスモデルの開発のためにはそれぞれのローカル市場から生成されてくるビッグデータと、企業内・企業間取引に関わるビッグデータを活用できる ICT 環境（例えば、ブロードバンドネットワークの普及など）の構築、それらの莫大なデータ情報を垂れ流すために必要となるサプライ・チェーン、バリューチェーンなどに対応したネットワークの高度化が同時に必要となってくるからである。

こうした明確な産業政策ターゲットを新たなビジョン提示型産業政策としてステークホルダーに示し、彼らの無形資産への投資を積極的に促していくことが求められている。これが新産業政策への期待となっている。暗黙規範的障壁を打ち壊すためにはより明確な明文化された産業政策の提示が求められている。その導入によって初めて、より大きな市場規模の単一市場構築が可能となり、サービス経済化がさらなる経済発展につながってくると期待される。

ミクロの「個人、企業および政府」などの経済学上の定義による意思決定者（それぞれの主体が勝手に意思決定しているというイリュージョンを共有しているとみなすこともできる。）が集まって、その数が統計的多数に達し、ビッグデータとして取り扱うことが可能になる（こんなあいまいな定義でしか熱力学・統計力学は存在できない。）。これらで

一タの統計的集合が「産業社会」を形成する。その活動規模が一定以上の大きさに達すると、「時代が変わる瞬間」、つまり、熱力学・統計力学でいう「相転移」、最近はやりの言葉だと「シンギュラリティ」の瞬間に立ち会うことになる。

この相転移を著者は一種の「非伝共型」協力現象だと考えている。

インダストリー4.0 社会におけるサービス経済の生産性向上（経済成長の原動力となる経済活動）は、明文化された「新産業政策」に従って社会に実装されることとなるのか、それとも暗黙規範に従って「相転移・シンギュラリティなど」の非伝共的な協力現象がそれぞれの経済主体に生じることによって進展することとなるのだろうか。

メゾ経済学レベルで分析可能な「産業構造政策分析」は、ひとつの時代の変化を読み解く数少ないファクトデータを提供することができるツールである。今後も観察と分析を続けて行きたい。

<注>

- 1 Alain MINC “La grande Illusion” Grasset (1989)
- 2 森川正之著「サービス立国論」p.27 表 1-1 日本経済新聞出版社 (2016)
- 3 < <http://www.wiod.org/release16> >
- 4 OECD、EU、各国政府はサービス産業を、自然収奪部門および物質の加工・生産を行う工業部門を除くその他の生産部門と「ネガティブリスト」として定義している。学術的には定まった定義はない。
- 5 前掲書 R. Metters, "personal effort not related to production is not a subject commerce" p.313 (2010)
- 6 R. Maetters, “The Neglect of Service Science in the Operations Management Field”, <Handbook of Service Science>, p.311, Springer, 2010
- 7 European Commission, COM(2017)2025 of 1 March 2017.
- 8 「EU 建設は文化統合」から始めるべきだった（ジャン・モネ）。（出典：アタリ）
- 9 European Commission, COM(2017)2025 of 1 March 2017.

<参考資料リスト>

- Adam A. Ambroziak Editor, “The New Industrial Policy of the European Union”, Springer, 2017
- Krzysztof Falkowski, "The Industrial Sector in the European Union", <A.A. Ambroziak (ed.), The New Industrial Policy of the European Union", pp.39-65, Springer, 2017
- John Gillingham, “Coal, Steel, and the Rebirth of Europe, 1945-1955”

- Luca Guzzetti, "A Brief History of European Union Research Policy", EU
- Alexis Jacquemin, Charles Berry, "Entropy Measure of diversification and corporate growth."
Journal of Industrial Economics, 1979, vol. 27, issue 4, 359-69
- Paul P. Maglio, Cheryl A. Kieliszewski, James C. Spohrer (edit.), "Handbook of Service Science",
Springer, 2010
- Franco Mosconi, Industrial policy and "models of capitalism", Routledge, 2015
- Dani Rodrik, Arvind Subramanian, Francesco Trebbi, "Institutions Rule: The Primacy of
Institutions Over Geography and Integration in Economic Development", Journal of Economic
Growth, 9, 131-165, 2004
- Flemming Sorensen, Francesco Lapenta (edit.), "Research Methods in Service Innovation", Elgar,
2017
- OECD industrial committee reports on industrial policy
- アラン・マンク 著 藤原豊司/小野田明広訳 「英・仏・独の争いと EC 統合 1992 年の幻想」 東洋
経済新報社 1990
- 田崎晴明、原隆著 「相転移と臨界現象の数理」 共立出版株式会社 2015
- 中野幸紀 「EU 経済のスカイライン・チャート分析」 Journal of Policy Studies, No.43 関西学院
大学総合政策学部研究会 (2013)
- 森川正之著 「サービス立国論 成熟経済を活性化するフロンティア」 日本経済新聞出版社 2016
- 宮川努 『インタangibleズ・エコノミー 無形資産投資と日本の生産性向上』 「BBL セミナープレ
ゼンテーション資料」 独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) 2016.11.10
<http://www.rieti.go.jp/jp/index.html>
- 平成 29 年版 情報通信白書 総務省

< 巻末参考 >

----- (参考 1) -----

< EU 市場統合政策の概要 >

Origin of the trade policy of the EU

(1) Customs Union of Germany (1834): Deutscher Zollverein

= elimination of tariffs, unification of currency, unification of metrological system, unification of transportation system etc.

(2) Customs Union of Benelux (1947): elimination of internal tariffs in member countries and unification of external tariffs.

(3) Single market of steel and coal (1951) in ECSC six member countries.

(4) Customs Union of EEC (1958) : elimination of internal tariffs in member countries and unification of external tariffs, expanding single market for all commodities.

The West Germans had arrived at their position by way of a scholarly assault on partial integration that began as an upshot of the tax dispute. With pedantic thoroughness it demonstrated to their own complete satisfaction that the sectoral approach represented by the ECSC created unacceptable economic distortions and concluded that the only feasible alternative was to establish a genuine common market creating a single environment for economic activity. In spite of disagreement between the Economics Ministry and the Foreign Office as to whether this should be done through treaty or by means of permanent political institutions, consensus existed within West German officialdom about how best to proceed along the path of integration.¹⁶⁾ It was the route taken at Messina. One cannot state

Ref. Gillingham, "Coal, Steel, and the rebirth of Europe" p.363

----- (参考 2) -----

< サービス経済に関する議論の補足 >

マルクス経済学におけるサービス価値の議論は飯盛信男「日本経済の再生とサービス産業」に詳しく紹介されており、サービスは「非生産的活動」としてそもそも経済活動とはみなされておらず、非生産財に分類され、その国富生産への寄与が無視され続けてきた。このようなサービス経済全体の学術的検討を俯瞰する書籍として、Paul P. Maglio, Cheryl A. Kieliszewski, James C. Spohrer が editors となって Springer 社から 2010 年

に公刊された「Handbook of Service Science¹」とか、2017年の Flemming Sorensen, Francesco Lapenta の edit による「Research Methods in Service Innovation」などがある。

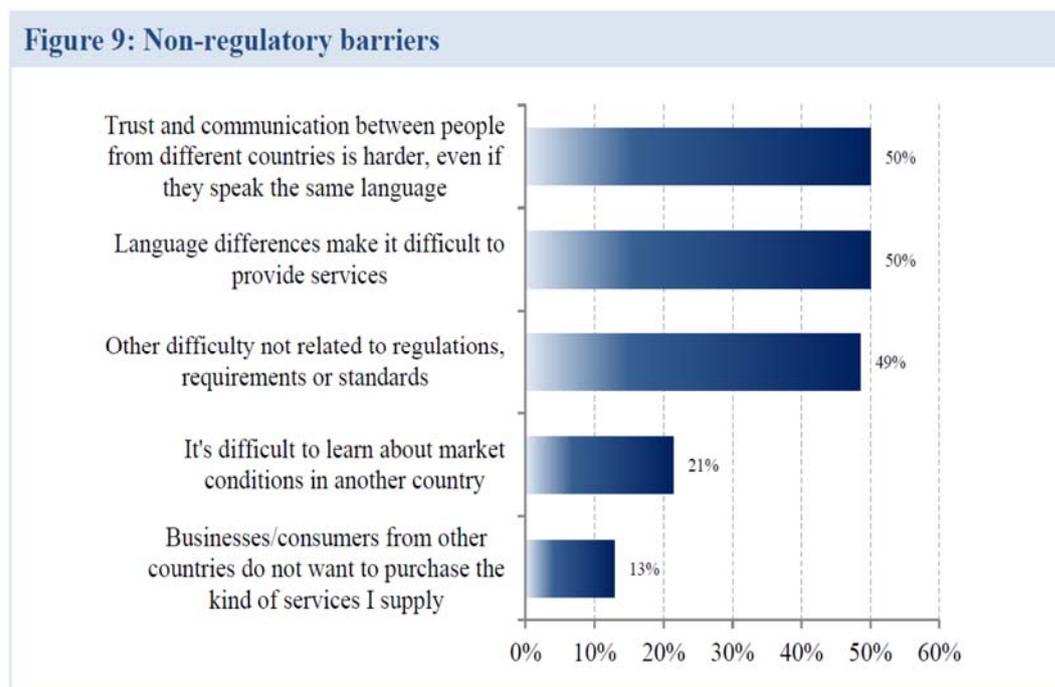
----- (参考 3) -----

<EU 報告で指摘されている暗黙規範的障壁（非規範的障壁）>

(1) Non-regulatory barriers

<Non-regulatory barriers> (Figure9)

- *Trust and communication between people from different countries is harder, even if they speak the same language.*
- *Language differences make it difficult to provide services.*
- *Other difficulty not related to regulations, requirements or standards.*



出典 : Results of stakeholders analysis, Barriers to providing services: stakeholder exercise, EU commission, 2015

¹ この「Handbook of Service Science」 Part4 に、Richard Metters, "The Neglect of Service in the Operations Management Field", pp.309-319 があり、サービス経済の研究史が要領よくまとめられている。

- Also in the tourism and construction sectors, various stakeholders reported problems where insurance companies refuse to insure cross-border activities. (*ibid.* p.5)

- A Spanish business providing tourism services struggles to provide comprehensive solutions including accommodation, food, security and conference services because regulation is so different in each of those areas. The business noted that the Services Directive simplifies matters for some activities, but it does not apply to security or audiovisual services. (*ibid.* p.7)

(2) Regulatory barriers

The issues raised in the course of these workshop were numerous and diverse. What follows is a summary and real-life example² of the problems raised by businesses, under the following headings:

<Regulatory issues> - Registration and authorisation, Insurance requirements, Legal form and shareholding requirements, Recognition of professional qualifications, other regulatory issues *Other regulatory issues mentioned by companies included:*

- ***Restrictions on the number of apartments available for short-term renting***

- ***Waste collection rules***

- ***Restrictions on the operation of tourist guides***

(*ibid.* p.8)

<Allocation of workers> - Posting of workers and social security

<Standardization and administration> - Standards and certification, Points of Single Contact and access to information, Tax (direct taxation and VAT), Public procurement

Figure: Issues reported by sector

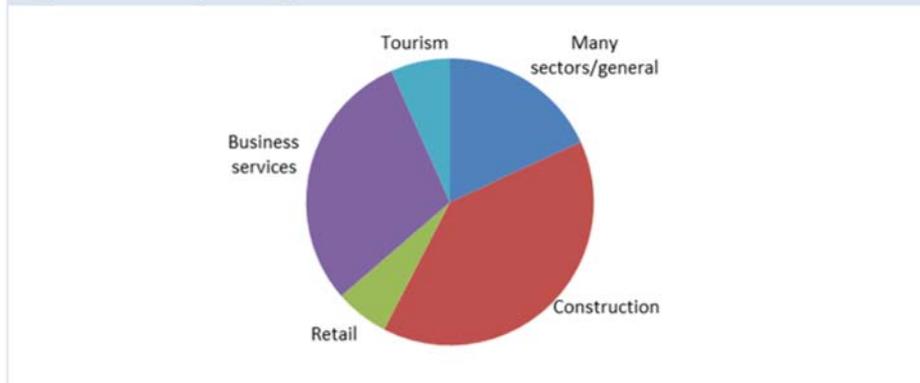


Figure 7: Sectors from which services bought

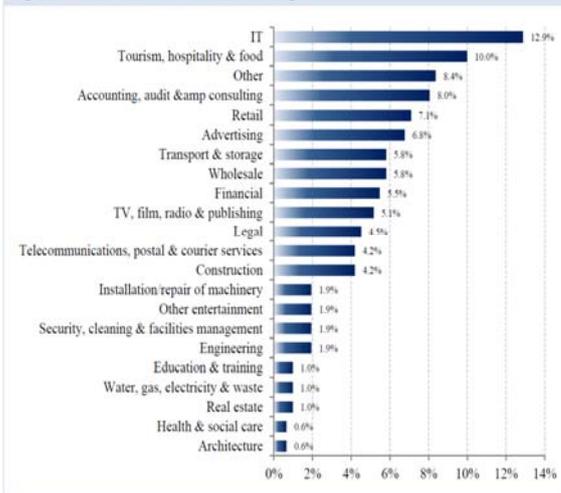
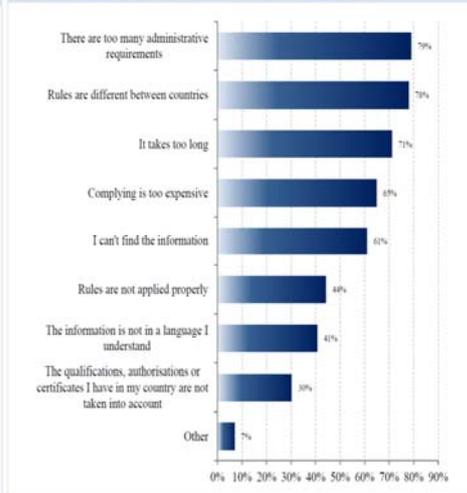


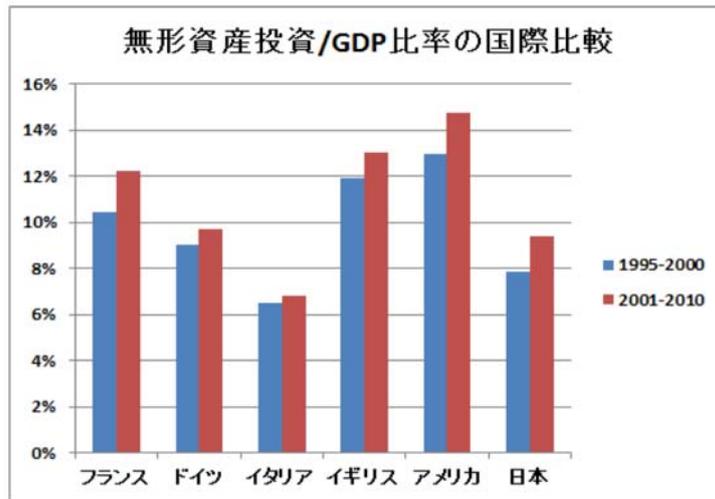
Figure 10: Reasons for considering regulatory area as a barrier



出典：Results of stakeholders analysis, Barriers to providing services: stakeholder exercise, EU commission, 2015

----- (参考 4) -----

IT 革命の特徴：従来低生産性部門だったサービス業の生産性が向上。ただし、IT 投資だけでは、生産性を向上させることはできず、より広範な無形資産の補完的役割が必要。’
Only when they made intangible investments to complement their IT investments did productivity growth really take off’ (Economic Report of the President 2007)



労働生産性の要因分解(1995年—2007年)

(%)

	労働生産性 変化率	資本深化			労働構成の 変化	TFP 成長率
		有形資産		無形資産		
日本	2.1	0.9	0.7	0.2	0.8	0.5
オーストリア	2.4	0.8	0.3	0.5	0.2	1.4
ベルギー	1.8	0.7	0.2	0.5	0.1	0.9
チェコ	4.2	2.4	1.9	0.5	0.3	1.5
デンマーク	1.4	1.2	0.7	0.5	0.2	-0.1
フィンランド	3.8	0.9	0.2	0.7	0.2	2.6
フランス	1.9	1.0	0.4	0.6	0.4	0.4
ドイツ	1.7	1.0	0.7	0.3	0.0	0.7
アイルランド	3.8	1.4	0.8	0.6	0.1	2.2
イタリア	0.6	0.7	0.5	0.2	0.2	-0.4
オランダ	2.3	0.9	0.4	0.5	0.7	2.8
スロベニア	5.3	1.7	1.2	0.5	0.7	2.8
スペイン	0.8	1.0	0.7	0.3	0.5	-0.6
スウェーデン	3.7	1.9	1.1	0.8	0.3	1.4
英国	2.9	1.5	0.8	0.7	0.4	1.1
米国	2.7	1.7	0.8	0.9	0.2	0.8

Source:Corrado, et, al. (2012) and Fukao, Hisa and Miyagawa (2012)

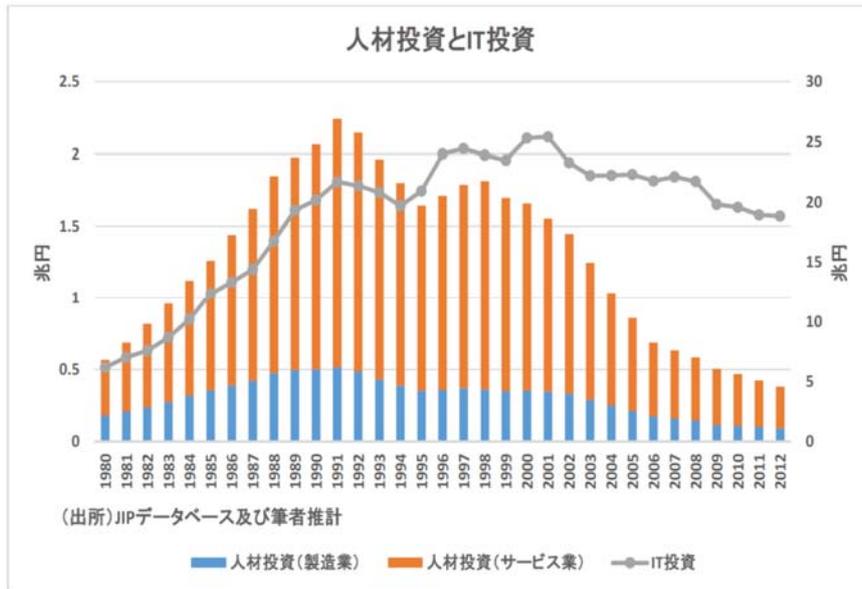
Fukao, K., S. Hisa, and T. Miyagawa (2012) "How Will We Revise the JIP Database? - Harmonization with the Japanese SNA and Estimation of Intangible Assets" presented at the 2nd World KLEMS Conference at Harvard University

宮川努 『インタンジブルズ・エコノミー 無形資産投資と日本の生産性向上』 「BBL セミナープレゼンテーション資料」独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) 2016.11.10

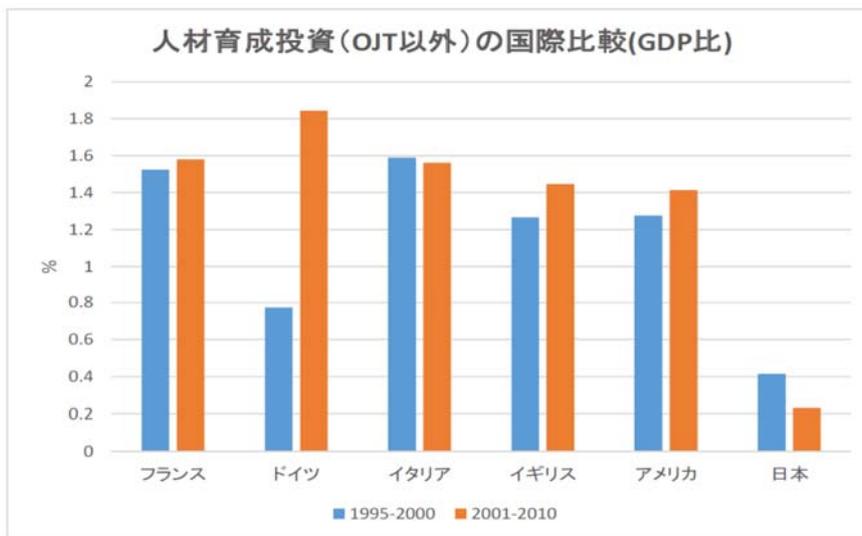
無形資産間の補完性：IT投資と無形資産投資の相関性を調べると、日本はほとんど相関性がない。

- ・人材投資は、IT投資の動きと逆方向に大きく低下している。2012年でピーク時(1991年)の17%

- ・IT化は、国際競争力の維持のために必須だが、その補完的要素でかつ長期的な蓄積を必要とする、人材や組織投資を怠ってきたため、短期的にIT投資で収益を出すことは至難。→こうした状況下で企業が選択しているのがM&A(既存の人材と組織を買い取る)。



宮川努 『インタangibleズ・エコノミー 無形資産投資と日本の生産性向上』 「BBL セミナープレゼンテーション資料」 独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) 2016.11.10



宮川努 『インタangibleズ・エコノミー 無形資産投資と日本の生産性向上』 「BBL セミナープレゼンテーション資料」 独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) 2016.11.10

第5章 欧州におけるポピュリズムの台頭とドイツ連邦議会選挙

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

田中 信世

第1節 欧州におけるポピュリズム政党の台頭

欧州では、難民危機、経済的不均衡、欧州連合（EU）についての幻滅、国のアイデンティティーの喪失感などの中で、ポピュリズム的（大衆迎合的）な政党や右翼の政党が選挙で得票を伸ばす国が増えている。これらの政党には、幅広い政策スペクトルの下でポピュリスト（大衆迎合主義者）やナショナリスト（愛国主義者）から極右のネオファシストまで幅広い政党が含まれる。

直近ではポピュリズム政党の台頭により、EU 統合危機への懸念が最も高まったのは2017年4月のフランスの大統領選挙であった。フランス大統領選においては決選投票で独自の政治運動「前進」（現「共和国前進」）を結成して戦ったマクロン氏と、国民戦線のルペン候補の一騎打ちとなった。

政策面では、マクロン氏が景気低迷打開のため、法人税減税、年金や社会保障の企業負担の削減を打ち出した。また、EU との関係については EU の枠組み堅持を掲げ、域内で国境審査なしに移動できるシェンゲン協定や単一通貨ユーロの維持を前面に打ち出した。これに対して国民戦線のルペン候補は、EU は加盟国間に不均衡をもたらしている「非民主的な組織」と決めつけ、EU 離脱に関する国民投票の実施を公約に掲げた。また、移民政策では現在フランスに流入している年間20万人の移民を、移民の家族呼び寄せの禁止、不法移民の確実な出国措置によって1万人にとどめるなど、極端な政策を打ち出した。

結果的に、大統領選の決選投票ではマクロン氏が66.1%の高い得票率を獲得したのに対して、ルペン候補の得票率は33.9%にとどまり、フランス史上で最も若い39歳のマクロン大統領が誕生した。もっとも、決選投票で敗れたとはいえルペン候補もこれまでで最も高い得票率を獲得した。これは EU や EU の移民政策に対する国民の根強い不満が反映されたものと受け止められている。

また、大統領選に引き続き、17年6月に実施された国民議会選挙（定数577）でも、マクロン大統領率いる共和国前進が313議席と単独過半数を占める議席を獲得し圧勝した。

大統領選に次ぐ、国民議会選での共和国前進の圧勝から、欧州では欧州の反 EU 機運は沈静化し、EU 統合の危機がひとまず遠のいたとする安堵感のようなものが広がった。

しかし、フランスの一連の選挙によって本当に欧州統合の危機は遠のいたのであるか。最近の欧州各国の状況をみると、欧州におけるポピュリズムや極右の EU に与える脅威は必ずしも沈静化しているわけではないようにみえる。

以下に、最近の欧州各国における議会選挙等においてポピュリズム政党が台頭したり、右翼的な傾向の強い政党の勢いが伸長している国の状況を概観する。

1. オーストリア～極右政党が連立政権入り

2017年10月15日に実施されたオーストリア国民議会選挙（下院、定数183人）において、クルツ党首が率いる中道右派の国民党が前回（2013年）の得票率を7.5ポイント上回る31.5%を獲得し、最大の議席（前回比15議席増の62議席）を獲得した。社会民主党は前回と同じ得票率（26.9%）で第2党となり、15年の難民流入を追い風に支持を広げた極右政党の自由党は5.5ポイント増の26.0%の得票率で第3党になった。

国民党は選挙戦で移民の制限、減税および社会福祉システムの強化に焦点を当てた強力なソーシャルメディア戦略を展開したことが功を奏し得票率の拡大に結び付いた。

自由党は元ナチス黨員らが設立した極右政党で、ナチス擁護発言で知られるハイダー氏のもとで、2000年代前半に国民党と連立政権を組んだことがある。05年に党が分裂して党勢はいったん衰えたが、現党首のシュトラッヘ氏が過激路線をいったん封印し、党勢を回復させてきた。自由党は、難民、特に中東からの難民の流入を抑制することを求めており、非オーストリア人に対する社会福祉を削減するとともに、同党が国内における「政治的なイスラム」と呼ぶ人々の入国を抑えることを強く主張している。

選挙の結果、欧州のリーダーの中では最も若いクルツ国民党の党首（31歳）が、シュトラッヘ党首（48）に率いられた自由党と連立を組む可能性が高まり、交渉の行方が注目されてきた。また、オーストリアで右派政党の連立が形成された場合、同国は、EUが難民に対してもっと強硬な政策をとることを求めているハンガリーやポーランドと行動を共にする可能性もあり、この点でも連立交渉の行方は注目されていた。

連立交渉の結果、国民党と自由党による連立政権が2017年12月18日に発足し、クルツ国民党党首が首相に就任した。首相を含む閣僚ポストは国民党9、自由党7という配分となったが、自由党は外務、内務、防衛といった重要ポストを手に入れた。連立協定には、新政

権の政策の柱として、選挙戦での主要テーマであった難民受け入れ数の削減、行政および社会福祉制度の改革、ビジネス環境の改善、安全保障の強化などの項目が並んでいる。しかし、クルツ首相は新政権発足後、親 EU 志向を強調しており、EU の難民に対する扱いや国境管理について強い批判をしてきた自由党も、EU 離脱のための国民投票の実施を要求しないとの考えを打ち出した。これは小国のオーストリアにとっては、経済的な恩恵が大きい EU から離脱することはリスクが大きいため、当面は極端な政策には走らず、現実路線を守る考えを内外に示したと受け止められている。

ただ、連立合意後の 12 月 16 日の会見でもシュトラッヘ党首（副首相）は「不法移民を食い止める」と繰り返し述べており。難民の受け入れや分担を巡り、EU との対立がいずれ表面化するとの懸念は消えていない。また、強権的なハンガリーやポーランドなどとの反 EU の共闘を懸念する向きも多い。

また、シュトラッヘ氏は同日の会見で「欧州とロシアの関係改善に仲介役として力を尽くしたい」とも語っており、ロシアが欧州での極右やポピュリズム勢力を後押しするなか、親ロシアとされるシュトラッヘ氏のロシアへの接近を独仏などは警戒している。

さらに、両党の政策合意文書には、「南チロルのドイツ語とラディン語を母語とする人にオーストリア国籍を与えることを検討する」といった文言もみられる。南チロルは、第一次世界大戦後の 1919 年にイタリアに割譲された地域であり、仮に実行に移された場合には、ロンバルディアなど分離運動が盛んなイタリアに混迷もたらし、欧州に新たな火種を生むものとして懸念されている。

2. オランダ～極右の躍進で連立交渉が難航

オランダでは、2017 年 3 月 15 日の下院選挙の結果、ルッテ首相率いる最大与党の自由民主国民党（VVD）が改選前の議席数から 8 議席減らしたものの 33 議席を確保し、第 1 党の座を維持した。事前の世論調査で議席数を 20 台後半に減らすと見込まれていた VVD が議席を減らしたものの第 1 党を確保できた背景には、トルコ系移民の政治集会に参加しようとしたトルコの閣僚 2 人に入国拒否するなどトルコへの強硬姿勢をとったことが支持率の反転につながったとみられている。これに対して連立与党であった労働党（PvdA）は議席数を改選前の 38 から 9 に減らす歴史的な敗北を喫した。

一方、ウィルダース（Geert Wilders）党首に率いられた極右政党の自由党（自由のための反欧州・反イスラム党；PVV）は事前の世論調査では支持率でトップを走っていたものの、

獲得議席数が 20（改選前 15）と第 2 党に終わった。ウィルダース党首は欧州で最も有名な極右政治家の一人であり、これまでからオランダでのコーランの禁止やモスク、イスラム学校の閉鎖を要求し、選挙前にはモロッコ人の難民は国を危うくする「くず」（scum）と述べるなど、過激な発言を繰り返してきた。同党以外にも反 EU と EU 離脱を訴える政党「民主主義のためのフォーラム」（FvD）が 2 議席を獲得した。

オランダでは移民・難民問題に関して、モロッコ系やトルコ系オランダ人のオランダ社会への統合が進んでいないという認識は、PVV 以外の政党にも共有されている。トルコ政府に対して強硬な措置をとったオランダ政府に対して抗議するトルコ系オランダ人に対してキリスト教民主同盟（CDA）のシブランド・ブマ党首もトルコと EU の連合協定の破棄や PVV が主張する二重国籍の禁止に言及している。

こうした点を考慮に入れると、オランダでポピュリズムの流れがとまったとみるのは早計で、今回の PVV への支持が事前の予想より伸び悩んだのは、PVV 以外の政党がポピュリズム的傾向を強め、票が分散した結果とみることもできる。

上記の下院選挙の結果を受けてオランダでは連立交渉が開始された。連立交渉は極右政党との連立を回避するため、交渉は 4 党（自由民主国民党＜VVD＞、キリスト教民主同盟＜CDA＞、民主 66＜D66＞、キリスト教連合＜CD＞）という過去に例のない多数党の間で行われた。このため税制改正、社会保障、国防、移民など幅広い分野の政策合意がまとまったのは、総選挙から 7 カ月（208 日）後の 10 月 10 日という長丁場となった。

連立合意を受けて 2017 年 10 月 26 日には 4 党からなる連立政権が成立、第 3 次ルッテ内閣が正式に発足した。しかし、第 3 次ルッテ内閣は下院でかろうじて過半数を維持しているにすぎない。PVV は「議会で第 2 党となった PVV を無視した連立政権は民主主義に反する」「連立政権の政策協定には『イスラム』という言葉が一度も出てこず、オランダが抱える問題を完全に無視している」などと批判を強めており、今後の政権運営には大きな困難が予想される。

3. スウェーデン～極右躍進の背景に難民問題

スウェーデンでは、2014 年 9 月の議会（一院制）選挙で、それまで 2 期連続 8 年間にわたり政権を担った中道右派連合（穏健党、自由党、中央党、キリスト教民主党）が敗北し、社会民主党と緑の党による少数左派政権（総議席数 349 議席中、連立政権の議席は 138 議席）が成立した。

一方、8年前の議会選挙では得票率がわずか2.9%であった極右政党の「スウェーデン民主党」(党首、ジンミ・オーケソン)は2014年9月の議会選挙では約13%の得票率(349議席中49議席)を獲得し、一躍議会の第三勢力へと躍進した。前述のように、スウェーデンで脆弱な少数連立政権が成立した背景には、どの政党もスウェーデン民主党と連立を組むことを拒んだことが大きな理由となっている。しかし、少数連立政権はキャスティングボードを握るスウェーデン民主党を前に不安定な政権運営を迫られている。

表 5-1 スウェーデン議会(一院制)の党派別議席数

		議席数
社会民主党	政権与党	113
穏健党	野党	83
スウェーデン民主党	野党	49
緑の党	政権与党	25
中央党	野党	22
左派党	野党	21
自由党	野党	19
キリスト教民主党	野党	16
計		349

(出所) スウェーデン議会 (Riksdag) ホームページ、Members and parties

スウェーデン民主党の政策プラットフォームは、移民を厳しく制限することを掲げており、トルコの EU 加盟に反対するとともに、スウェーデンが EU の加盟国であることの是非について国民投票を実施することを要求している。

同党の支持拡大の背景には、大量の難民流入がある。スウェーデンは難民の受け入れで長い歴史を持っている。特に 2015 年には人口 1,000 万人の同国に 16 万 3,000 人の難民が流入し、スウェーデンは欧州の中でも人口 1 人当たりの難民受け入れ数が最も高い国のひとつとなった。また、難民の増加と関連して難民が関係した犯罪も多く発生しているといわれる。例えば、スウェーデン国内で移民が多く居住し、犯罪の発生件数が国内で最も多いとされるスウェーデン南部の都市マルメ (スウェーデン第 3 の都市) ではスウェーデン民主党は高い支持率を獲得している。同党はまた、国防予算の増大や高齢者に対するケアの改善といった主張でも支持を拡大した。

4. ギリシャ～極右、財政・経済破綻を背景に支持拡大

ギリシャは、2010 年以降、改革の遅れや緊縮策等の影響による景気後退に見舞われ、財政再建の遅れからたびたび深刻な財政危機に直面してきた。このため、EU (ユーロ圏) と

ギリシャ政府は 2010 年 5 月に、最大 800 億ユーロの第 1 次ギリシャ支援プログラムを実施することで合意した。また、2012 年 5 月には EU が欧州金融安定ファシリティ (EFSF) を通じた最大 1,447 億ユーロの第 2 次ギリシャ支援プログラムに合意、IMF も同年 3 月に 198 億ユーロの支援を決定した。しかし、その後もギリシャでは債務状況の改善がみられず、2014 年末には債務不履行の危機に直面した。このため、2015 年 8 月、EU (ユーロ圏) とギリシャは、欧州安定メカニズム (ESM) を通じた最大 860 億ユーロの第 3 次支援プログラムに署名した。こうした一連の支援には債権団からギリシャ政府による厳しい改革 (緊縮策、経済改革等) の実施が義務付けられた。

ギリシャでは 2014 年の大統領選挙で与党が擁立した大統領候補が必要票を獲得できなかったため、憲法に基づき議会が解散され、繰り上げ総選挙が 2015 年 1 月に実施された。繰り上げ選挙の結果、反緊縮を掲げる急進左派連合 (SYRIZA) と同じく反緊縮を掲げる独立ギリシャ人党 (ANEL、右派) の連立によるチプラス政権が誕生した。その後、政権の公約が EU の経済改革の要望と相容れないことにより内閣が総辞職した。2015 年 9 月には再度繰り上げ総選挙が行われ、1 月と同様、SYRIZA と ANEL の連立によるチプラス政権が発足、2016 年 11 月の内閣改造を経て第 3 次チプラス政権が発足して現在に至っている。チプラス政権は、大きな困難に直面しながらも EU から支援の条件として求められた緊縮策や経済改革の実施をはじめ、ギリシャに押し寄せる難民問題への対応に取り組んでいる。

一方、ギリシャの極右政党には移民排斥の主張と行動で知られる「黄金の夜明け」(Golden Dawn) がある。「黄金の夜明け」は 1980 年に創設された極右政党で、その過激な行動は 1990 年代から注目を集め、2010 年代に入ると、ギリシャの財政・経済破綻を背景に支持を拡大した。そして、2012 年 5 月の議会選挙で、「すべての移民を国外追放し、国境地帯に地雷を敷設する」という過激な公約を掲げて 7% の得票率 (18 議席) を獲得し、初めて国政に進出した。同党は 2015 年 9 月の議会選挙でも得票率 7%、18 議席を獲得し、議会における第 3 政党の勢力を維持している。

「黄金の夜明け」は移民・難民の流入を「ギリシャのイスラム化」と捉え、各地で抗議集会を開くとともに、アテネ市内に計画されているモスクの建設予定地の占拠を計画するなど過激な行動も目立っている。また、「黄金の夜明け」は「ユーロはわれわれに破滅をもたらす」として、EU が緊縮財政と構造改革をギリシャに強要していると猛反発しており、チプラス首相が大きな譲歩を重ねて EU 案を呑んだとして激しく非難している。

上記の諸国に加えて、2018年3月に総選挙が行われたイタリアでは、改選前の与党・民主党を中心とした中道左派連合が惨敗し、中道右派連合が上下院で約4割の議席を取って第1勢力となった。特に同連合の一角で反EU、反移民の立場を鮮明にする同盟（91年に地域政党「北部同盟」として発足）が議席を大きく伸ばした。また、反移民のポピュリズム政党である「五つ星運動」（5MS）も上下両院で3割を超える議席を占め、単独政党としては第1党となった。

しかし、いずれの政党も過半数を取れなかったことから、今後中道右派連合を軸に新政権樹立に向けた連立協議が行われることになるものとみられるが、各党の主張に大きな開きがあることから協議は難航が予想されている。また、中道右派連合内で反EU、反移民を掲げる同盟が躍進したことから、今後誕生するイタリアの新政権がEUの結束を乱す可能性も指摘されており、EUの懸念が高まっている。

以上のように、欧州各国では程度の差はあれ、ポピュリズム政党や極右政党の台頭が著しい。欧州でポピュリズム政党や極右政党が勢力を拡充してきた背景には、経済不振、難民の流入など、国によって様々な要因が挙げられるが、その中でもどの国にもほぼ通底している最大の要因は何といても2015年に急増した大量の難民の流入であろう。それが極右政党の場合は「反イスラム」という極端な主張となってあらわれている。

その意味で2015年のドイツのメルケル首相の大量の難民受け入れの決断は、その人道的、道義的な評価はともかく、欧州の政治情勢やEUの統合に与えた影響は極めて大きいといえよう。

また、これらの国のポピュリズム政党に共通しているもうひとつの大きな特徴は、スウェーデン、ギリシャなどの場合にみられるように、多分に難民問題に誘発された側面が強いが、自国がEU加盟国であることへの疑問あるいは反EUの主張であろう。

5. 東欧；西欧への反発がポピュリズム台頭を生む

そのほか東欧では、チェコ、ポーランド、ハンガリーといった国々でポピュリズム政党の躍進がみられる。これら諸国の場合は、EU加盟後も西欧との経済格差が縮まらない現状に対する不満等を背景に、エスタブリッシュメント（その象徴としてEUで主導的な役割を果たしている独仏などに代表される西欧諸国）に対する反発をバネとしたポピュリズム政党の台頭が目につく。

そして、エスタブリッシュメントに対する反発の裏返しとして、ハンガリーやチェコの場合にみられるように、親ロシア的発言やロシアに接近する動きも見られる。例えばハンガリーのオルバン首相は、2015年2月のロシアのプーチン大統領のブダペスト訪問時に「西側の極端な反ロシア政策はハンガリー経済に打撃を与えている」と述べ、EUの対ロ制裁を批判しロシアを擁護する発言をした。

チェコでは2017年10月の下院選挙で、ポピュリズム政党のANO2011が29.6%の得票率（78議席）を獲得して圧勝した。またポピュリズム政党の躍進に連動する形で極右政党の新党、「トミオ・オカムラの自由と直接民主主義の党」（SPD）が得票率で約11%（22議席）を獲得したことも注目を集めている。SPDは選挙では、国民投票などによる直接的な政治参加を公約として掲げ、特にEU離脱に関する国民投票の実施を呼びかけている。また、同党はEUによる難民受け入れの現状に反対する立場を鮮明にしており、不法移民、特にイスラム教徒の受け入れには絶対反対との立場をとっている。チェコの世論調査では、中東などからの難民受け入れに対する反対が60%、ユーロ導入反対が72%を占めており、2017年の下院選挙におけるポピュリズム政党の躍進は、こうした世論が背景にあるとみられている。

一方、ポーランドでは2015年10月の上下両院総選挙でポピュリズム政党の「法と正義」（PiS）が圧勝し、89年の民主化後初めてPiSの一党単独政権が誕生した。

ポーランドの場合はPiSが進めている司法の独立を脅かす司法改革がEUの懸念を呼んでいる。ポーランドが進める司法改革の動きに対して、EUは政権の司法介入が強まる懸念があると批判し、是正に応じなければ制裁も辞さないと繰り返しけん制してきた。しかし、その後も是正の動きがみられなかったことから、EUの欧州委員会は2017年12月、ポーランドの司法改革がEUの理念である「法の支配」の原則に反しているとして、加盟国としての議決権の停止も含めた制裁手続きに入るよう欧州理事会に提案した。

欧州委員会が提案したのは、EUの理念である「法の支配」や民主主義、人権などに「重大な侵害」をもたらす加盟国に対して発動できる、EU基本条約7条に基づく制裁手続きの開始で、EU内での議決権停止も含まれる。

制裁手続きはまず対象国を除く27加盟国のうち、5分の4以上の賛成でEUの基本的価値に「重大な侵害」の懸念があると確認して正式にスタートする。その後、対象国と協議しても改善されない場合は、27加盟国の首脳の全会一致で、改めて「重大かつ持続的な侵害」があると確認。その上で、加盟国の人口などを加味した特定多数決で議決権停止などの制裁

発動を決めることになる。このように、実際に制裁が発動されるためには複雑な手続きを踏む必要があり、EUとしてはポーランドの動きを食い止める決め手を欠く状況にあることから、この問題が今後のEU結末に与える影響が懸念されている。

今後欧州各国でポピュリズム政党や極右政党の勢力がさらに高まった場合、これらの政党がEUレベルで欧州理事会などの場などを通じてEUの今後の動きに影響を与えることも予想される。

また、これら政党が影響力を発揮する場合は、欧州理事会などを通じたルートだけに限らない。欧州議会（定数751人）でも各国のポピュリズム政党をバックボーンとする欧州議会議員は「欧州保守改革グループ」（ECR）や「自由と直接民主主義のヨーロッパ」（EFDD）といった会派に所属して独自の主張に基づいた活動を展開している。これら会派に所属する議員はECRが70人、EFDDが48人と2014年選挙の時点では欧州議会の審議に大きな影響を与えるほどの勢力に達していないとみられるが、各国のポピュリズム政党の代表者たちは、2017年12月にはチェコのプラハで集会を開くなど、早くも2019年の欧州議会選挙をにらんで結束を強めている。同会議に出席したポピュリズム政党の代表者たちは、「欧州は大量の難民流入で危機に瀕している。国境を閉じて『イスラム化』を防ぐべきだ」と訴えるとともに、「EUは難民対策が不十分で、統合強化によってそれぞれの国の独自性が失われている」と指摘し、反EUの立場を鮮明に打ち出している。

第2節 ドイツ議会選挙の結果との欧州統合への影響

上記のように欧州諸国でポピュリズム政党が台頭してきている中で、ドイツでも2017年9月24日に連邦議会（下院）の選挙が行われた。

ドイツの選挙制度では有権者は第1票と第2票を投じる。第1票では有権者は各選挙区（小選挙区）の候補者の中から1人を選び（最多票を獲得した候補者が当選）、第2票では政党を1つ選ぶ（第2票で獲得した各党の得票率に基づいて各党に議席が配分される）。連邦議会の定員は基本法の規定で598議席（小選挙区と比例代表区で各289）であるが、小選挙区での当選者が優先されることから、実際には超過議席とそれに伴う調整議席が発生し、2017年の選挙では709人の議員が選ばれた。

また、小政党の乱立を防ぐために、いわゆる「5%条項」が設けられており、各党が国政に参加するためには第2票の得票率が5%を超えるか、第1票の小選挙区で3議席以上を

獲得することが最低条件となっている。これは小政党の乱立でナチスの政権掌握を招いたワイマール共和国時代の反省から設けられた制度で、これまで極右政党の連邦議会進出を防ぐのに役立ってきた。

2013年の連邦議会選挙では、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)、社会民主党(SPD)、左派党(Linke)、緑の党(Grüne)の5つの政党が議席を獲得した。2017年の議会選挙ではこれらの5つに加えて、5%条項をクリアした自由民主党(FDP)が議席を回復し、同じく5%条項をクリアしたドイツのための選択肢(AfD)が新たに議席を獲得した。連邦議会に7つもの政党が進出するのは1953-57年以来のことである。

ドイツ連邦議会選挙でひとつの政党が単独で過半数を占めたことはほとんどない。大政党が支持を失う一方で、小政党が躍進している最近では特に、複数の政党が連立して過半数の議席による政権を樹立することが多くなっている。

1. ドイツ連邦議会選挙の結果～多党化が進む

今回のドイツ連邦議会選挙では事前の世論調査の結果などから最大与党のキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)が得票率をやや減らすものの、圧倒的な得票率をあげるものと予想されていた。しかし、実際に蓋を開けてみると、政権与党 CDU/CSU は同じく政権を担ってきた社会民主党(SPD)とともに大幅に得票率を減らすという意外な結果になった。今回の議会選挙の結果をまとめると次の3点に要約できる。

- ①これまで大連立を形成してきた2大政党のキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)が前回(2013年選挙)と比べてともに大幅に議席を減らした(CDU/CSU ; 311→246議席)(SPD ; 193→153議席)。特にSPDは戦後最低の得票率(20.5%)にとどまる大敗を喫した。
- ②前回の連邦議会選挙で議席を獲得するための5%条項をクリアできず国政から遠ざかっていた自由民主党(FDP)が今回の選挙では5%条項をクリアし国政に復帰した(0→80議席)。
- ③今回の選挙結果で最も懸念を呼び起こしているのが、FDPと同様、前回選挙では5%条項を達成できなかったドイツのための選択肢(AfD)が今回選挙では5%条項をクリアして初めて国政に進出したことである。しかも、AfDは12.6%という高い得票率をあげ、議席数で94と一気に連邦議会第3勢力に躍進した。

極右政党がドイツ連邦議会に進出したのは戦後 60 年以上の歴史の中ではじめてのことである。ドイツ人の女性ジャーナリストで国際政治専門誌 “Internationale Politik” (IP) 編集長であったシルケ・テンペル (Sylke Tempel) は、AfD は「反体制、反自由化、反欧州、さらには規範とみなされるすべてのものに反対する有権者」を引きつけることによって、急速に勢力を拡大してきたと今回の AfD の躍進を分析している。同党の前党首のファウケ・ペトリ (Fauke Petry) は、国境を無法で越える人に銃を向けるために国境警備が必要となろうと発言している。また、同党の政策プラットフォームには「イスラムはドイツに属さない」と述べられており、モスク建設の禁止を要求している。そのほか 2017 年 1 月には、同党の著名な政治家ビジャーン・ホッケ (Bjoern Hoecke) がナチの犯罪やホロコーストに対する集団国家罪に異議を唱える発言をして激しい批判を引き起こした。

いずれにしても既存の大政党はこうした極右政党の躍進を抑えきれなかったわけで、ドイツにおいても今後の政権運営に大きな火種を抱え込むことになった。

表 5-2 2017 年ドイツ連邦議会選挙の結果 (政党別得票率と獲得議席数)

	2017年選挙		2013年選挙	
	得票率	議席数	得票率	議席数
キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU)	33.0	246	41.5	311
社会民主党 (SPD)	20.5	153	25.7	193
ドイツのための選択肢 (AfD)	12.6	94	4.7	-
自由民主党 (FDP)	10.7	80	4.8	-
左派党 (DIE LINKE)	9.2	69	8.6	64
緑の党 (GRUENE)	8.9	67	8.4	63
その他	5.0		6.2	

(出所) Bundestagswahl 2017:Endgültiges Ergebnis より作成

2. 新政権樹立に向け模索～難航する連立交渉

(1) 3 党連立 (ジャマイカ連立) 交渉

9 月 24 日の議会選挙後、メルケル首相 4 選を実現すべく CDU/CSU のイニシアティブの下で連立交渉に向けた動きが加速した。選挙前は CDU/CSU と大連立を組んでいた SPD は選挙で得票率を大幅に減らしたことを受けて、SPD としての本来の姿に立ち返えるため、下野して党勢の回復を図ることを決め、CDU/CSU との大連立交渉には応じないという立場を早々と表明した。

こうした状況下で、CDU/CSU としては少数与党としての道を選ぶ以外の方法としては AfD との連立を避けて、FDP と緑の党との 3 党連立 (いわゆるジャマイカ連立) を探る以

外に道がなくなった。

これら 3 党は各政策分野でその主張に大きな隔たりがあるため、連邦レベルではこれらの政党の 3 党連立が行われたのはこれまで一度もなく、州レベルは、2009～12 年にフランスとの国境に隣接するザールランド州で連立が成立したのと、2017 年 6 月以降、北ドイツのシュレスビヒホルシュタイン州で成立した 2 例がみられるだけである。それだけに、連邦ベースでの 3 党の連立交渉は協議入りの前から大きな困難が予想された。

3 党の連立交渉の本協議に先立つ予備協議は 2017 年 10 月 20 日に始まった。事前の予想通り予備協議は 3 党の政策面での隔たりが大きかったため難航した。

例えば環境政策では、緑の党が 2030 年までに電力はすべて再生可能エネルギーで賄い、自動車については 2030 年までに新車のディーゼル車やガソリン車を廃止するなどの目標設定を主張したのに対して、CDU/CSU や FDP はこの提案に反対した。

難民問題については、緑の党は難民の受け入れと、安全な逃避を可能にする人道的な観点からのビザ発給を主張し、難民の家族呼び寄せを再び可能にすることを主張した。これに対して FDP はこの主張に強硬に反対し、難民の受け入れは戦争難民に対してのみ「一時的な人道保護」を与える場合だけにとどめるべきであり、しかもそれは戦争が続く間だけに限られる主張した。CDU は 3 党協議に入る前の CSU との協議で、難民の受け入れを最大で年間 20 万に抑制することで一致している。

また、医療保険については緑の党が公的保険と民間保険を一本化した国民皆保険（Bürgerversicherung）の創設を主張したのに対して、CDU/CSU や FDP は医療保険や年金の大規模な改革の必要性はないと緑の党をけん制した。

そのほか欧州政策の分野では、FDP は、例えばギリシャ支援などでドイツが EU から過剰な負担を求められることがないように、ユーロ圏に対して妥協の余地のない厳格な態度で臨むよう迫ったとされている。

こうして、3 党連立交渉の予備協議は約 1 カ月をメドに進められたが、11 月 20 日になって FDP が交渉からの離脱を表明したために、結局 3 党連立交渉は本協議に入ることがないまま失敗に終わった。

(2) 大連立再び?～CDU/CSU と SPD の連立協議

3 党連立協議の失敗を受けて、残る選択肢は CDU/CSU が単独で（あるいは緑の党と連立を組んで）少数政権を樹立するか、再選挙という選択肢しかなくなったようにみえた。

こうした事態を受けて、シュタインマイヤー大統領は11月20日、「責任を安易に有権者に投げ返すことはできない」と語り、下野する方針を明確にしている SPD に対して CDU/CSU との連立協議に応じるよう説得を開始した。

3 党連立交渉が失敗に終わった直後は両党とも「再選挙も辞さない」と強気の態度を取っていたが、両党とも求心力が低下している中で再選挙を実施すれば更なる得票率の低下を招き極右政党 AfD の更なる躍進を許す可能性もあるとの恐怖心から、紆余曲折はあったものの、結局大統領の要請を受け入れて、大連立に向けた協議の開始に応じることになった。

CDU/CSU と SPD の大連立に向けた予備協議は2018年1月7日に始まった。

予備協議では、対立していた難民問題で、年間の受け入れ人数を CDU/CSU が主張していた20万人から22万人に事実上引き上げた。また、SPD が主張していた難民の家族の呼び寄せについては、限定的に進めることにした。税制では100億ユーロ（1兆3,400億円）規模の減税を段階的に進めることで合意した。SPD が財源の一部として主張していた高所得者への増税は実施しないこととし、SPD が主張していた公的保険と民間保険の一本化も見送り、公的保険加入者の負担軽減策にとどめた。

予備協議の結果を受けて、SPD は1月21日に党大会を開き、本協議入りの是非について600人を超す地域の代表者らによる投票を行った。投票の結果は56%（賛成362票、反対279票）という僅差で賛成が反対を上回ったため、正式に大連立に向けた本協議に入ることになった。

本協議は1月29日から始まり、予備協議で検討された各種政策（特に SPD の主張する有期雇用契約の制限の強化、年金の安定、子育て支援、住宅供給の拡大など）のより詳細な詰めが行われた。そして最後まで溝があった医療保険改革と雇用政策で妥協が成立したことから両党は2月7日、大連立政権の樹立で合意した。また本協議では主要閣僚の人事についても話し合わせ、外相と財務相の重要ポストを SPD が握ることになった。親欧州の SPD が欧州政策の重要ポストを獲得したことからユーロ圏改革が加速するとの期待も出ている。

今回の連立合意を受けて SPD は、連立合意の是非について党員投票を実施した。党員投票は約46万人の全党員を対象に郵送で行われた。SPD の党員は若手や左派の党員を中心に大連立反対派も多いといわれていることから投票の結果が注目されたが、3月4日に判明した投票結果によると、連立合意への賛成が66.02%、反対が33.98%となった。SPD の党員投票の結果を受けて新政権発足にむけた動きが本格化し、今後、大統領による首相候補指

名、連邦議会での過半数の賛成を得て 3 月半ばには新政権発足の運びとなるものとみられる。また、連立交渉の中で固まった各党への閣僚の割り振りに基づいて、すでに経済相、農業相などの閣僚名簿を発表している CDU に引き続き、CSU (内務相ポスト)、SPD (外相、財務相ポスト) も近く入閣者リストを発表する予定である (こうした手続きを経て新政権の発足が仮に 3 月半ばになった場合には、議会選挙終了後政権樹立までに足掛け 6 カ月というこれまでにない長期間を空費したことになる)。

表 5-3 ドイツ連邦議会における政権樹立までの期間(各議会会期別)

	第12会期	第13会期	第14会期	第15会期	第16会期	第17会期	第18会期
	1990	1994	1998	2002	2005	2009	2013
選挙日	1990.12.02	1994.10.16	1998.09.27	2002.09.22	2005.09.18	2009.09.27	2013.09.22
連立交渉開始	1990.12.06	1994.10.27	1998.10.01	2002.09.25	2005.10.17	2009.10.05	2013.10.23
連立交渉終了	1991.01.16	1994.11.11	1998.10.20	2002.10.16	2005.11.11	2009.10.26	2013.11.27
新連邦議会発足	1990.12.20	1994.11.10	1998.10.26	2002.10.17	2005.10.18	2009.10.27	2013.10.22
首相選出	1991.01.17	1994.11.15	1998.10.27	2002.10.22	2005.11.22	2009.10.28	2013.12.17
閣僚任命	1991.01.18	1994.11.17	1998.10.27	2002.10.22	2005.11.22	2009.10.28	2013.12.17
政府所信表明	1991.01.30	1994.11.23	1998.11.10	2002.10.29	2005.11.30	2009.11.10	2014.01.29
政権樹立に要した期間*	47日	32日	30日	30日	65日	31日	86日

注) * = 選挙日から閣僚任命までの日数。

(出所) ドイツ連邦議会、データハンドブック

議会選挙後、政権樹立に要した期間は政権樹立の困難さ (あるいは連立交渉を主導する政党や党首の求心力の低下) の指標ともみなされており、過去の事例では 2013 年の連立交渉の 86 日が最長であった。前述のように今回の連立交渉では新政権の樹立までの期間は足掛け 6 カ月及ぼうとしている。このように政権樹立にまでに時間がかかっているのは、ドイツでもポピュリズムの波に抗しきれず、極右政党の国政進出を許したことで、それに伴ってこれまでの政権与党が大幅に議席を減らしたことが最大の要因となっている。

また、メルケル首相は連立相手の政策を巧みにとり入れる政治手法で長期政権を維持してきた。今回の選挙で SPD が大きく議席を減らしたのは長年の CDU/CSU との連立で SPD としての党のアイデンティティを失ったことが大きな要因とみられている。同じく 2009 年に CDU/CSU と連立を組んだ FDP が党としての独自性を失い、2013 年の議会選挙では 5% 条項をクリアできず国政から遠ざかったという例も見られた。

過去にこうした経験を持つ政党は CDU/CSU と連立を組む場合には、CDU/CSU の政策に呑み込まれないようにするために、自党の政策をより強く打ち出すようになる。こうした

ことが今回の一連の連立交渉において妥協のハードルを一段と高くしているものとみられる。また、今回の連立協定では初めて「2年後に政権を中間評価する」ことが盛り込まれたが、これは、過去の大連立協定でパートタイムからフルタイムに復帰する権利や年金の拡充など SPD の主張が盛り込まれながら実現されなかったことへの SPD の警戒感のあらわれとみることもできる。

CDU/CSU と SPD の新たな連立政権が成立した場合でも、両党の求心力の低下から新政権の前途は多難である。国内政治において最大野党となった AfD との主要政策での対峙などで今後困難な政権運営を強いられる可能性が高まるものとみられる。また、EU レベルでは EU 改革などで前述のように一定の前進の可能性はあるものの、難民政策などで反 EU 色を強める東欧の加盟国をどのように説得し、EU の結束を維持するのかといった大きな課題に直面することは必至とみられる。

(注) 本稿は 2018 年 3 月上旬までの情勢に基づいてとりまとめたものです。

<参考資料>

- ・ Welt N24, “Vier Parteien, eine Koalition- So schwierig wird Jamaika” ,2017 年 9 月 25 日
- ・ The New York Times.html, “How far is Europe Swinging to the Right?” ,2017 年 10 月 16 日
- ・ Bundeswahlleiter, Bundestagswahl 2017
- ・ Bundestag, Datenhandbuch
- ・ Pew Research Center, “Global Attitude & Trends”
- ・ CDU, Für ein Deutschland, in dem wir gut und gerne leben, Kurz & knapp- Kernpunkte des Regierungsprogramms
- ・ SPD, Zeit für mehr Gerechtigkeit, Unser Regierungsprogramm fuer Deutschland.
- ・ Spiegel ONLINE, Wahlprogramme im Vergleich; Alle gleich? Eben nicht.
- ・ Ein neuer Aufbruch für Europa, Eine neue Dynamik für Deutschland, Ein neuer Zusammenhalt für unser Land—Koalitionsvertrag zwischen CDU,CSU und SPD、2018 年 2 月 7 日
- ・ 外務省、各国基礎データ
- ・ ジェトロ、通商弘報、2017/05/08、07/31、10/18、11/02、12/21

第6章 緊密化するドイツ・中国経済関係

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

新井 俊三

ドイツと中国の経済関係の緊密化が注目されている。ドイツにとっては、輸出入合計で中国が一番の貿易相手国となっており、ドイツの主要産業である自動車産業は、今や世界一となった中国の自動車市場に大きく依存している。中国側の対独直接投資も活発であり、ドイツのロボット・メーカーKUKAの買収も話題となった。わが国でもドイツ企業と中国企業の提携が「蜜月時代」と報道されており、(注1)、「中国・ドイツ経済同盟」のタイトルの一般書も現われている(注2)。

そこで本稿では、貿易、直接投資など両国の経済関係を統計で確認するとともに、中国企業によるドイツ企業の買収時の問題点、中国でのドイツ自動車産業、両国関係の問題点などを概観する。

第1節 両国の輸出入動向

表6-1と表6-2にドイツの輸出、輸入統計を示した。輸出では欧州向けが中心であり、EU諸国向けが約6割、そのうちユーロ圏向けが4割前後となっている。しかし、両地域向けは漸減傾向にあり、それを中国向けが補っていることにもなっている。国別にみるとフランス、オランダなどの近隣国と世界で1, 2位経済大国であるの米国、中国向けが上位を占める。

中国はドイツにとって、2016年では輸出で米国、フランス、オランダについて第4位、輸入では第1位を占めている。輸入では2009年に第1位となり、2010年も1位、その後オランダにその座を譲ったが、2015年に再び1位となり、2016年も1位、2016年は輸出入合計でも1位となった。

2005年から2016年にかけて、ドイツの中国向け輸出が約3.6倍に伸びているのが注目される。

表 6-1 ドイツの主要国・地域別輸出 単位:100 万ユーロ、%

	2005年		2010年		2014	2015	2016	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	金額	金額	構成比
欧州	583,711	74.2	675,008	70.9	761,898	803,405	821,223	68.0
EU諸国	498,558	63.4	570,879	60.0	648,446	692,493	707,692	58.6
ユーロ圏	339,583	43.2	386,914	40.6	413,752	434,075	442,512	36.9
ベルギー	43,613	5.5	45,039	4.7	42,005	40,900	41,751	3.5
フランス	79,039	10.1	89,582	9.4	100,580	102,762	101,399	8.4
イタリア	53,855	6.8	58,589	6.2	54,240	57,987	61,427	5.1
オランダ	49,033	6.2	62,978	6.6	72,736	79,191	79,102	6.6
オーストリア	43,305	5.5	52,156	5.5	55,807	58,217	59,788	5.0
スペイン	40,018	5.1	34,222	3.6	34,820	38,715	40,634	3.4
非ユーロ圏	158,975	20.2	183,965	19.3	234,693	258,417	265,180	22.0
ポーランド	22,349	2.8	37,666	4.0	47,692	52,163	54,798	4.5
チェコ	19,161	2.4	26,708	2.8	33,469	36,480	38,281	3.2
英国	60,394	7.7	58,666	6.2	79,163	89,018	86,071	7.1
非EU諸国	85,153	10.8	104,129	10.9	113,452	110,913	113,531	9.4
ロシア	17,278	2.2	26,354	2.8	29,223	21,647	21,583	1.8
スイス	29,629	3.8	41,659	4.4	46,202	49,070	50,353	4.2
アフリカ	14,807	1.9	19,984	2.1	22,521	23,917	24,519	2.0
米州	91,994	11.7	99,464	10.4	135,239	156,982	147,707	12.2
米国	69,299	8.8	65,574	6.9	95,928	113,733	106,919	8.9
ブラジル	5,484	0.7	10,386	1.1	10,384	9,865	8,578	0.7
アジア	88,398	11.2	148,231	15.6	190,973	196,300	200,459	16.6
中国	21,235	2.7	53,791	5.7	74,369	71,284	76,109	6.3
インド	4,194	0.5	9,282	1.0	8,894	9,734	9,802	0.8
日本	13,338	1.7	13,149	1.4	16,910	16,968	18,354	1.5
オセアニア	5,930	0.8	8,972	0.9	9,566	10,221	10,381	0.8
合計	786,266	100.0	951,959	100.0	1,123,746	1,193,555	1,207,019	100.0

出所:ドイツ連邦統計局、Fachserie 7, Reihe 1

表 6-2 ドイツの主要国・地域別輸入 単位:100 万ユーロ、%

	2005年		2010年		2014年	2015年	2016年	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	金額	金額	構成比
欧州	446,633	71.1	541,719	68.0	642,738	653,782	658,486	68.6
EU諸国	371,136	59.1	444,375	55.7	527,117	543,334	552,431	57.9
ユーロ圏	249,043	39.7	299,715	37.6	350,550	356,643	359,742	37.7
ベルギー	28,849	4.6	33,304	4.2	39,507	36,864	37,892	4.0
フランス	53,700	8.5	60,673	7.6	66,714	66,819	65,778	6.9
イタリア	36,348	5.8	41,977	5.3	48,522	49,038	51,774	5.4
オランダ	51,823	8.3	67,205	8.4	87,796	87,889	83,590	8.8
オーストリア	26,048	4.1	33,013	4.1	36,218	37,250	38,558	4.0
スペイン	18,070	2.9	21,955	2.8	24,804	26,442	27,771	2.9
非ユーロ圏	122,093	19.4	144,660	18.1	176,567	186,691	192,690	20.2
ポーランド	16,700	2.7	27,637	3.5	39,648	44,708	46,522	4.9
チェコ	17,680	2.8	28,702	3.6	36,760	39,193	42,404	4.4
英国	36,069	5.7	37,923	4.8	38,545	38,414	35,647	3.7
非EU諸国	75,497	12.0	83,397	10.4	115,621	110,448	106,055	11.1
ロシア	22,284	3.5	31,804	4.0	38,322	30,086	35,647	3.7
スイス	22,620	3.6	32,507	4.1	39,392	42,089	43,910	4.6
アフリカ	13,762	2.2	17,040	2.1	20,242	18,307	16,632	1.7
米州	58,574	9.3	71,680	9.0	74,191	85,582	83,237	8.7
米国	41,796	6.7	45,241	5.7	49,207	60,217	57,823	6.1
ブラジル	5,915	0.9	9,445	1.2	9,067	8,419	7,841	0.8
アジア	106,178	16.9	163,523	20.5	170,050	188,621	193,292	20.2
中国	40,845	6.5	77,270	9.7	79,828	91,930	93,757	9.8
インド	3,408	0.5	6,241	0.8	7,087	7,584	7,616	0.8
日本	21,772	3.5	22,475	2.8	19,007	20,180	21,952	2.3
オセアニア	2,301	0.4	3,134	0.4	2,924	2,950	2,146	0.2
合 計	628,087	100.0	797,097	100.0	910,145	949,245	954,642	100.0
出所: 表1に同じ								

ドイツにとって中国は主要な貿易相手国の一つであるが、中国側から見ると欧州で最も重要な貿易相手国にすぎない。表 6-3 に中国の輸出入統計を示した。中国にとってはアジア諸国が主要貿易相手国であり、それに続くのが輸出では米国、欧州諸国、輸入では欧州諸国、米国である。ドイツは中国の輸出市場としては、3.1%のシェアを占めるに過ぎず、米国、香港、日本、韓国の後塵を配している。中国の輸入を見てみると、EU 諸国の中ではドイツの占めるシェアは 2016 年で 5.4%と高いが、韓国、日本、台湾、米国には及ばない。

世界第二の経済大国となった中国に貿易で大きく依存する国は、中国の近隣諸国を中心に多く見られる。2016 年に、それぞれの国の輸入で中国のシェアが 20%をこえる国を例として挙げれば、韓国 (21.4%)、タイ (21.6%) マレーシア (20.4%)、インドネシア (22.7%)、オーストラリア (23.3%) などであり、また米国 (21.1%)、ロシア (20.9%) も 20%を超えている。

中国向け輸出比率の高い国は、オーストラリア (31.6%)、台湾 (26.4%)、日本 (25.8%)、韓国 (25.1%) などが挙げられる。

表 6-3 中国の主要国・地域別輸出入 単位:100 万ドル、%

	輸 出				輸 入			
	2014年	2015年	2016年		2014年	2015年	2016年	
	金額	金額	金額	構成比	金額	金額	金額	構成比
アジア	1,188,636	1,140,850	1,042,276	49.7	1,085,575	954,781	905,839	57.1
日本	149,442	135,671	129,261	6.2	162,997	142,987	145,525	9.2
香港	363,191	330,836	287,723	13.7	12,903	12,767	16,845	1.1
台湾	46,285	44,899	40,374	1.9	152,030	143,307	139,217	8.8
韓国	100,340	101,296	93,708	4.5	190,152	175,518	158,868	10.0
インド	54,222	58,240	58,390	2.8	16,371	13,383	11,757	0.7
北米	426,278	439,335	412,626	19.7	184,314	175,079	152,811	9.6
米国	396,082	409,538	385,085	18.4	159,036	148,737	134,402	8.5
欧州	438,869	403,338	389,666	18.6	336,291	293,209	287,698	18.1
EU諸国	370,884	355,876	339,048	16.2	244,255	208,879	207,970	13.1
ドイツ	72,712	69,161	65,214	3.1	105,040	87,623	86,073	5.4
オランダ	64,931	59,463	57,450	2.7	9,351	8,792	9,790	0.6
英国	57,143	59,582	55,689	2.7	23,729	18,937	18,653	1.2
イタリア	28,758	27,837	26,361	1.3	19,286	16,855	16,704	1.1
フランス	28,708	26,753	24,657	1.2	27,089	24,657	22,478	1.4
ロシア	53,678	34,784	37,334	1.8	41,607	33,276	32,229	2.0
大洋州	46,582	50,543	47,506	2.3	109,600	83,034	80,382	5.1
オーストラリア	39,154	40,322	37,287	1.8	97,751	73,643	70,666	4.5
中南米	136,235	132,216	113,864	5.4	127,227	104,329	102,697	6.5
ブラジル	34,894	27,417	21,975	1.0	51,686	44,167	45,738	2.9
アフリカ	106,147	108,667	92,216	4.4	115,737	70,366	56,900	3.6
合 計	2,342,747	2,274,950	2,098,154	100.0	1,960,290	1,587,419	1,587,419	100.0
出所: 中国海関統計								
『ジェトロ世界貿易投資報告』								

注: 中国の貿易統計によると、対独貿易は中国側の入超となっている。これは輸出 FOB、輸入 CIF などの統計の取り方、香港経由の貿易などが影響を与えていると推察される。

ドイツと中国の貿易をドイツの貿易統計で品目別に見ると、ドイツからの輸出は乗用車、産業用機械、電気制御盤などの電気製品などが中心であり、輸入は携帯電話などの電子機器、データ通信、ファクシミリなどの機械、家具、アパレルなどの軽工業品が多い。

表 6-4 ドイツの対中国主要輸出品目 単位:100 万ユーロ、%

分類	品 目	2015年			2016年		
		金額	金額	構成比	金額	金額	構成比
87	鉄道用・軌道用車両を除く車両及び部品	18,498	20,882	27.2			
84	原子炉・ボイラー及び機械類	16,864	15,510	20.2			
85	電気機器、録音機、テレビなど	10,455	11,340	14.8			
90	光学機器、写真機、測定機器、医療機器など	5,552	6,108	8.0			
88	航空機及び宇宙飛行体	3,406	4,381	5.7			
30	医療用品	2,197	2,338	3.0			
39	プラスチック・製品	2,128	2,254	2.9			
73	鉄鋼製品	1,350	1,443	1.9			
29	有機化学品	849	1,007	1.3			
2	肉及び食用のくず肉	540	885	1.2			
出所: Global Trade Atlas							

表 5 ドイツの対中国主要輸入品目

分類	品 目	2015年			2016年		
		金額	金額	構成比	金額	金額	構成比
85	電気機器、録音機、テレビなど	17,403	19,445	27.8			
84	原子炉・ボイラー及び機械類	15,300	15,037	21.5			
94	家具、寝具、マットレス	3,304	3,290	4.7			
62	衣類及び付属品(メリヤス編みなどを除く)	3,306	2,970	4.3			
61	衣類及び付属品(メリヤス編みなど)	2,898	2,645	3.8			
90	光学機器、写真機、測定機器、医療機器など	2,327	2,339	3.3			
64	履物、ゲートルなど	1,835	1,764	2.5			
29	有機化学品	1,827	1,748	2.5			
95	玩具、遊戯用具及び運動用具など	2,139	1,704	2.4			
39	プラスチック・製品	1,609	1,682	2.4			
出所: Global Trade Atlas							

第 2 節 直接投資

1. 近年の直接投資動向

最近のドイツの対内対外直接投資統計を表 6-6 に示した。直接投資統計から見る限りでは、ドイツの対外直接投資はオランダ、ルクセンブルグ、英国などの欧州近隣諸国向けと米国向けが多く、中国向けはこれら諸国に次ぐ地位を占めている。表 6-7 の中国の統計で見ると、対中対内投資で上位を占めるのは、中継地として特殊な地位を占める香港をのぞけばアジアの近隣諸国と米国であり、ドイツの対中投資は日本よりも少ない。

ドイツにとって中国は近年、消費市場としても生産拠点としても重要性を増している。2014 年における中国におけるドイツの企業数は 1,949 社で、従業員数は 66 万人を数える。2014 年の対中投資ストックは、597 億ユーロで、これを業種別に見ると製造業が 7 割を占め、中でも自動車・同部品が最大の投資分野となっている。中国への投資が増大し、生産が軌道に乗るにつれ、専門技術者の不足がドイツ企業の悩みとなっているため、人材育成にも力を入れ始めている（注 3）。

参考までにドイツの対米投資の数字をみると、進出企業数は 3,000 社を超え、雇用数は 67 万人に及ぶ。やはり専門技術者不足に悩んでおり、人材育成にも力を入れている（注 4）。

一方、中国の対独直接投資も統計の数字以上に活発化しているように見受けられる。特に M&A の件数が増加している。ドイツのベルテルスマン財団の調査によれば、中国企業は

M&Aにより、①ドイツ市場およびEU域内市場へのアクセス、②販路獲得、③技術・ノウハウの獲得、④ブランド構築・獲得、⑤欧州における顧客ニーズの理解向上を狙っているという（注5）。投資案件を業種別に見ると、産業機械・設備が全体の15%を占め、電子機器・半導体（13%）、食品・飲料を含む消費財（12%）などが続く。（M&Aを含まない）

東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故で、原子炉を冷却するためかなりの高度まで放水できる装置が紹介された。当時はドイツのメーカー、プッツマイスター社製であったが、同社は2012年に中国の三一集団に買収された。

表 6-6 ドイツの国・地域別対内・対外直接投資<国際収支ベース、ネット、フロー>

	対内直接投資			対外直接投資		
	2014年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年
EU	3,527	29,414	39,447	58,391	49,175	40,150
ユーロ圏	9,821	18,597	31,834	37,054	33,833	28,456
オランダ	△26,858	4,330	9,884	11,680	12,407	10,356
ルクセンブルグ	12,247	4,953	8,085	11,126	5,088	8,084
スペイン	1,618	2,253	2,610	△103	890	4,006
アイルランド	236	2,382	△671	1,029	922	2,376
ベルギー	△3,874	△5,240	4,190	2,218	9,192	1,018
イタリア	305	2,319	557	△514	2,988	920
オーストリア	3,384	6,414	△2,849	4,791	2,261	653
フランス	2,754	78	4,399	5,490	△3,086	42
非ユーロ圏	13,348	10,817	7,613	21,453	15,343	11,694
英国	13,481	5,158	6,356	9,687	6,746	7,996
ポーランド	174	337	665	531	2,352	3,421
スウェーデン	1,345	4,603	△502	9,010	5,996	△3,973
スイス	696	8,653	3,249	1,691	3,112	1,306
北米	3,932	11,542	5,323	8,773	27,468	12,292
米国	3,409	12,107	5,682	8,363	27,153	12,177
アジア大洋州	3,921	4,814	1,552	14,303	10,654	10,293
中国(香港、台湾を除く)	1,032	1,931	△173	8,468	7,759	6,686
日本	1,001	2,629	142	232	△1,382	933
中南米	△1,198	△6,030	△794	1,241	6,418	3,305
アフリカ	279	247	58	1,252	713	1,098
中近東	△438	173	41	984	1,281	553
合計(その他を含む)	6,240	47,284	46,695	83,960	101,357	69,323

出所: Direktinvestitionen It. Zahlungsbilanzstatistik、ドイツ連邦銀行

表 6-7 中国の国・地域別対内直接投資<実行ベース>(金融分野を除く)

順位	2014年		2015年		2016年	
	国・地域	金額	国・地域	金額	国・地域	金額
1	香港	85,740	香港	92,670	香港	87,180
2	シンガポール	5,930	シンガポール	6,970	シンガポール	6,180
3	台湾	5,180	台湾	4,410	韓国	4,750
4	日本	4,330	韓国	4,040	米国	3,830
5	韓国	3,970	日本	3,210	台湾	3,620
6	米国	2,670	米国	2,590	マカオ	3,480
7	ドイツ	2,070	ドイツ	1,560	日本	3,110
8	英国	1,350	フランス	1,220	ドイツ	2,710
9	フランス	710	英国	1,080	英国	2,210
10	オランダ	640	マカオ	890	ルクセンブルグ	1,390
	全世界合計	119,560	全世界合計	126,270	全世界合計	126,000

出所：商務部ウェブサイト「中国投資指南」を基に作成
『世界貿易投資報告』(ジェトロ)

表 8 中国企業による対ドイツ対内直接投資事例

<M&A以外>					
業種	企業名	時期	投資額	概要	
IT	アリババ	2015年12月	n.a.	ドイツでのサービス強化のため、ミュンヘンに拠点を開設	
<M&A>					
被買収企業		買収企業		概要	
業種	企業名	企業名	時期	投資額	概要
機械	デュル	SBS	2016年8月	1億2,000万ユーロ	洗浄技術を得意とするデュル・エコクリーン・グループの株式85%を2016年末に取得と発表
機械	クーカ	美的集団	2016年6月	非公表	産業用ロボット大手でインダストリー4.0の主要企業の1つであるクーカを買収すると発表
建設	ビルフィンガー	成都天翔環境	2016年4月	2億ユーロ	水技術事業を買収
エネルギー	EEW	北京控股	2016年3月	14億3,800万ユーロ	ドイツのゴミ処理技術の中国市場での展開のため、EEWを完全買収
機械	クラウス・マッファイ	中国化工集団	2016年1月	9億2,500万ユーロ	技術の獲得を狙い、射出成型機器設備メーカーを買収
電子機器	メッツ	創維集団(Skyworth)	2015年4月	n.a.	経営破綻した家電・ストロボライト製造のメッツからテレビ事業を買収
機械	ハイライト	中航工業機電系統股份(AVICEM)	2014年10月	4億7,300万ユーロ	パワーTRAIN分野の地位強化のため、自動車エンジン用部品メーカーを買収

出所：『世界貿易投資報告』(ジェトロ)

表 9 ドイツ企業による対中国対内直接投資

<M&A以外>					
業種	企業名	時期	投資額	概要	
自動車部品	ブローゼ	2017年4月	非公表	上海に中国・東アジア統括拠点及び生産拠点を開設	
自動車部品	カウテックス・テクストロン	2015年11月	n.a.	武漢に中国で5番目となる工場の設立を発表。稼働は2017年を予定	
機械	リンデ・ハイドラリックス	2015年5月	n.a.	山東省に新工場を開設	
自動車	フォルクスワーゲン	2014年7月	20億ユーロ	中国市場の需要に対応するため、提携相手の第一汽車と青島および天津に新工場建設を発表	
<M&A>					
買収企業		被買収企業		概要	
業種	企業名	企業名	時期	投資額	概要
自動車部品	レオニ	武漢恒通汽車線束	2016年9月	非公表	同社に51%出資。この買収により中国自動車大手である東風汽車のサプライヤーネットワークに参入
機械	シェラー	揚州鍛圧機械	2015年6月	n.a.	中国市場でのポジションを強化し、51%を出資。
機械	クラス	山東科楽集金億農業機械	2014年1月	n.a.	中国の農業市場に注力するため、農業機械メーカーの山東科楽集金億農業機械を買収

出所：『世界貿易投資報告』

2. M&Aによる技術流出の恐れ

中国企業によって買収されたドイツ企業は、潤沢な資金により研究開発および設備投資に積極的になれるし、中国・アジア市場での販路の拡大にも期待が持てる一方、ドイツ経済にとっては、技術の流出あるいは安全保障上の問題も持ち上がる可能性がある。

中国の総合家電メーカー、美的集団によるドイツのロボット・メーカーKUKAの買収では技術の流出が懸念された。既にクーカの株式13.5%を持っていた美的集団がTOBをかけたところから関心が高まった。美的集団は一方で、会社の拠点は従来どおりドイツのアウグスブルグに置き、ドイツ国内の工場、従業員も変更しないと配慮も見せた。クーカはドイツの国家プロジェクトであるインダストリー4.0を担う企業の一つと見られているため、慎重な意見も見られたが、最終的に、ドイツ経済省はこの買収に反対しないことを表明した（注6）。

一方、当事者同士が合意していたにもかかわらず、成立しなかった案件がある。中国の投資ファンド、福建芯片投資基金（FGC）によるドイツの半導体製造装置メーカー、アイクストロンの買収である。一度は買収を認可したドイツ政府が再審査を発表。これは米国政府が安全保障上の理由から米国にある子会社の買収を認可しなかったためである。FGCが買収を断念した（注7）

クーカの買収を契機に、ドイツ政府も軍事・安全保障、その他の重要なインフラ部門などのドイツ企業に対する外国企業の買収に関し規制を強化することを決定し、対外経済施行令の改正を2017年7月12日に閣議決定した（注8）。

また欧州委員会も域外からの欧州企業買収に関し審査を強化することを発表している（注9）。

第3節 中国に依存するドイツ自動車メーカー

輸出依存度の高いドイツ経済にあって、輸出を担うのは自動車と機械であるが、今や世界1となった中国自動車市場にドイツ車メーカーの依存率は高い。ドイツ車の3分の1は中国で販売されているという調査報告もあるほどである（注10）。

2016年の中国自動車販売は約2,683万台となり、初めて2,000万台を突破した。表10は中国での2016年メーカー別新車販売台数である。輸入車は含まれず、中国で生産された自動車の販売台数と思われる。

表 6-10 中国の 2016 年メーカー別新車販売台数

	メーカー	2016年	2015年	備 考
1	フォルクスワーゲン	3,317	2,952	上汽VWと一汽VWの販売台数の合計
2	上汽通用五菱	2,130	2,040	中国専用ブランドのみで、ゼネラル・モーターズとの別集計
3	ゼネラル・モーターズ	1,887	1,752	上汽GMの販売台数
4	日産	1,355	1,250	東風ブランドの乗用車と小型商用車を含む
5	ホンダ	1,248	1,006	Acuraブランドの台数を除いた、東風ホンダと広汽ホンダの販売台数合計(輸入車を含む)
6	トヨタ	1,214	1,123	一汽トヨタと広汽トヨタの販売台数の合計
7	長安汽車	1,150	938	
8	現代自動車	1,142	1,062	北京現代の販売台数
9	長城汽車	1,074	853	
10	フォード・モーターズ	957	836	長安フォードの販売台数
出所: 盖世汽車研究所 MarkLines				
日経テクノロジーonLine 2017.1.13				

ドイツ各メーカーの中国での販売台数をみたのが、表 6-11 である。いずれのメーカーも本国ドイツをしのぎ、中国が最大市場となっている。特に VW は中国市場への依存度が高い。VW はすでに 1983 年に中国に進出し、上海汽車と合弁で生産を開始している。現在 20 の生産拠点を持っている。BMW も 2 箇所の工場があり、ベンツも北京汽車との合弁を開始している。

中国は大気汚染対策もあり、また、自国産業の育成という意味もあり、参入が比較的容易な電気自動車の導入に舵をきり始めている。ドイツ各社も中国でのマーケットの維持のため、同市場で電気自動車の生産を始めようとしている。

表 6-11

VW、世界販売台数			ベンツ、世界販売台数			BMW、世界販売台数		
	2016年	2015年		2016年	2015年		2016年	2015年
欧州	4,062	4,006	欧州	980	874	欧州	1,092	1,000
西欧	3,114	3,062	ドイツ	314	296	ドイツ	299	286
ドイツ	1,137	1,147	NAFTA	406	412	英国	252	231
英国	523	521	米国	347	359	南北アメリカ	460	496
フランス	249	252	アジア	715	618	米国	367	406
中東欧	592	560	中国	488	400	アジア	747	686
ロシア	156	165	世界計	2,198	2,001	中国	517	464
北米	928	923				その他	68	65
米国	591	607				世界計	2,368	2,248
メキシコ	239	212	出所は各社年次報告書					
南米	362	490						
ブラジル	231	354						
アジア太平洋	4,283	98						
中国	3,975	3,902						
日本	83	91						
インド	66	69						
その他	356	384						
世界計	9,635	9,321						

第4節 中国との外交関係

ドイツ外務省ウェブサイト（注11）で中国の項目をみると、「ドイツにとって中国はアジアで最も重要な経済パートナーであり、中国にとってドイツは欧州の中で最も重要な経済パートナーである」との認識のもと、「世界で不確実性が増し、グローバルな経済金融危機がまだ克服されていない状況では、両国の協力が特に重要な意味を持ってきている」としている。ドイツと中国の関係は2004年以来「戦略的パートナーシップ」と位置づけられ、この関係はさらに、2014年習近平国家主席の訪独時に「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされた。2011年以来、独中間では、両首脳をはじめ閣僚が出席する政府間協議が行われている。

この種の政府間協議で一番歴史があるのは独仏政府間協議で、1963年のエリゼ条約（仏独協力条約）締結後開始され、現在では半年に一度のペースで開催されている。現在ドイツは、フランスをはじめとし、イタリア、スペイン、ロシア、ポーランドなど11カ国と政府間協議を行っている。政府間協議を定期的に行っていれば、首脳の訪問も多くなるのは当然で、逆に、日本とは定期協議が行われていないため、ドイツの首相が訪日するのはまれである。

ドイツはまた、中国の人権の状況、個人の自由の抑圧などについては批判的であり、首相訪中のおりにも批判はしているが、中国国内でそれらの批判が一般国民の耳に入ることはない、といわれている。

ドイツは中国との経済関係を強化するため、米国や日本と同様、ドイツが推進するインダストリー4.0のプロジェクトに関し、中国と協力協定を締結しているし、ドイツで開催された関連する見本市CEBITでもゲスト・カントリーとして遇された年もあった。

ナチスの過去ゆえに、戦後はひたすら復興と経済成長に邁進してきたドイツにとって、巨大な市場として成長する中国はマーケットとして年毎に重要になってきたといえる。早期に進出したゆえにVWはシェアNo.1となったし、中間層の拡大でベンツやBMWなどの高級車の需要が伸びてきている。中国が経済成長をするにつれて、設備投資に必要な産業機械・設備を供給するドイツ、ということでドイツの輸出も増加してきた。中国にとってみれば、ドイツはM&Aなどによる企業進出で、欧州における拠点となりつつある。地理的に遠く離れているため、両国間には歴史問題も領土問題も存在しないことも幸いした。

しかし、両国の経済関係が緊密化するにつれて、特にドイツ企業側から不満が高まってき

ている。中国企業はドイツに自由に進出できるのに対し、ドイツ企業の中国進出に当たっては規制が多く、競争の条件が平等ではないという。習近平国家主席の権力が強化され、政治が経済をも指導する時代が来るかもしれない、という懸念が出てきている。

<注>

- 1：「中独企業蜜月時代 技術や市場 思惑一致」日本経済新聞 2017年6月10日
- 2：『VW 不正と中国・ドイツ経済同盟 ― 世界経済の支配者か、破壊者か』真壁昭夫 小学館 2016年
- 3：「ドイツ企業の対中直接投資動向（1）（2）（3）」通商弘報 2017年2月1日、2日、3日
- 4：「対米通商摩擦を懸念するドイツ」フラッシュ 337 国際貿易投資研究所
- 5：「2015年の中国企業の対外直接投資動向」通商弘報 2016年12月1日
- 6：”Wirtschaftsministerium genehmigt Übernahme von Kuka” Frankfurter Allgemeine Zeitung オンライン 2016年8月17日
- 7：”Die Aixtron-Übernahme ist endgültig geplatzt” Frankfurter Allgemeine Zeitung オンライン 2016年12月8日、「独半導体装置の買収断念」日本経済新聞 2016年12月10日
- 8：「外国企業による国内企業の買収規制を強化」通商弘報 2017年8月10日
- 9：「EU、審査を強化」日本経済新聞 2017年9月15日
- 10：”Jedes dritte deutsche Auto geht nach China” Frankfurter Allgemeine Zeitung オンライン 2017年11月21日

[禁無断転載]

新たな仏独関係の構築でよみがえる EU

発行日 2018年3月

編集発行 一般財団法人 国際貿易投資研究所

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

Tel : (03) 5148-2601 Fax : (03) 5148-2677
